

平成 22 年 旭 市 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成 22 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 平成 22 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 3 号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	
議案第 4 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
議案第 5 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 旭市定住自立圏形成方針の変更について	
議案第 9 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市 町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	13
散 会	26

第 2 号 (11月30日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	28
事務局職員出席者	28
開 議	29
議案質疑	29
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号直接審議（先議）	43
議案第10号直接審議（先議）	45
常任委員会議案付託	45
常任委員会請願付託	46
散 会	46

第 3 号 (12月2日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
説明のため出席した者	47
事務局職員出席者	48
開 議	49
一般質問	49
1 番 大 塚 祐 司	49
20 番 高 橋 利 彦	61
9 番 林 七 巳	88
10 番 向 後 悦 世	96
17 番 日 下 昭 治	109

会議時間の延長	1 2 9
5 番 伊 藤 保	1 2 9
散 会	1 3 6

第 4 号 (1 2 月 3 日)

議事日程	1 3 7
本日の会議に付した事件	1 3 7
出席議員	1 3 7
欠席議員	1 3 7
説明のため出席した者	1 3 7
事務局職員出席者	1 3 8
開 議	1 3 9
一般質問	1 3 9
1 2 番 滑 川 公 英	1 3 9
3 番 宮 澤 芳 雄	1 5 7
1 5 番 木 内 欽 市	1 6 4
6 番 島 田 和 雄	1 8 5
8 番 伊 藤 房 代	2 0 0
4 番 太 田 將 範	2 0 8
散 会	2 1 8

第 5 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程	2 1 9
本日の会議に付した事件	2 1 9
出席議員	2 1 9
欠席議員	2 2 0
説明のため出席した者	2 2 0
事務局職員出席者	2 2 1
開 議	2 2 2
常任委員長報告	2 2 2

質疑、討論、採決	2 2 5
常任委員長請願報告	2 2 7
質疑、討論、採決	2 2 8
議案上程	2 3 0
議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について	
提案理由の説明	2 3 0
議案の補足説明	2 3 1
質疑、討論、採決	2 3 2
発議案上程	2 3 2
発議第 1 号 T P P 交渉参加反対を求める意見書の提出について	
発議第 2 号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 3 3
質疑、討論、採決	2 3 5
事務報告	2 3 6
閉 会	2 3 6

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成22年11月26日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市

17番 日下 昭治

19番 嶋田 茂樹

21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹

18番 林 俊介

20番 高橋 利彦

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 刃田 哲雄

行政改革推進課長 林 清明

企画課長 神原 房雄

税務課長 堀川 茂博

環境課長 浪川 敏夫

健康管理課長 石毛 健一

子育て支援課長 林 芳枝

商工観光課長 横山 秀喜

建設課長 北村 豪輔

下水道課長 佐藤 邦雄

消防長 佐藤 清和

病院事務部長 渡辺 清一

国民宿舎支配人 増田 富雄

学校教育課長 平野 一男

国体推進室長 高野 晃雄

農業委員会事務局長 伊藤 浩

副市長 増田 雅男

秘書広報課長 米本 壽一

総務課長 平野 哲也

財政課長 加瀬 正彦

市民課長 石井 繁

保険年金課長 花香 寛源

社会福祉課長 在田 豊

高齢者福祉課長 渡辺 輝明

農水産課長 堀江 隆夫

都市整備課長 伊藤 恒男

会計管理者 高山 重幸

水道課長 小長谷 博

病院経理課長 鈴木 清武

庶務課長 加瀬 寿一

生涯学習課長 野口 國男

監査委員局長 平野 修司

事務局職員出席者

事務局長 堀江 通洋

事務局次長 向後 嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、景山岩三郎議員、12番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの18日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第10号までの10議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第10号までの10議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２２年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成２２年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 ３号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 ４号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 5 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市定住自立圏形成方針の変更について

議案第 9 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成22年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成22年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 5 億 5,000 万円を追加し、予算の総額を 284 億 900 万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,700 万円を追加し、事業勘定の総額を 86 億 700 万円とするものであります。

議案第 3 号は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を専門的かつ一時的な業務に従事させる場合などに任期を定めた職員を採用することについて、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも、一般職の職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市定住自立圏形成方針の変更についてでありまして、定住自立圏構想推進要綱第5の(4)に定める定住自立圏形成方針を変更するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴う規約改正を行うにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成23年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮本英一氏が適任であると考え、提案するものであります。なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき、職員一丸となり積極的に取り組んでいるところであります。

その中でも、特に重点項目として位置付けました公共施設の見直しについては、各課等で行った施設の見直し調査結果がまとまり、先般、行政改革推進委員会へ概要を説明し、ご意見をいただいたところであります。

今後は、これらの調査結果を踏まえ、様々な検討、協議を行い、年度末までには「公共施

設の活用方針」を策定したいと考えております。

また、組織・機構の見直しを実施するにあたり、各課等の事務執行上の問題点等の調査を行ったところであります。組織に関することや事務改善に関することなど多くの提案があり、現在、各課間の調整を行っており、調整できたものから順次実施してまいります。

次に、「補助金の見直し」、「未利用資産の処分」につきましては、すでに見直し作業に入っており、その他の項目につきましても概ね計画通り順調に進捗しております。

今後も健全財政の維持と市民サービス向上のバランスを考慮しながら、組織や事務事業の見直し、コスト削減を図ってまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、去る9月20日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いとおかユートピアセンターの3か所で実施したところ、1,561人の方々にご来場いただき、文化協会の皆様方の演芸や保育所児童によるお遊戯などで楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、保健事業について申し上げます。

子どもたちの疾病予防と保護者の経済的負担の軽減を図るために、国の緊急総合経済対策を活用し、平成23年1月から子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を実施する予定であります。

また、母体や胎児の健康確保のために実施している妊婦一般健康診査においても、新たにヒト白血球ウイルス1型抗体検査を追加し、母子感染の予防対策を推進してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

中央病院の新本館建設工事は躯体工事が終了し、現在、外壁タイル工事の仕上げや内部の天井、壁、床の仕上げ工事、エレベーター工事等が順調に進捗しております。

皆様には暫くの間ご不便をおかけしますが、病院を利用される方々の安全に十分配慮し、スムーズな開院に向けて準備を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校教育について申し上げます。

次代を担う子どもたちがスポーツを通して、感受性豊かな人間性を培うとともに、技術向上と心身の健全な育成を図ることを目的として実施している「江戸川区・旭市中学生スポーツ交流大会事業」については、今年度も5月に野球大会、10月には総合体育館で卓球大会を開催し、熱戦が繰りひろげられました。

参加した江戸川区の中学生は、海上キャンプ場に宿泊し、本市の中学生とともに、旭の食

材を使つてのバーベキューを堪能し、より一層の交流を深めることができました。

次に、今年度で5回目を迎える「旭市小学校音楽会」が、去る11月5日、東総文化会館において、市内15小学校の児童約720名が参加し開催されました。

各学校の特色あるすばらしい吹奏楽の演奏や合唱など、子どもたちが生き生きと発表する姿に、来賓の方々や大勢の保護者が感銘し、盛会裏に終えることができました。

また、去る11月11日、東総文化会館において「旭市中学校合同文化祭」が開催されました。

本事業は、開催に向けての企画から当日の運営まで全てを生徒自らが行うもので、当日は中学生670名が参加し、同じ市内の同期生として絆を深めることができました。

なお、今回大きな特徴として感銘した企画がありました。会場に貼り出された5年後の自分宛の寄せ書きは、5年後の成人式会場に飾られる予定となっており、自分が今とどう変わっているか成長の度合いを見るうえで、とてもよい刺激になるのではないかと思います。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月13日、東総文化会館において青少年意見発表大会が開催されました。

小学生、中学生、高校生など総勢25名による力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができました。

文化振興については、去る9月26日に東総文化会館において「あさひのまつり」を開催し、地域に伝わるお囃子や神楽などが披露され、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に、大勢の観客から盛大な拍手が送られ、大変な盛り上がりの中で終了いたしました。

また、去る11月14日には、長野県小布施町在住のセーラ・マリ・カミングスさんを講師としてお招きし、文化講演会を開催いたしました。

講演では、カミングスさんの小布施での町おこしにかけた情熱に、詰めかけた多くの方々が感動し、大変有意義な講演となりました。

体育振興については、去る10月17日に旭市民の一体感を醸成する事業として、「第1回旭市民体育祭」を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において、15小学校区から、選手をはじめ競技役員や応援の方々など約5,000人の参加を得て開催いたしました。

スポーツを通しての地域間の交流や、参加した皆様が一緒に楽しむことができたことは、本市の新しい絆づくりに大きな一歩を踏み出せたものと確信しております。

今後も、健康で明るいスポーツレクリエーション大会として定着できるよう進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

恒例となりました「秋のへら鮎釣り大会」が、去る10月24日に袋公園東溜池で、11月3日には長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

また、去る10月9日から11日の3日間にわたり開催された「ツール・ド・ちば2010」では、開催初日の9日に1,122人の選手が市内を力走しました。

本市では、飯岡刑部岬展望館が選手の昼食会場となり、旭産のいわしなど地元産品を使用したオリジナル弁当が提供されました。

さらに、明日11月27日には、千葉県・秋の観光キャンペーンとしてＪＲ東日本の臨時列車“ぐるっと ゆめ半島号”が運転されます。260名の参加者には、列車内や旭駅で特産品の「丸干し伊豆シ」の配布や「つみれ汁」を振る舞い、本市の観光ＰＲを行う予定であります。今後も、このような各種イベントを活用し、観光客の誘致や地元産品のＰＲなどに努めてまいります。

次に、消費者行政について申し上げます。

本市では、消費者団体の「消費者行政充実ネットちば」と共催で、シンポジウム「旭市消費者のつどい～みんなで防ごう悪質商法～」を来る12月18日、飯岡保健センターで開催することといたしました。

近年ますます、複雑、巧妙化している消費者被害などの現状を紹介し、多くの人々に消費者問題について関心を持ってもらい、一人ひとりが被害に遭わないよう、地域全体で安心安全な暮らしを考える機会になればと考えております。

次に、農業について申し上げます。

今年度から実施された戸別所得補償制度モデル対策の対象面積約371ヘクタールについては、年内に約5,500万円が農業者に対し交付される予定となっております。現在、制度への加入は市内農業者の10%程度に留まっております。

今後も、市内の農家が本制度へ加入していただけるよう、加入率の向上に積極的に取り組んでまいります。

なお、所得補償への加入要件である水田の生産調整への取組みとしての飼料用米については、今年は約124ヘクタールとなり、昨年の2倍強の面積に取り組むことができました。

また、来年度からの制度の本格実施に向け、去る10月22日には「飼料用米フォーラム」を千潟公民館において開催し、前農林水産大臣政務官の舟山康江参議院議員を講師にお招きし「戸別所得補償制度と日本農業の抱える課題」について基調講演を行い、今後の取組みを進

めるために情報の共有を図りました。

さらに、来る12月9日には東京農業大学の後藤逸男教授をお招きし、家畜ふん堆肥を利活用し、水田での生産コスト低減を図るための講習会を計画しており、今後も耕種農家と畜産農家の連携を本市から発信してまいりたいと考えております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度は、台風14号の影響で「いきいき旭・産業まつり」が中止となり残念な結果となりましたが、11月7日、23日の両日において干潟地区及び海上地区で開催した産業まつりは、無事盛況のうちに終了することができました。

特に「ふるさとまつりひかた」には森田健作千葉県知事が訪れ、地元農畜産物のPRをしていただき、例年以上の来客の中で開催することができました。

次に、耕作放棄地対策について申し上げます。

厳しい経済情勢の中で、農畜産物等の価格低迷、農業従事者の高齢化の進展や後継者の減少など様々な要因により耕作放棄地が拡大傾向にある中、これらを解消する組織として、去る9月27日、「旭市耕作放棄地対策協議会」を設立するとともに、11月16日には、関係農業者に参集していただき、耕作放棄地対策事業等の説明会を開催したところであります。

今後は、本組織を中心に農業委員会や関係機関等と連携を図り、耕作放棄地解消に向けた事業を推進してまいります。

また、飯岡西部地区の県営土地改良事業については、現在、事業手続きの審査を受けており、年度内に事業着手されるものと理解をしております。

次に、農業による交流事業について申し上げます。

都市住民との交流を通じ旭市の魅力を広く内外に発信することを目的に実施している「幽学の里で米づくり事業」については、1年間の集大成として去る10月9日に「収穫祭」が開催され、延べ1,847名の参加をいただきました。

今後も関係機関との連携のもと、さらなる内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、米づくり交流団体である「市川市子ども会」からの要望により昨年から実施している「市川市大洲防災公園での朝市」が1周年を迎えたことから、去る10月23日、記念イベントとして農産物の販売とあわせ、先着300名につきたて餅の無料配布サービスを行いました。

なお、市川市においては、農産物直売施設を整備するための検討が始まっており、同市農政課より本市の豊富な農水産物の供給等についてお話をいただきましたので、今後は、行政

レベルでの連携を強化しつつ、都市部における本市農水産物のPRと消費拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めております。

旭中央病院アクセス道整備事業として進めている県道銚子旭線から国道126号までの区間の工事については、JRに委託する跨線橋部分を除いては発注済であり、早期完成を目指して施工中であります。

川向西野地区排水路及び蛇園南地区流末排水整備事業については、12月中に発注できるよう準備を進めております。

南堀之内バイパス整備事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、現在、関係機関と協議を行っており、終了次第、用地交渉を進めてまいります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、国や県との事前調整はもちろんのこと、地域住民の皆様との合意形成が大変重要となることから、現在、住民説明会の開催に向けて、準備を進めているところであります。

次に、都市計画「用途地域」の変更について申し上げます。

近年、国道周辺には大型量販店が相次いで進出し、本市の商業を取り巻く環境は大きく変化してきておりますが、これらの地区は都市計画において無指定地域であるため、平成16年の建築基準法の改正に伴い、既存建築物の増・改築等に支障が生じている状況にあります。

今般、これら一部の区域について都市計画用途地域等の変更を行うこととし、来る12月1日から都市計画の素案を縦覧する予定であります。

今後は、市民をはじめ都市計画審議会等の意見をいただきながら法定手続きを進めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」については、橋台部の詳細設計を終了し、現在、契約事務を進めているところであり、今後、一般競争入札を執行し落札者が決定次第、仮契約を締結し、本議会に契約議案を追加提案する予定であります。

今後、関係地権者のご理解とご協力をいただきながら、早期完成に向けて努力してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防団改編計画に基づき、本年度進めております消防庫建築については、各地区関係者のご理解とご協力により、現在、海上岩井地区に1棟、干潟鐺木地区に2棟の建築を進めているところであります。

また、消防車両の整備については、消防署飯岡分署の消防ポンプ自動車の更新、消防団については、小型ポンプ積載車2台の更新を進めております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

平成24年度からの後期基本計画の策定にあたり、市民の皆様からまちづくりのためのご意見、ご提案をいただくため、去る11月2日から10日までの間、市内6か所において地区懇談会を開催いたしました。

来場された方々からは、道路、排水、環境に対する諸問題、旭中央病院の再整備事業や交流事業のあり方、さらには産業の振興を願う要望など、様々な意見を聞くことができました。

今後は、地区懇談会における市民の皆様のご意見やご意向を計画づくりに役立ててまいります。

次に、向太陽杯パークゴルフ大会について申し上げます。

去る10月29日と30日の2日間にわたり大会を開催したところ、県内外からの申込み者や市内の方々を含め158名の参加がありました。

残念ながら、2日目は台風の接近により午前中のみラウンドとなりましたが、参加者には、地元食材を使った「チャーシューメン」や本市の特産品である「丸干しイワシ」、「牛肉のバーベキュー」などを食していただくとともに、多数の協賛により本市の知名度アップに大いに貢献できた大会となりました。

最後に、第65回国民体育大会について申し上げます。

去る9月30日から10月4日までの間、総合体育館で開催された「ゆめ半島千葉国体卓球競技会」には約1万5,000人の方々が来場し、日本のトップ選手が繰り広げる熱戦に対し、大声援や拍手喝采を送るなど、成功裏のうちに大会の幕を閉じることができました。

こうした中、千葉県チームも善戦し、特に地元旭の第一中学校の林めぐみさんが、卓球競技では県内初の中学生選手として出場し、千葉県選手団の中心となって大活躍されたことは賞賛に値し、今後のさらなる飛躍を期待するものであります。

本大会の誘致に尽力された方々に、心から敬意と感謝を申し上げるとともに、裏方として長きにわたり準備を進めてこられた地元卓球協会や実行委員会、ボランティアの方々にも、心からお礼を申し上げる次第でございます。

今後は、この大会開催を契機として高まったスポーツへの興味や意欲等を本市の地域づくりに役立ててまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第 3 号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 5 億 5,000 万円を追加し、予算の総額を 284 億 900 万円とするものです。

第 2 条は、繰越明許費の設定でありまして、これは後ほどご説明いたします。

次に、2 ページから 4 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費ですが、5 事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものでございます。

一番上の蛇園南地区流末排水整備事業と 2 番目の旭中央病院アクセス道整備事業、3 番目の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、いずれも関係機関等との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の矢指小学校改築事業は、校舎の配置や規模等について、関係機関等との協議に不測の

日数を要し、工事の竣工に必要となる工事期間を確保することが難しいため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の第一中学校改築事業は、屋内運動場の配置について、これも協議に不測の日数を要しておりまして、工事の竣工に必要となる工事期間が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページになります。

9款1項1目地方交付税3億5,013万5,000円の追加は、普通交付税が決定されたことにより増額となった8億3,113万1,000円の中から、今回の補正財源として必要な額を計上しておるものでございます。

13款2項2目民生費国庫補助金986万4,000円の追加は、説明欄1番、地域介護・福祉空間整備交付金の新規計上によるものでございます。

14款2項3目衛生費県補助金1,267万3,000円の追加は、説明欄1番、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金1,233万円の新規計上と、説明欄2番、妊婦健康診査支援基金事業費補助金34万3,000円を増額するものでございます。

10ページになります。

5目農林水産業費県補助金4,915万7,000円の追加は、説明欄1番、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金1,345万9,000円の増と、説明欄2番、経営体育成交付金3,255万5,000円、及び説明欄3番、さわやか畜産総合展開事業費補助金314万3,000円の新規計上によるものでございます。

16款1項2目民生費寄附金は、60万円の篤志寄附を計上いたしました。

次に、11ページになります。

18款1項1目繰越金1億2,290万1,000円の追加は、留保しておりました繰越金の全額を今回の補正財源として計上するものでございます。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出となります。

12ページです。

1款1項1目議会費204万1,000円の減は、人事院及び千葉県人事委員会勧告により、期末

手当等が減額されたことによるものです。

なお、以下の各款に計上されております人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。30ページ以降の給与費明細書の中で概要を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費の説明欄1番、広域情報ネットワーク運用事業283万8,000円の追加は、光ケーブルの電柱移転等の工事実施箇所の増によるものです。

少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、地域生活支援事業150万円の追加は、千葉県療育支援コーディネーター配置モデル事業が、相談支援機関の開設費用についても補助対象となったことから計上するもので、全額県補助金で行うものでございます。

次に、17ページの一番上になります。

4目国民健康保険費の説明欄2番、国民健康保険事業特別会計繰出金5億円の追加になります。国保会計の財源不足を補てんするため、一般会計から繰り出すものでございます。

2項3目生活支援費の説明欄1番、小規模福祉施設整備事業986万4,000円の追加は、消防法施行令改正に伴う小規模福祉施設へのスプリンクラー設置費用の一部を補助するもので、全額国庫補助金で行うものでございます。

18ページになります。

3項1目児童福祉総務費の説明欄2番、ひとり親家庭等医療費等助成事業255万円は、医療費が当初の予想を上回る見込みとなったことから追加するものでございます。

同じく、3番の出産祝金等支給事業230万円についても、支給対象者が当初の予想を上回る見込みとなったことから追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業2,492万6,000円の追加は、新たに肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種費用の助成を行うものでございます。

3目母子保健費の説明欄1番、乳幼児健康診査事業68万7,000円の追加は、妊婦健康診査の助成項目の一部改正によりまして、ヒト白血球ウイルス抗体検査が追加実施されることから計上したものでございます。

次に、22ページになります。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、「園芸王国ちば」強化支援事業1,345万9,000円の

追加は、事業実施希望者の増によるもので、全額県補助金で行います。

説明欄 2 番の農業経営基盤強化促進事業3,255万5,000円の追加は、認定農業者等が行います施設整備等に対する助成金を新規に計上するもので、これも全額県補助金で行います。

4 目畜産振興費の説明欄 1 番、さわやか畜産総合展開事業418万4,000円は新規計上で、堆肥の生産組合に対しまして、施設整備等の費用の一部を補助するものでございます。

少し飛びまして、24ページになります。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費の説明欄 1 番、南堀之内バイパス整備事業4,200万円の追加は、用地購入費などを計上するものでございます。

最後に、30ページをお願いいたします。給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与及び期末・勤勉手当の改正の影響額と、人事異動に伴う増減、共済費等について補正を行うものでございます。

議会議員を含めます特別職につきまして、補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が206万4,000円の減、共済費が11万8,000円の減となり、合計で218万2,000円の減額となります。

続いて、31ページは一般職についてであります。

給料が3,638万4,000円の減、職員手当等が5,845万2,000円の減、共済費が827万9,000円の増となり、合計で8,655万7,000円の減額となります。

給料及び職員手当等の減額の主な内容は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく年間の期末・勤勉手当の支給率の減と、給料を平均でマイナス0.2%の引き下げという改定を行うものでございます。

また、共済費の増につきましては、追加費用分に係る負担率の増によるものでございます。

以上で議案第 1 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億6,700万円を増額し、歳入歳出

予算の総額を86億700万円とするものです。

2ページから3ページは、歳入歳出予算補正であります。

5ページ、6ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、6,700万円を増額するものです。これは、当該年度の療養給付費等の伸びによる国庫支出金の増額を計上するものであります。

4款2項1目財政調整交付金は、2億1,000万円を減額するものです。これは、普通調整交付金のうち後期高齢者支援金に係るものです。

5款1項1目療養給付費等交付金は、8,500万円を増額するものです。これは、保険給付費の増額によるものです。

6款1項1目前期高齢者交付金は、4,817万9,000円を減額するものであります。これは、平成20年度の精算分が確定したものです。

8ページをお開きください。

10款1項1目一般会計繰入金は、5億円を増額するものであります。これは、国保会計の歳入不足を補うため、ルール分の繰出金とは別に、ルール外分として繰り出しを受けるものであります。

10款2項1目財政調整基金繰入金は、5,900万円を減額するものであります。これは、平成21年度の予算の不足により、本年3月補正で基金から既に取り崩しているなどのため減額するものです。

11款1項2目その他繰越金は、1億6,917万5,000円を減額するものであります。これは、前年度繰越金が確定しましたので、その金額へ補正するものです。

12款4項雑入は、財源調整です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、7,000万円を増額するものです。2目退職被保険者等療養給付費は、4,000万円を増額するものです。この両目は、療養給付費が当初予算編成時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、7,700万円を増額するものです。理由は、当初

予算編成時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

11款1項3目償還金は、国庫返還金の療養給付費等返還金へ1,000万円を増額するものです。理由は、平成19年度老人保健医療費拠出金負担金の精算による返還金であります。

12款1項1目予備費を3,000万円の減額するものであります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

議案第3号は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでありまして、行政の高度化、多様化などが進む中、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、地方公共団体においても、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者や、専門的知識経験を有する外部の人材を必要な業務に一定期間、あるいは期間を限って従事させる必要があるときは、これらの人材を条例で定めるところにより採用することができるとされております。

本市においても、高度化、多様化する行政への要求等に的確に対応していくため本条例を整備し、専門的知識経験や優れた識見を有した者を任期付で採用できるための環境を整えるためのものがございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

議案の中の1ページをご覧いただきたいと思います。

本条例は、ただいまご説明いたしましたように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を、任期を定めて採用するため、法律が条例に委任している事項を定めるものでございます。

第1条には制定の趣旨を、また、第2条、第3条においては、それぞれ任期付職員を採用することができる条件を列挙しております。

第2条第1項は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者、例えば弁護士さん、公認会計士さん等を一定期間活用して業務を遂行することが特に必要とされる場合については、特定任期付職員として選考により採用することができるというものでございます。

また、第2項では、今申し上げました特定任期付職員のほかにも、専門的な知識経験を有する者について、その専門的な知識経験が業務に必要で、かつ公務の能率的運営を確保できる場合には、業務に期間を限り、任期付職員として選考により採用することができるというものでございます。

第2項の第1号から第4号までについては、任期付職員を採用できる場合を定めております。

第1号は、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間、困難な場合であり、防犯や行政対象暴力等の専門的知識経験を有する人材等を任期付で採用する場合などが本条項に該当いたします。

第2号は、急速に進歩する技術等、例えば、コンピュータシステムに関する専門的な知識経験を有する者の知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合、第3号は、専門的な知識経験を有する職員を一定期間、他の業務に従事させる必要があるとき、一定期間、適任の職員を役所内で確保しがたい場合、次に2ページになりますけれども、第4号は、経営コンサルタント等、公務外での実務経験で得られる最新の専門的知識経験を有する者の知識経験を有効活用できる期間が一定の期間に限られる場合において、それぞれ任期を定め採用することができるよう規定いたしております。

また、第3条においては、公務の能率的運営を確保するため、一定期間に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、一般的な事務を行う職員を任期を定め採用することができるように規定いたしております。

さらに、第4条は、今、第3条で申し上げた、一定期間に終了する業務、または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等には、短時間勤務職員として任期を定めて採用することができるよう規定いたしております。

次の3ページをご覧くださいと思います。

第5条は、任期の特例についての規定であります。第2条で規定する特定任期付職員や一般任期付職員についての任期は、法律で5年以内であります。第3条で規定する一時的な任期付職員や任期付短時間勤務職員の任期は、原則3年までとされております。この一時的な当該業務終了の時期がやむを得ない理由等により延長された場合には、任期を5年まで延長できるという特例を定めております。

第6条は、それぞれの職について、任期を更新する場合において、当該職員の同意を得なければならないというものでございます。

第7条については、条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用される職員、いわゆる特定任期付職員の給与の特例について規定しているもので、その第1項は特定任期付職員に適用する給料表を定めており、第2項から、次の4ページになりますけれども、第5項までについては、特定任期付職員の給与の号給の決定や特定任期付職員の顕著な業績を上げた場合に支給される特定任期付職員業績手当について規定いたしております。

第8条については、今申し上げた特定任期付職員等について、旭市職員の給与に関する条例における適用除外と読み替えについて規定するものでございます。

第9条は、一般職の給与条例と同様に、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における適用除外と読み替え規定となっております。

次の5ページをご覧ください。

第10条においては、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるといたしております。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日を平成23年4月1日と定め、第2項は、準備行為として、本条例の交付の日から選考等を行えるよう規定いたしております。

さらに、附則第3項から第5項については、本条例の制定に伴う関連条例を附則において一部改正するものであり、第3項は「旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、6ページになりますが、第4項は「旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」、第5項は「旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」となっており、主に任期付職員が短時間勤務を行う場合の勤務時間及び給与の取り扱い等について、所要の改正をするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号から第7号までについて補足説明を申し上げます。

まず、議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、同じ内容でありますので、一括して補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改正に併せまして、期末手当の年間支給率を改正するものであります。

それでは、お手元にご用意させていただいております、新旧対照表というものがあろうかと思っております。それをご用意いただきたいと思います。一番下のほうにアろうかと思っております。

その新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の第1条関係の新旧対照表でございます。

第5条第2項の改正は、平成22年12月に支給される期末手当の支給率の改正でございます。現行の支給率を100分220から100分の200に改め、100分の20を引き下げるというものでございます。

これに伴いまして、年間の支給率は100分415から100分の395ということになります。

次のページ、6ページをご覧ください。

第2条関係の改正につきましては、平成23年度以降の期末手当の支給率の引き下げについてでございます。6月期については、現行の100分の195から100分の190に、また、12月期につきましては、前のページの第1条で改正した平成22年12月期の100分の200から100分の205に改めるものでございます。

これに伴いまして、年間の支給率は変わりませんけれども、年間の支給率100分の415から100分の395となりまして、100分の20を全体で引き下げるというものでございます。

議案第5号の特別職、議案第6号の教育長についても全く同じ改正内容ですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第7号について補足説明を申し上げます。

議案第7号につきましては、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく職員の給与改正についてでございます。

先ほどの新旧対照表と議案第7号の条例、両方を併用しながらご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、新旧対照表のほうの11ページをご覧ください。

議案第7号についても、先ほど説明させていただきました旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正等と同じように、2条立てとなっております。

第1条関係は、第24条第2項の改正として、平成22年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の150から100分の135に改めるものと、第27条第2項の改正といたしまして、同期の勤勉手当の支給率を現行の100分の70から100分の65に改めるものでございます。

これによりまして、期末・勤勉手当を合計した年間の支給率は100分の20引き下げられまして、議会議員、特別職、教育長と同じ、年間で100分の415から100分の395ということにな

ります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

附則の第10項の改正でございますけれども、右側のほうになりますけれども、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に代えまして、官民格差が拡大している55歳以上の7級職員について、給料月額等の支給額を1.5%減額するに当たり、その減額方法について、新たに規定するものでございます。

それでは、今度は議案第7号の条例本文のほうに戻っていただきたいと思います。4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

4ページから6ページにつながっておりますけれども、別表第1として、改正後の行政職の給料表となっております。改正の内容については、県と同様の改正を行うものでございまして、40歳代以上の中高年層の職員が受ける給与月額について、引き下げ改定を行うものでございます。

それでは、申し訳ないですけれども、もう一度、新旧対照表のほうに戻っていただきたいと思います。新旧対照表の16ページをお願いしたいと思います。

第2条関係の改正でございますけれども、これは、平成23年度以降の期末・勤勉手当の支給率の改正でございます。

第24条第2項の改正は、6月期の期末手当の支給率を現行の100分の125から100分の122.5に改め、12月期につきましては、第1条で改正した平成22年12月期の100分の135から100分の137.5に改めるものでございます。

また、第27条第2項の改正は、勤勉手当の支給率についての改正ございまして、第1条で改正した100分の65から100分の67.5に改めるものでございます。

これによりまして、一般職の職員の年間の期末・勤勉手当の合計支給率、これにつきましては、100分の20引き下げられまして、これも議会議員、特別職、教育長と同様、年間で100分の415から100分の395となるものでございます。

次の17ページになりますが、第3条関係の改正については、平成18年度に改正された旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ございまして、平成18年度に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる現給保障されている職員の12月以降の給与月額の減額率について、100分の99.76から100分の99.59とするものと、55歳以上の職員については、100分の98.5の減額率を加えるというものでございます。

それでは、最後になりましたが、もう一度、議案第7号、改正条例本文のほうをお願いし

たいと思います。改正条例本文の 7 ページでございます。

中ほどになりますけれども、附則についてご説明申し上げます。

第 1 項は、この条例の施行期日を、第 1 条については平成 22 年 12 月 1 日とし、第 2 条については平成 23 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

第 2 項は、今回、給与が減額改定される職員について、年間給与の調整を行うもので、第 1 号で、本年 4 月から 11 月までの民間給与との較差相当額分を調整するものと、次の 8 ページになりますけれども、第 2 号では、6 月に支給された期末手当及び勤勉手当について、年間給与の調整と同様、較差相当分について、平成 22 年 12 月に支給される期末手当で減額調整を行うというものでございます。

第 3 項につきましては、55 歳以上の 7 級職員の給与の減額改定については、施行日前に 55 歳に到達している職員に対しても適用されるという読み替え規定となっております。

第 4 項は、勤務時間条例の一部改正でございまして、55 歳以上の 7 級職員が介護休暇を取得した場合の給与減額の読み替え規定であります。

次の 9 ページになりますけれども、第 5 項は、育児休業条例の一部改正であり、55 歳以上の 7 級職員について、育児短時間勤務をした場合の給与減額の読み替え規定として、第 3 項から第 5 項の 2 項を追加するものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号、議案第 9 号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 神原房雄 登壇）

○企画課長（神原房雄） それでは、議案第 8 号、議案第 9 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 8 号、旭市定住自立圏形成方針の変更について補足説明を申し上げます。

6 月議会で承認をいただきました旭市定住自立圏形成方針を変更するに当たり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由でございますが、旭市定住自立圏共生ビジョンを策定する過程におきまして、ビジョン懇談会の意見、それから財源の確保など、定住自立圏構想の制度を最大限に活用するため、旭市定住自立圏形成方針の文中に事業の実施のための位置づけとして文言をつけ加えることが必要となり、総務省と協議の結果、旭市定住自立圏形成方針を変更するものでござ

ざいます。

具体的には新旧対照表によって説明したいと思います。

新旧対照表の20ページをご覧ください。それと、議案の本文につきましては2ページというふうになります。

では、新旧対照表でございますが、第3条（1）生活機能の強化のための取組、イ、教育、（ア）市民の地域学習支援の取組内容の中に、「食育及び健康教育を推進する施設の設置」の文言を追加するものです。これは、学校給食センターの建設について、優先採択により、定住自立圏共生ビジョンの中で取り組む事業として行えるよう変更するものでございます。

また、関連する機能分担では、（b）海上地域に「各地域の児童・生徒に安全な学校給食を提供し、食育及び健康教育を推進する施設を設置する。」を追加し、同様に、（a）の旭地域についても、現在行っている学校給食の提供について記載するものです。

二つ目の変更につきましては、21ページになります。議案の本文につきましては5ページというふうになります。

（2）結びつきやネットワークの強化のための取組のうち、イの（ア）、「地場産品の地域内PR・販売」の取組内容に「農水産物直売施設等」の文言を加え、これにより、農水産物直売施設等の事業も視野に入れ、取り組んでいくことができるよう変更するものでございます。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

続いて、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたこと、並びに出資金総額相当額の処分の制限の改正に伴って組合規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきましては、また新旧対照表で説明をしたいと思います。

新旧対照表の一番最後のページ、22ページをご覧ください。

第4条、共同処理する事務については、国の広域行政圏計画策定要綱の廃止に伴いまして、第4条第1号中「計画の策定及びその実施のための連絡調整」を「事業の実施」に改めます。

次に、ふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、ふるさと市町村圏計画の第4条第2号を

削除し、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。

次に、ふるさと市町村圏基金の設置につきましても、同様にふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴うもので、第16条中「東総地区ふるさと市町村圏の」を「市町村圏の」に改めます。

次に、出資金総額相当額の処分の制限についても、ふるさと市町村圏基金の取り崩しが可能となったことから、第18条を削除し、第19条を第18条に繰り上げます。

附則につきましては、施行日を平成23年4月1日とすることを定めるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

○秘書広報課長（米本壽一） 議案第10号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成23年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市下永井780番地にお住まいの宮本英一氏、昭和23年11月29日生まれの方であります。

宮本さんは、平成21年3月まで旭市職員として住民福祉のために努めてこられました。誠実な人柄で、現在、区長を務めるなど、地域における信望も厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は3年間でございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は30日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時12分

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成22年11月30日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

追加日程 議案第10号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	秘書広報課長	米 本 壽 一
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	平 野 哲 也
企 画 課 長	神 原 房 雄	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	堀 川 茂 博	市 民 課 長	石 井 繁
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	石 毛 健 一	社会福祉課長	在 田 豊
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小長谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
国 民 宿 舎 支 配 人	増 田 富 雄	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学校教育課長	平 野 一 男	生涯学習課長	野 口 國 男
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 修 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 浩		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第10号までの10議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、13ページの説明欄の総務関係職員給与費での共済費1,984万円。一般的には、給与等が下がれば、それに伴って共済費が下がるのが普通です。ほかはそのような動きになっていますが、総務関係だけが、給与費が減っているのに、逆になぜ共済費が増えるのか。

次に、17ページ、説明欄の国民健康保険事業特別会計繰出金。当初予算を上回る5億円の補正。これでは補正予算と言われたいと思います。これは、当初からわかっていたが、組みなかったということなのか。この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは最初に、13ページのほうの共済費、ほかのところは減っているんですけども、確かに、総務費の共済費の部分だけは増でございます。この理由についてご説明申し上げます。

共済費のうちに総務関係、たまたまこの科目に組んであるんですけども、給与費で一括計上している追加費用というものがございまして、この追加費用が増額になったということ

で今回補正をお願いするものですけれども、この追加費用というのをちょっと申し上げさせていただきますと、昭和37年に地方公務員共済組合法というのが施行されたわけですが、それ以前、それまでの恩給制度というのがありまして、これから保険制度による共済年金に移行された方、そういった方がいるわけですが、この際に制度移行前の公務員期間について、長期給付額の算定の基礎ということにされました。この給付額の財源を公費で負担するということになっておりまして、この額の増額が、これは国のほうから指示が来るわけですが、負担率がですね。そういったことによりましてこれは、ですから、今回、人件費の補正、人勤に係る部分、それから、当初の新陳代謝による部分あるんですけれども、この項目、共済費だけについて追加費用という分があったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この追加費用を逆に除けば、通常の一般管理費の共済費の影響分というのは、逆に181万1,000円の減。追加費用分が2,170万5,000円のプラスで、その他分といいますか、今回の人勤等に係る分がマイナスの181万1,000円、相殺いたしまして1,989万4,000円のプラスで計上させていただいたということですので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、国保の繰入金の関係なんですけれども、当初予算の段階でわかっていたのかというようなご質問でございました。当初の予算を組む段階では、22年度は厳しい中でも何とか全体の予算が組めるんじゃないかという状況でございました。

ただ、ご存じのとおり、3月末日にどうしても厳しいということで、一部専決処分をいたしまして、国保の財政調整基金を取り崩して繰り入れてやった。そのときには調整交付金等の減額が改めて減る、大きなものがあるということでございました。

その結果、今回は、当然、繰越金も予算で組んだほど見込めない、それから基金分の繰り入れもそれだけ見込めない。そういった状況がありまして、非常に厳しい状況で今回繰り入れ、この額をさせていただくような形で協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、共済費については、かなり公務員は、一般から見ると、恵まれているということですね。

それからあと、この国民健康保険会計の繰出金。じゃ、当初からある程度は、補正でということは見込まれていたということですね。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今年度、4月1日から始まったわけですがけれども、その時点では、厳しいなという状況は見込まれておりました。

というのは、当初見込んだだけの繰越金の財源が発生しない。これが、比較いたしますと、1億7,000万円ほど発生していると。それから、財政調整基金の繰り入れも、21年度は4億4,600万円でしたがけれども、22年度は、一部取り崩した関係もあって、1億8,600万円しかできないというこの二つだけを見ましても、4億5,000万円、21年度と比較いたしますと、数字が違っているという状況もありましたので、当初から今年度は厳しい状況があるということはある程度、想定はしておりました。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、当初予算からただ予算の懐合わせをすると、そういう予算の組み方だったと思います。あとは答弁求めません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 1号議案、1点だけ伺いたいと思います。

8款の土木費の関係でございますけれども、この中で南堀之内バイパス整備事業、公有財産購入費3,000万円、補償補填及び賠償金ですね、1,200万円という補正が組まれたわけでございます。これ、当初予算で、委託費で1,000万円、不動産鑑定で150万円、物件調査費で850万円というような当初予算が組まれておったかと思います。予算でございますので、執行額はわかりませんので、その辺、執行額も含めて答弁いただきたいと思いますが、例えば、850万円、物件補償費にかけた中において、補償するのは1,200万円と。総額でいいますと、これ、まだ執行残があると思いますけれども、このまま考えると、2,000万円余りのことに対して約半分余りが調査費にかかる。その辺として何か、補助金の関係等いろいろあるかと思いますが、何かいい方法ないのかなと。今後いろいろ考える方法として。その辺含めてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、調査費がたくさんかかるということですがけれども、この調査費のうち、補助事業が55%来ますので、そのうちの残り分が合併特例債を使用しまして、

あとは市債ということになりますので、全額、これが例えば1,100万円かかったとしても、全部、単費ではございませんので、社会資本整備総合交付金で55%補助金がいただけますので、それからあと残り分に関しては合併特例債を使用しまして、単費分は幾らでもないのかなと思いますけれども。

ちょっと執行の、幾らで出したのかということに関して、手元にちょっと資料ございませんので、これ以下の安価では執行していると思いますけれども。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 合併特例債の問題については、一般質問で通告させていただいておりますので、若干、またその辺で触れさせていただきますけれども、例えば、補助金55%ありますと。今、恐らく、そういった補助金の関係は、国で言われるひもつき交付金に値すると思うんですね、多分。今後は、きょうの新聞にも出ていましたとおり、3.3兆円の学校だとか道路関係の補助金のうちの1兆円は一括交付金になりますと。そうしますと、一括交付金であると、ある程度、市町村の裁量において、今度、計画できると思うんですね。そうすると、ひもつき交付金でやってきたものを、例えば、この事業については単年度で終わるかと思うので、そんなには問題ないですが、長期のものについては、かなり影響すると思うんですね、今後。そういうことを含めて、今後いろいろ考えていただければならないのかなと思います。

それと、今、単純にこの費用だけ見てみたときに、今言いましたように、1,200万円の補償金の中でおさまるんだから、幾らでおさまるのかわかりません。しかし、850万円の委託調査費をかける。例えば、昨年のことですが、この議案とは若干違いますけれども、矢指小学校の補償金がかかなり額が上がっていましたね、決算において。例えばそのときに、費用はそんなにかけてないと思うんですよ、多分、調査費は。しかし、この件の調査費はかなりかかっているということは、不動産鑑定も含めてですけれども、その辺合わせて何件あって、どういったものに対するものか、わかればお願いしたいと思います。不動産に関係するもの、あるいは物件に関係するものですね。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、全部で地権者は37名おりまして、65筆ですか。それと、あるものに関しては、全体ですけれども、今把握している中では、用地面積で65筆、宅地で

1筆ですか、田んぼで12筆、畑で34筆、山林で15筆ですか、雑種地で3筆。あと、物件補償は、ハウスと立竹木ですか、それがございますけれども。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、7ページの説明欄、普通調整交付金ですか、これは2億1,000万円の減額補正となっていますが、昨年の決算でも4億8,000万円、それが今年の当初予算では1億7,000万円増えまして6億5,000万円になっておりますが、これは何を根拠に当初予算を組んだのか、お尋ねします。

それから、8ページの説明欄のその他一般会計繰入金。昨年の決算では2億7,000万円と、今年の当初予算と大差がないわけでありますが、なぜ5億円も一般会計から繰り入れしなければならないのか。この2点お尋ねをいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それではまず、7ページの普通調整交付金の減額、その関係でございますけれども、一番大きな理由としましては、後期高齢者支援金分が当初見込額より2億6,693万7,000円の減額を見込んでおります。普通調整交付金としては、あと、医療費の増嵩によります医療費分の増額がございますので、合わせて2億1,000万円の減額を見込んだわけです。

このいわゆる根拠ということでございますので、この当初予算を組んだ時点につきましては、この交付時期が、年度末の3月に交付決定され、4月に交付されるわけですが、22年度の当初予算編成時、いわゆるちょうど1年前くらいなわけですが、そのときは20年度の入った分の係数を利用して、その係数でいいまして、応益と応能、応益b点と言うんですけれども、4,654.83、応能b点で0.007197809456というような係数がございました。それで計算した結果、平成22年度の見込みが3億4,935万5,000円でありました。

ところが、この21年度、昨年の3月決定して4月交付された時点、その後、係数的には国の割り落としをしまして、応益b点が9,250.85、応能b点が0.018277996359という係数なん

ですけれども、それで計算した結果が平成22年度見込みとして8,241万8,000円でありましたので、その差し引きとして2億6,693万7,000円の減額が見込まれるということでございます。

国のほうの交付の関係でございますので、総体的な予算の中での割り落としがあったのかなど。21年度についてもそのような結果でした。ですから、22年度もそのような形で見込んだところであります。

続いて、5億円繰り入れることになった要因でございます。これは、先ほど、財政課長のほうからも申し上げたとおり、今の普通調整交付金等含めて国庫支出金が1億4,300万円の減少、それと前期高齢者交付金の平成20年度の精算額の確定によります4,817万9,000円の減少、それから、21年度の繰越金の1億6,917万5,000円の決算による減少が歳入部分としての減少が見込まれました。

歳出において、これは医療費の推計をするわけでございますけれども、4月支払いから半年間計算しまして、その辺の医療費の増加が見込まれるものですから、保険給付費の1億8,700万円の増加が見込まれるということで、総体的に5億円の赤字が見込まれるということで一般会計から繰り入れいただいたものであります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、今の説明でございますと、20年度の決算に基づいて当初予算を組んだという中で減らされたということは、今後ともこの普通調整交付金はどんどん減るということだと思いますね。そういう中で一般会計からの繰入金が増えたというのは、それらを含めた中で医療費も上がったということは、これから国保会計、ますます厳しくなるということですか。その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず、やはりこれは医療費の関係になると思います。医療費の推計見ますと、去年、21年度の決算よりも22年度の推計のほうが5%ほど伸びております。今後もこの医療費については下がることはないかと。ですから、増加傾向にありますので、そうしますと、ますます厳しい国保会計が続くんではないかと予想しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第2号について、高橋議員と若干重なる部分あるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

まず、今、説明の中で、当初予算組む際に、かなり厳しいと。厳しさを見込んで予算を立てたということだと思います。しかし、その際においても、一般会計から2億8,281万円ほど入っていると思うんです。2億8,200何万円というの入っているにもかかわらず厳しいと。そして今回、5億円の補正をしなければならないわけですが、そうしますと、当初予算の編成方針が違っちゃうんじゃないかな、誤っちゃうんじゃないかなと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

それと、今回補正するに当たって、国保の運営委員会、協議会と言うんですか、正式名称。があるかと思います。その辺の議論、要するに協議内容ですね。そういったものについて報告をいただきたいと思います。

もう1点。一般会計から繰り出すわけですが、5億円が繰り出したお金だということだと思います。私の場合も国保関係ですので、安く済むということでいいんですが、今後の考え方含めてお願いしたいわけですが、5億円を繰り入れた中において、繰入金であります財政調整基金へ5,900万円戻すわけですね。このような会計制度というのは、国保会計の方だけはいいかもしれませんが、ほかの保険者、恐らく半数以上あるのかな。そういった方々に対する二重払いになるんじゃないかなと。そういう考えも持たれるわけですが、それらについてどのようにお考えをするのか、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず1点目の、予算編成の誤りではなかったかというご質問ですが、予算編成については、先ほども申したとおり、ちょうど、22年度の予算でありますと、今、このころ予算編成するわけですが、その時点においては、実際のところ、医療費もその推計を使うときには4月から9月ころまでの関係なんですけれども、伸びはいたしていても、それほど伸びではなかった。去年の医療費が伸びたのは、10月ころからのインフルエンザのこともあるかもしれませんが、10月、11月、12月、そこら辺から一気に伸びていくような状況でありました。ですから、予算編成時点においては、決して見積もり、厳しいことは承知しておりましたが、適当な予算だと思っております。

それから、国保運営協議会の関係でございます。国保運営協議会については、8月の決算の関係のときに開催されております。その時点において、厳しいという報告は申し上げているところでございますが、質疑等についてはありませんでした。

それから、一般会計、すみません、5,900万円のところ。これ、繰入金。すみません、8ページの財政調整基金繰入金のことかと思います。この財政調整基金繰入金につきましては、当初、2億4,500万円。予算編成時においては、その基金があることは承知しておりました。3月、先ほど言いましたとおり、専決処分で7,000万円の取り崩し、専決処分で基金を取り崩しいたしました。それから、決算上で2,100万円余りの譲与がありましたので、1,100万円を歳計剰余金処分いたしましたので、結果的に、今現在、財政調整基金にあるのは1億8,600万円ということでございます。ですから、財政調整基金については、ほぼ全額取り崩すというような形でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 運営協議会で報告を、8月に決算する時点で報告をしたと。報告をしたということで、何のために協議会開かれるのか。報告しただけでは、これ、どうですか、市長。その辺また後で伺いますけれども、報告をしたということになると、運営協議会、何のために持って、やはりそういったものに対して議論して、検討、協議をして、それでこういうものを出すべきじゃないかと思えますけれども。報告をして、決算についてはやりましたけれども、こういうものについては、厳しいからという報告で。そうしましたら、運営協議会はあってもなくてもいいようなものだと思いますね。その辺また。

そうしますと、あれですか、財政調整基金2億4,500万円を当初で組んでありましたけれども、現実にはなかったということですね。5,900万円入れなければ、もうマイナスになっちゃうと、そういうことなんですか。そういう予算を組むというのは、どうも我々にちょっとわからないですけれども。そうすれば、いち早く、本来ならば、この時点でやるよりも早く処理すべき問題じゃないのかなと思うんですけれども。まあ、前期と後期と分けて、前期が終わりましたからこういう形になったということだろうと思えますけれども、やはりその辺はしっかり、協議会持っているわけですから、やはりそこで議論して、検討してやるべきだと思いますね。

それと、これを5,900万円戻さなければ赤字になっちゃうから、そういうことはできませんよね。財政調整基金マイナスということはありませんから。これを見ただけでは、た

だ5億円入れたために5,900万円戻すと。そうしますと、先ほど申し上げましたように、ほかの保険者に対して説明できないんじゃないかなと。5億円を一般会計から入れて5,900万円残すなんて。まあ、マイナスだから戻すということは今説明いただきましたけれども、例えばその際に、特別会計、一般会計、いろいろ会計の制度はありますけれども、こういった会計区分の原則というかな、基本的な考え方については違うんじゃないかなと思うんです。我々は間違っているんじゃないかなと思うんですよ、こういう考え方については。確かに、法的には繰り出しても、繰り入れしても、繰り入れされてもらってもいいんですよ。しかし、基本的な特別会計、一般会計からの関係、区分したときに、何でも足らなくなったら一般会計から繰り入れすると、特別会計に繰り出ししちゃうと、そういうことに対しては、財政課長等のいろいろな協議はされておりますけれども、財政課長、あるいは市長、その辺の考え方についてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答えいたします。

確かに、ある一定のルールというのは必要だろうと思います。そういう中で、国保会計、当然、特別会計としてございますから、その中で法的に、例えばこれはいわゆるルール分と言われてはいますが、こういうものは出しましょうよというのはある一定、これは全国レベルで大体決まっております。そこで、ルール分を出しているのは、今回の予算の中では、先ほどご質疑にありましたとおり、2億8,000万円ほど、当初から組んであるという状況でございます。

そういう中で、じゃ、足りなければすべて出していいのかということがございますけれども、そういうことではございませんし、ただ、国保については、極めて厳しい財政状況というのは確かにありますし、加入者の受益負担ですべて賄えれば、もちろんそれが一番いいんですけれども、それだけで済むのかというところはございます。じゃ、それを市民全体で国保会計を支えるのか。これも、先ほどご質問にあったように、少し不合理な面があるんじゃないか。そのところは、やはりどこかで折り合いをつけなければいけない。それが一つの課題ではあります。それは特別会計と一般会計の中での、当然、いつも発生する大きな矛盾をはらんだところがあります。だけれども、医療費の支払いは待っていただけませんので、ないところはどこかから調達しなければいけません。じゃ、会計でお金を借りるかというのと、それを借りるというよりは、今現在、全体の中で補てんができるものであれば、一般会計か

ら、これは基準外の繰り入れという形になりますけれども、そういうことをせざるを得ないだろうと。そのように考えて、今回はこの5億円というのを予算に盛りまして、繰り入れをするという形をとったわけでございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 市長。

○市長(明智忠直) 今、財政課長からお話がありましたように、いろいろな要素があつて、国保会計、非常に厳しくなっているわけでありまして、先ほど、日下議員からお話がありましたように、運営協議会、そういったものを十分に活用していきながら健全経営といいましょうか、健全会計を推し進めていくように、これからはもっと諮問委員会とか協議会とか、そういったものを活用していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 会計区分のそんなの、皆さんは専門的ですから、私が言う話じゃないんですけれども、例えば、特別会計と一般会計ごじゃごじゃに、ごじゃごじゃっていうことないですよ。しかし、そういう形ではあり得ないんじゃないかなと思います。

例えば、今回のこのものと違いますけれども、特別会計、何本かありますよね。例えば下水道の関係もあります。ああいったものは、特別会計へ一般会計から繰り出すんですけれども、しかし、加入者が加入金を納めない、負担金が納まらないところに繰り出すのですから、そういったものはやはり、早期に考えたときに、いろいろ考えるべきだと思います。これについてはいいいです、結構です。そういうことを将来に向けては考えてほしいなど、そういうことを要望して、求めておきたいと思います。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 県内でも、弁護士や公認会計士など、専門職の任期付職員の採用が増えていますが、当面、どのような職種の職員を何人くらい、そして、採用の時期と目的についてお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、当面どのようなものを想定しているのかというご質問だと思います。この条例を整備しますと、先ほど、高橋議員もおっしゃいましたように、いろいろな面で活用ができてくるのかなということで考えております。当面、旭市でどのような職種といいますか、それを想定しているのかというご質問だと思いますけれども、近年、行政に対する不当要求ですとか、行政対象暴力、こういったものが増えているというのはご承知かと思います。これは旭市におきましても例外ではなくて、これから、安全・安心なまちづくりをさらに推進していくためには、やはり防犯、あるいは行政対象暴力等の専門的知識経験を有する人材、こういったものの確保が課題になってきているところでございます。

したがって、これらの課題に対応するために現在考えておりますのは、千葉県の警察本部が実施しております再任用警察官、これの自治体への派遣制度というのが現在、県警であるわけですが、この県警本部から私どものほうへ再任用警察官の派遣をしていただきたいということで、これはもう要望はいたしております。これらの要望の内諾が得られた場合には、本条例を適用して、専門的知識経験を有する人材として採用したいということで、できれば来年の4月からこのような形をとりたいということで考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 人数ね。

○総務課長（平野哲也） 失礼しました。

再任用警察官、1名を予定いたしております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、この件に関してもう1点ご質問しますが、我が旭市は、一般会計から中央病院まで含めると莫大な予算となるわけですが、特に300億円からの予算規模の中央病院は、複式簿記の制度を取り入れているわけですが、そろそろ専門職による監査が必要だと思いますが、この制度を契機に、どのように検討しているのか。また、市としても経営内容を十分把握するという意味から必要だと思いますが、その辺は市長どういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今回の専門的な経験を有する人を雇うということの中では、中央病院のことについては予定をしてなくて、考えていませんでして、現在のところ、監査委員の皆さん方に中央病院の監査も極力いろいろな部分で目を通していただいているというような、月例監査もありますし、そういった部分でやっておりまして、そういったことを今考えておりませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 月例監査と言っても、月に2日でしょう、やっているのは。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 1日ですか。1日。しかも、企業会計の簿記、複式簿記は、市の職員だって、そうそう知っている人はいないと思うんですよ。そういう中で、まあ1人、専門職いますけれども、そこに議員でしょう。議員は、市の職員が会計監査、会計よく知らないのに、なおさら知らないと思うんですよ。そういう中では、当然、やはりこれは必要だと思うんですよ。

それと、今、会計士というのは余っているんですよ。ですから、早急に取り入れたほうがいいと思いますが、そういう中で市長どう考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） じゃ、市長。

○市長（明智忠直） いろいろ今、行政改革、あるいはまた定員適正化計画、そういった部分も総合的に考えて、これからぜひやっていかなければならないというようなことで、執行部でそういった方向が決まれば、そういった検討も加えていきたいと、そんなように考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 東総地区広域市町村圏事務組合の規約の改正の件でございますが、ここに、当初は計画の策定及びその実施のための連絡調整に関することとあったのが、ただ事業の実施になったのはなぜか。

それから、第16条、東総地区ふるさと市町村圏の創造的、この東総地区ふるさとを切って、市町村圏のみにしたのはなぜか。

また、第18条で、基金に属する財産のうち、関係市からの出資金に相当する額は取り崩すことができない。これをなくしたわけですね。それで、この基金については、当該市町村に帰属するものとなるわけでございますが、そういう中で、県の出資金ありますけれども、これはどういうふうになるのか。それで、こういう規約改定があった中で、この基金はどうするのかについてお尋ねをします。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） ご質問にお答えいたします。

東広の問題でございますけれども、今回の改正につきましては、平成21年3月31日をもって国のふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたという部分におきまして、当然、その廃止をもって東総地区ふるさと市町村圏計画の策定もしないことになると。そのための改正。

もう1点、出資金のお話がありました。出資金総額、18条でございますけれども、この削除という部分については、東総地区ふるさと市町村圏基金のうち、構成市の出資金総額相当額につきまして、従来、取り崩しができないというふうになっております。

これにつきましては、今申し上げたとおり、ふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたこと、及び総務省からのふるさと市町村圏基金取り扱いについての通知によりまして取り崩しが可能というふうになりますので、規約の改正をするという部分で今回の規約改正を出してございます。

それに伴いまして、基金そのものの問題でございますけれども、ふるさと市町村圏の基金につきましては、ご存じのとおり、平成2年、3年におきまして、構成市町3市5町の出資金、それから県の補助金1億円ということで10億円にいたしました。その、今後取り崩すであろうという部分につきましては、県の部分はどうするんだという部分については、当然、ふるさと市町村圏の計画は廃止されますけれども、今度は東広の事業としてそれを引き継いで実施していくというふうに理解しておりますので、県の補助金については、そのまま広域の事業として使用されるというふうに考えております。

今、県のほうの基金の取り扱いについてお話ししました。もう一つは、出資した各構成市の基金の取り扱いでございますけれども、基金条例につきましては、東広の条例でありますので、これから議会が開かれた中で決定することと思っておりますので、私が直接答えていかどうかわかりませんが、首長会議が開かれた内容によりますと、出資した部分につきましては各市町村の事業等々に活用するというので、取り崩しになるというふうに理解をしております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは、国も合併によって必要としなくなったと。そういう中で、もう基金も全部取り崩して各市町村に配分するということは、東総広域というのは実質必要がなくなったと、こういうことですね。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今回の規約の改正につきましては、あくまでも国の市町村圏推進要綱、その他、国の計画が廃止になったことに伴いまして、東広の計画についても、計画といえますか、ふるさと市町村圏計画についても策定しないということでございます。

ただ、東広には使命がございます。共同で実施するものについては、広域的に実施したほうが効果があるという部分については、今までどおり事業を実施するというふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 質疑でございますので、それ以上質問できませんので、一般質問で出てありますから、その中でやらせていただきます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号直接
審議（先議）

○議長（林 一哉） おはかりいたします。議案第4号から議案第7号までの4議案については、本年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を引き下げる措置でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第7号までの4議案は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第4号から議案第7号までの4議案について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 議案第10号直接審議（先議）

○議長（林 一哉） おはかりいたします。議案第10号については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第10号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第10号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号の2議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項の1議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、12月9日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（林 一哉） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第３号、請願第４号の２件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより各常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会は、請願第３号の１件であります。

建設経済常任委員会は、請願第４号の１件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました請願は、12月９日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月２日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前１０時５１分

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成22年12月2日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 改 革 課	林 清 明
		推 進	

総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	国民宿舎 支配人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 局長	平野修司	農業委員会 事務局長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問いたします。

地方交付税算定の合併特例により、10年間は1市3町が合併しなかった場合と同規模の普通交付税が支払われます。しかし、その後の5年間で特例分が段階的に減額され、合併後16年目からの交付税は相当の減額となります。まず、概算で幾らくらい減る見込みなのかお答え願います。

この減額により、旭市の経済規模が縮小する可能性があり、その対策が今後の市の運営にとって最も大切ではないかと考えます。交付税減額分以上の収入を旭市に落とすための具体的なビジョンについてお答え願います。

次の質問に移ります。

道の駅は、土地、建物代の回収まで含めると商売としては難しい事業と考えています。とある道の駅類似施設では、公設民営方式で指定管理者が市に支払う土地・建物の賃料は11万1,000円です。また、別の施設の場合、市から指定管理者に委託料として年間1,300万円が支

払われています。旭市で同様なものを造れば土地建物代を負担せず有利な商売ができるはずで民業圧迫にならないのかと思いますが、市としてはどうお考えでしょうか。

次に、大金を投じて造るのであれば、それなりのメリットが旭市にもたらされなければなりません。旭市の農業産出額は400億円超、旭市周辺の道の駅の売上げは5億円程度、建設経済常任委員会で視察した交通の要所にある道の駅でも25億円程度です。大生産地の旭においては、道の駅単独の事業では発信される情報が限定的だと思われます。

よって、できるだけ多くの人に旭の産物のよさを知ってもらって価値を高めたほうが旭のためになると思います。

具体的には、デパートやスーパーを定年退職したOBを雇用して、専門スタッフをつけて旭市物産展を年に数回程度、継続的に開催します。同時に一定水準以上の産物を旭産キュウリなどとブランド化します。旭の産物は種類が多過ぎるため、個々にブランドをつくるよりも、まとめて旭産として、さらに高品質な「いも豚」などは独自のブランドで、旭産にならないものは千葉県産というシンプルな分類のほうが分かりやすいと思います。

道の駅を造るのであれば、旭産のよさが知れ渡って、旭でおいしいものを食べたいと思う人が増えてからでも遅くはありません。「食の郷旭で美味しいものを食べ尽くすバスツアー」というものが、現在4,980円で販売されている「天然マグロが3種類楽しめるマグロ丼の昼食、焼津さかなセンター&御殿場プレミアム・アウトレット歳末お買い物大作戦」などと同等に売れるようになって初めて道の駅の意味が出てくるように思います。少なくとも売り込みと道の駅建設は同時並行とすべきと考えます。

道の駅の成功は建物ではなく、戦略にかかっています。道の駅を造る前あるいは造っている最中から、いいおか荘にある浜の駅で練習をするという手もありますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。

海上キャンプ場は県の教育施設でしたが、旭市に移譲されました。しかしながら、教育施設としての位置づけのままであるため、閑古鳥が鳴いており、まさに宝の持ち腐れです。まず、利用実態として月別、曜日別利用者数をご教示願います。

次の質問に移ります。

光ファイバーの敷設により、インターネット利用者はより大量の情報を処理できるようになるばかりでなく、ネット接続料金、光電話を使用した際の電話料金がともに値下がりします。また、会社では電話の基本料金や通話料が個人と同一となり、経費削減につながります。

教育面ではネット予備校が普及しており、通信速度の向上により、自宅にいながらにして予備校の一流講師の講義が受けられるようになっていきます。また、就職活動においては、インターネット上のエントリーが常識となっています。その上、光ファイバーは将来的には医療分野等にも使われる可能性があり、市内全戸に引くべきだと思います。

匝瑳市では、補助金を活用して市が全戸に引いてN T T東日本に貸し出すことが決定しています。いすみ市では、署名活動により来年5月に全戸に引かれ、横芝光町でも目標を大きく上回る署名が集まり、10月13日に要望書をN T T東日本に提出しました。旧旭市は有志議員並びに市民の熱心な署名活動の結果、日本一早く全戸に光ファイバーを設置できるようになりました。現在の旧3町での署名の進捗具合等をご教示願います。

最後の質問に移ります。

矢指小学校での地区懇談会にて、旭駅周辺に駐車場がなく、東京へ行くときなどは他市の駅の有料駐車場を使用しているとの話が出ました。質問者は2年前に旭市に移住してきた方でした。東拓建設が分譲した東足洗浜の土地はほとんどが売れ、移住者流入が見込まれます。その上、中央地区を除いては、現在住んでいる旭市民も旭駅までのアクセスは車が一番便利です。旭駅の利便性を高めるため、イベント期間を除いた時期に商工会館北側の駐車場を有料で利用できるようにはならないでしょうか。

以上で1度目の質問終わります。追加の質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず1番目の地方交付税、これの合併算定替が終わった後、概算で幾らぐらい減るのかと、そういうご質問でございました。ご質問にございましたとおり、現在合併特例によって、合併する前の旧1市3町ごとに計算した額で交付税は交付されております。その一方で、合併後の旭市を一つで算定した額も計算しています。これは一本算定と呼んでいます。

この合併算定替の制度なんですけれども、交付税と同様に扱われる臨時財政対策債、これも適用されます。この合併算定替と一本算定の差額なんですけれども、10年間はそのまま、その後5年間かけて段階的に減らされるということで、具体的な年度でいいますと平成33年度には交付税の合併特例はなくなります。

この一本算定と、それから合併算定替の差額なんですけれども、決算として確定しております平成21年度の算定結果で申し上げますと、合併算定替と一本算定の差額、普通交付税で

15億7,000万円程度です。臨時財政対策債で3億2,000万円程度、合わせて18億9,000万円程度となります。

ただ、この数字はあくまでも21年度決算の数字を使いまして、一つの目安でございまして、この額がそのまま平成33年度に減るかと言えば、そうとは言えない面もございますので、それは今後の地方財政対策の中で総額が決定されて決まっていくということでございますので、その辺はご考慮いただく必要があるかなと思っております。これはあくまでも一つの目安ということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、私のほうからは1点目の地方交付税関係、それから4点目の光ファイバーの敷設についてご答弁申し上げます。

最初に、地方交付税削減と旭市の財政についての中での旭市の財政規模を縮小させないための具体的なビジョンはというご質問でございます。交付税の減額によります収入の減少に対しましては、まず第1に考えていかなければならないと思うことは、市内の経済活動の活性化を行い、その結果としての税収増を期待するものでございます。

市においては定住自立圏構想に取り組むことにより、経済基盤や地域の誇りを培い、魅力ある自立した地域の形成を目指しております。具体的には、工業団地の優良企業の誘致を促進することによる雇用の創出と税収の増加、農水商工連携をした旭の特産物、旭ブランドの検討・開発、販売ルートの開発などの取り組み、そういったものへの積極的な支援、そのほかにも観光振興を行い、交流人口の増加を図ることなどにより、地域産業の活性化を目指していきます。

また、現在検討しております道の駅等につきましても、地元の人が地元の産品を消費できる場の創出、市外からの来訪者への市内農産物のPRの拠点、このほか観光情報の発信や体験プログラムの提供など、交流の拠点としてさまざまな効果を期待するところでございます。

以上がビジョンとしてのご質問です。

4点目の光ファイバーの敷設についてということにお答えいたします。

旧3町への光ファイバー敷設を求める署名活動の進捗状況はというご質問でございます。進捗状況につきましては、光ファイバー通信サービスの要望書の取りまとめについては、本年1月に海上、飯岡、干潟の3地区の区長会で要望書を取りまとめたいただき、5月28日に市庁舎においてNTT銚子営業支店長に対し、市長からの早期の着工のお願いと合わせて3

地区の区長会長から要望書を提出いたしました。また、商工会にも要望書の取りまとめをお願いいたしまして、総数で約2,400件の要望書を提出したところでございます。この内容につきましては、9月議会で答弁をしたとおりでございます。

その後の活動でございますが、9月以降の進捗状況です。当市と同様にN T Tに要望している他市町村では、二度三度と要望書の取りまとめを行っていることから、旭市でも早期着工に向けて再度の区長会による2回目の取りまとめを9月に実施いたしました。2回目の取りまとめでは約1,200件の要望書が集まり、10月14日にN T Tへ提出いたしました。トータルとしまして要望書の件数は区長会や商工会で集めた分が約3,600件、N T Tによる直接提出された分が約500件ということで、合計で約4,100件というふうになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆雄） それでは、議員ご質問の道の駅につきましてお答えさせていただきます。

最初に、道の駅につきましては民業を圧迫しないかというご質問をいただいたわけでございます。現在ご承知のように道の駅等設置推進委員会、この中で議論しておりますけれども、その中で特に商工会、ここにつきましては設置委員会つくる前から実はこういう道の駅的な地元で大きな消費ができるような施設、これが実は商工会の内部でも検討されていたというようなことで、むしろ商工会としては早く造ってくれという、そういうご意見もいただいております。

また、一部では、例えば先般の議会で成立をしました6次産業化、農業を作るだけでなく加工して販売をする、そこまでやっている方も市内に多くいるわけであります。例えばみそを作って販売したいというそういう女性のグループがあります。できればそういう施設があればぜひ早く造っていただいて、そこで販売をしてみたい、あるいはこの設置委員会の中には消費者の代表の方もいらっしゃいます。遠くの施設に買いに行くんじゃなくて、ぜひ旭市で造っていただきたい。そういういろいろな、むしろ民の中では多くの方が早く造っていただきたい、そういう希望があります。そんな中で現在取り組んでいるわけでありまして、むしろ民と官との連携、これが一番重要な、そういうふうに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、議員からもう一つ、単独で旭市の農産物の情報を発信する拠点として効果が限定的ではと、そういうことをご質問いただきました。この事業の中でも、ぜひ我々も交流の拠

点としてという部分も考えたい。多くの都会から農業を体験したいとか、いろいろな形で市内に訪れます。ただ、どうしても帰りに何か買って帰りたいというときに、よその町へ行ってしまう。そういうことで、ぜひ交流の最終的な仕上げとして旭産をぜひお持ち帰りいただいて、旭市のファンになっていただきたい。そんなことで進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

本年につきましては、よそに打って出ようというようなことで、直接ご承知のように日本シリーズで日本一になったロッテマリーンズ、ここに市長が直接出向きまして、夏にタカミメロンのPRをしまして、直接西村監督にもメロンを贈呈した、あるいは選手の方々にも広くPRをした、そういうこと。あるいは11月に市川市から誘いがありまして、市原の朝市にぜひ旭産を並べてほしいという。向こうは市民はいっぱいいるんだけど、産物がなくて、定期的に交換・交流をしようという、そういう動きもございます。議員からありましたように、よそに出て打っていききたい、そういうことでよそからまた来ていただく一つのチャンスを作りたい、そういうふう考えております。

また、最後に、いいおか荘の前で販売の練習というんですかね、そういうことをというご質問をいただきました。我々もそういうことを念頭に置きながら12月26日にいいおか荘と連携をしながら午前中、漁協とタイアップしまして、お魚を中心とした朝市を開催しよう、そんなことで現在進めております。市内のいろいろな施設、そういうところでシミュレーションをしながら、道の駅ができたときにスムーズに農水産物が販売できるようなそういうシステムを作っていきたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、海上キャンプ場につきまして、月別、曜日別利用者数と、こういうことでございますので、お答えしたいと思います。

ご存じのとおり、旭市海上キャンプ場につきましては平成21年4月から市営のキャンプ場として運営をさせていただいております。特に小・中学生の野外学習をはじめといたしまして、レクリエーションキャンプ等につきましては多くの子どもたちが利用している施設でございます。

それでは、体育館を除きますキャンプとしての利用者数でございます。今年4月から10月までということで月別に申し上げたいと思います。4月が43名、5月が652名、6月が232名、7月が522名、8月が914名、9月が313名、10月が198名、合計で2,874名となっております。

このうち宿泊のほうですけれども、2,189、日帰りのほうが685ということになっております。

それでは、続いて曜日別でございますけれども、まず宿泊キャンプの1泊2日でございます。土曜日から日曜日が972名、日曜日から月曜日が109名、月曜日から火曜日が163名、火曜日から水曜日が86名、水曜日から木曜日が201名、木曜日から金曜日が232名、金曜日から土曜日が229名となっております。

次に、2泊3日というお泊まりもございます。土曜日から月曜日が18名、日曜日から火曜日が56名、月曜日から水曜日が41名、火曜日から木曜日が65名、水曜日から金曜日が、これはございません。木曜日から土曜日が5名、金曜日から日曜日が12名ということでございます。宿泊キャンプ全体の45.2%が土曜日から日曜日にかけての利用となっております。

続いて、最後ですけれども、日帰りキャンプでございます。日曜日が252名、月曜日が38名、火曜日が109名、水曜日はございません。木曜日が38名、金曜日が52名、土曜日が196名で、土曜日と日曜日の利用者が448名ということで、全体の65.4%となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 5点目の旭駅前駐車スペースについて、旭前に駐車スペースを確保できないかというご質問にお答えいたします。

ご質問は、駅利用者のために商工会館北側の広場を、イベントの期間を除いた時期に有料にできないかということでございます。当該地の現状は、商工会館における会議等の来客の駐車場あるいは市のイベント、わくわく市場、七夕まつり等で暫定的に利用している状況でございます。

ご質問のように仮に市が駐車場を設置する場合には、当然に公の施設として位置づける必要がございます。また、駐車場法の規定によりまして、県知事への届出義務、これは500平方メートル以上でございますが、これが生じてまいります。また、この届出に際しましては法律に整備基準、国土交通省令で規模、構造、設備等が定められておりますので、結果として公営の駐車場としては暫定的な利用とはならないことになります。

一方で、旭駅周辺には民間の有料駐車場もございます。また、仮に市が駐車場を設置場合には整備工事費や維持管理等の問題、さらには当該地から駅までの距離、約350メートルございますが、これらなど費用対効果を含めまして、これらを総体的に考慮しますと、現状におきまして市として駐車場を整備することについては難しい状況にあるのかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、一つ目の再質問させていただきますけれども、企業誘致ということでしたが、どのような取り組みをしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 企業誘致に関しましては税の特例ですね、進出した場合の税の特例制度がございます。それと、実際のその企業等のPR等につきましては、今あの工業団地が千葉県の土地開発公社、これの管理になっていきますので、そことタイアップしながら企業等の情報の交換ですとか訪問を続けている、そんな状況でございます。

○議長（林 一哉） ちょっと手を挙げてください。

大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。企業誘致はなかなか今の経済状況だと厳しいと思うんですが、旭市にいろいろなものがありますので、それを生かした方法がいいのではないかと考えています。

私自身の考えは、まず中央病院の医療体制の改革並びに医療の産業化、それから東京都市圏への旭の農畜水産物の売り込み及び高品質商品のブランド化、これは農水産課のほうでも考えていらっしゃるようですねけれども、それから日帰りバス旅行の企画などにより観光客誘致、それからこちらはどうも自治体は嫌がることが多いんですけれども、旭市への移住者誘致が有効だと思っています。国保の問題があるかもしれませんが、あれはいずれ広域で統合しないと私はもたないと思いますので、そこまで考えずに、むしろ県や周辺の市町村と話し合ってやっていく、移住者は移住者で別に誘致してもいいのかなと思っています。

この中で特に医療体制の改革及び医療の産業化は大化けする可能性があります。キャノングローバル研究所、松山幸弘氏が「医療改革と経済成長」という論文を書いています。同研究所のホームページにて閲覧できるこの論文のスライド1には、日本、米国、カナダの医療介護費用に占める病院（入院）費の割合が示されています。このスライドは、急性期の入院治療に特化しては医療機関の成長が鈍化することを示しています。つまり医療技術の進歩により日帰り手術、外来での抗がん剤投与などが可能となり、入院治療だけでは患者さんの囲い込みができないということです。松山氏は、地域で核となる、種類が異なる医療機関が経営統合し、その他の医療機関とも連携をすることにより、患者さんを囲い込んで医療技術の発展や診療報酬の配分の変化にも耐えられるようになるとしています。

その上で氏は、本議会にて何度も出てきた I H N と呼ばれる地域医療ネットワークをつくり、医療産業の核とし、さらにその中核となる病院や医学部を海外に輸出し、付随的に医療観光として海外の患者をも取り込むことで莫大な利益がもたらされるとしています。旭での医療の産業化は決して夢物語ではありません。

WHO のワールド・ヘルス・レポート 2000 では、日本の医療システムは世界一と評価されています。その日本の中でも東総地域の医療費は特に低く、一部公表されている中央病院の外科等の治療成績は国内外の一流医療機関と同等です。つまり自治体病院同士の経営統合により医療を守れば、国際競争力のある医療システムが自動的に構築され、そのやり方をそのまま海外に輸出して病院経営をすることが可能となり、富裕層を医療観光として旭に呼び込むことができるようになります。まだ先の話ですが、このような方法が非常に旭市の経済発展にとって有効ではないかと考えていますので、ご検討いただければと思います。

これで一つ目の質問を終わります。

次に、道の駅ですけれども、商工会のほうが造っていただきたい、たくさんお客さんと呼んでほしいと。みそを作っているグループ、手作りみそというのは確かに非常においしく、そのような販売の機会が提供されるのであれば、私はそれは賛成です。

それから、やはりこれは道の駅、立派な建物を造っても非常に失敗している所が多い。ぜひ成功させていただきたいのですが、やはり旭は宣伝が下手だというふうによく言われますが、下手というより、していないというのが実態に近いんじゃないかと思います。

旭の産物は本当においしくて、高く評価されています。ただし、その知名度がないためにきちっと宣伝、あちらに出向いて、大消費地に出向いて宣伝する。地区懇談会のときに市長がおっしゃっていました、市役所の若い人たちが考えた移動式直売所ですね、そのようなものをやったり、あるいは屋台だけ作って豚肉を焼いて売ったり、お金をかけない方法もいろいろなアイデアはあると思いますので、ぜひ旭がいかにおいしいか、これはもうこちらに来て初めて気づくこともありますので、ぜひ積極的に宣伝をしていただきたいと思います。

その民業を圧迫しないかという項目は終わりで構わないですけれども、単独では農畜産物の情報を発信する拠点として効果は限定的ではと思うんですけれども、出張して売り込む、そういうことはこの 1 年でどのくらいされていたか教えていただきたいのですが。

○議長（林 一哉） 大塚議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員質問の出張して売り込みという大きなものは、先ほど言いま

した市川市と連携をしまして、市川市の防災公園がありまして、そこで毎月定期的に朝市をやっている。ただ、市川市はご承知のように消費者はいっぱいいるんだけど、売るのがないというようなことで、ぜひ旭市での田植え・稲刈り体験等のお付き合いの中で、ぜひ売りに来てくれという、そういうので定期的に年に四・五回はあったと思います。実施しております。

先ほど言いました11月にはちょっと大きなイベントをやろうということで、旭市からもちをついて旭市のものを買ってくれた方にうったという、そういう現実もございます。あるいは先ほど言いましたタカミメロン、これが本当に夕張メロンよりもおいしいと個人的には思っているわけですが、その地名度がないということで、今年から出向いてPRをしよう、そんなことも今年実施しております。

特に、今、市長と打ち合わせしている中ではフレッシュフード海匝ということで、毎年海匝の農産物のPRを東京・首都圏に向けてやっておるわけですが、むしろフレッシュフード海匝じゃなくて、「旭」という看板を大きく出そう、そんなことで年明けに実はできれば今回はいろいろな市場関係者の方よりもマスコミ、例えばいろいろな雑誌社とか新聞社、そういう方々、メディアに集まっていただいて旭市を取りあえず売ろうという、そういうことで今、企画をしているところでございます。

あるいは花の農家につきましては、青山で既に店を出して都会の方々に旭市の花を見せている、そういう店舗の中で、ぜひ花を使って旭市に人を呼ぼうということで今動きを見せているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 旭市を売り込もうという熱意は、民間の方、持って一生懸命やっていたので、ぜひ積極的なお手伝いしていただければと思います。

次に、海上キャンプ場についてです。こちらからは従来の教育施設から旭を楽しんでもらうための宿泊施設への転換を提案します。具体的には、入退場の時間にもう少し幅を持たせる、シャワー利用時間の大幅な拡大、前日までの利用予約を可能とする、季節によっては飲酒の解禁、消灯時間の変更を上げます。子どもたちが多く利用する期間は、他のグループに夜に騒がないように注意を喚起するか、あるいはその期間は飲酒を禁止して、普段は自由に利用してもらったほうがリピーターが増えて、旭を売り出す機会も広がると思います。

海上キャンプ場は、利用料が市外居住者のバンガロー利用で1人1泊750円と格安であり、

日帰りのサーファーなどにも利用してもらえる可能性があると考えています。さまざまな改革を急にするのが難しければ、ホームページに要望欄を設け、利用者の意見を少しずつ反映させればよいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） ご提案いただきました。ありがとうございます。

まず海上キャンプ場につきましては、親子のきずなづくりということで非常に家族でお使いいただくことが増えてきました。また、先ほど申し上げましたけれども、小・中学校の自然体験という学習の場としても、市内あるいは市外を問わず大変人気のある施設ということでご報告したいと思います。そういった施設ということでございますので、現在定めてありますルールが幾つかございます。原則的にはこれを守っていただきたいなというふう考えております。

しかし、一方で旭市が受けたときに交流施設という位置づけもございますので、交流・交歓の場としての利用促進という観点からも検討を進めておりまして、千葉県から引き継いだ時点では22項目のルール、厳しいルールと言っているのでしょうか、ございました。現在はこれを16項目に緩和いたしまして運用をさせていただいております。

その中で、主に緩和した点でございますけれども、利用期間を5月から10月ということで実は定めてございましたけれども、これを制限をとりまして、年間利用という形で規則を変えております。そのほか先ほどご指摘ありました予約の申し込みですけれども、これも20日前ということで、これも厳しいルールだったんですけれども、一応10日前ということで変更させていただいております。

そのほか、これは最近、小グループ等も増えておりますので、例えばガスコンロを使いたいというような場合は厳禁という形で使えなかったわけですが、これにつきましても注意という形で事実上許可をしているところでございます。

こういったルールにつきましては、やはり子どもたちの利用が非常に多いということで、青少年健全育成施設ということ、これを大前提とした中で管理上、支障のない範囲でこれからも弾力的にいろいろ検討して、弾力的な運用を検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 利用者の要望を取りまとめる窓口、例えば投書箱とかホームページの意見欄とか、そのようなものはありますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） お尋ねの件ですけれども、現在のところございません。現場の管理者が意見を収集している部分はございますけれども、これにつきましても9月でしたでしょうか、質問のほうでございましたとおりアンケート等につきましても、これから十分とっていききたいというふうに考えております。特に先ほどホームページということがご質問ございました。ホームページも千葉県から引き継いだものを今まである程度使っていたわけですが、1から書き直しまして、現在見ていただくと分かりますけれども、市の情報等も流させていただいておりますので、なるべく利用者の意見については、そういうアンケート等もとりまして収集していききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） キャンプ場を利用する方は若い世代が多いと思うんですけれども、そういう世代の方はインターネット非常によく使いますので、ホームページに意見欄を載せるだけで随分意見が集まるんじゃないかと思います。お金もかかりませんので、ぜひご検討いただければと思います。

これで海上キャンプ場についての質問は終わります。

光ファイバー、頑張って署名を集めていただいたんですけれども、NTT東日本としては今後どのようにするという回答をいただいているのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 光ファイバー通信サービス導入の見通しという部分でございますけれども、NTTでサービスを開始するにはNTT本社の決裁が必要になるわけですが、銚子支店につきましては今年度内の旭市全域でのサービス開始を本社に申し出ております。

それから、今回集まった要望書でございますけれども、約4,100件という部分につきましては、これはNTTが当初サービス開始に必要なという数字を、ある程度あるわけですが、ほぼそれも満たしていると。

それから、3点目として、NTT東日本については本年9月から海上、飯岡、干潟の3地区内に通信用光ファイバーケーブルの新設工事を実施しております。

4点目として、旭市より、先ほどちょっとお話があったと思いますが、ほかの部分で少し早く活動していた神崎町につきましても、2月1日のサービス開始が決まったということを知っております。そういった総合的4点の判断からいたしまして、当旭市におきましても3地区への光ファイバー通信サービスの導入という部分については、本年度内にサービスが開始されるというふうに私のほうとしては考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 署名活動お疲れさまでした。

では、最後の質問に移りますけれども、駅前駐車場というのは実は東京の業者が駐車場設置を考慮したこともあるんですけれども、そのような問い合わせを不動産業者にしてきたこともあるんですが、結局調べたら採算が取れないということでつくられなくなった経緯があります。ということは、ちょっと現時点においてはもう駐車スペースというのは臨時、例えば月決めではなく時間単位あるいは1日単位の駐車場を造るというのは難しいということでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 先ほどご答弁申し上げましたように、中央のイベント広場につきましては、基本的には臨時のそういった駐車場については難しいということで、駅前につきましても公共空間が現状ございませんので、民間の駐車場をご利用いただく、この手段しか今のところはございません。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて6点について一般質問を行います。

まず1点目の東総地区広域市町村圏事務組合についてお尋ねをいたします。

まず初めに設立の趣旨と現況についてであります。東総文化会館の近くにこの組合ありますが、電算の共同処理のために設立されたと記憶していますが、当初の設立の趣旨等を含めて現在に至るまでの経過と現況についてお尋ねします。

次に、事業内容と収支についてであります。我が旭市の負担金などを含め、収支と主な事業内容について詳細な説明をお願いします。

次、3点目、旭市としての考え、対応についてであります。合併によって国も必要となくなったのか。今回の規約改定がこの議会に出ておりますが、旭市としてこの組合、必要なのか。必要であればその理由、必要でなければその対応について伺います。

2点目として、広域ごみ焼却場建設について、まず初めに現在までの進捗状況についてお尋ねをしますが、千葉県は平成10年から平成19年度までのごみ処理能力1日当たり100トンを目途とした県内を22ブロックに分割した千葉県ごみ処理広域化計画を策定しました。それに沿って我が旭市も銚子市、匝瑳市3市による広域ごみ焼却場を計画、当初は匝瑳市の火葬場のある山桑地区が条件的に建設が一番容易だと言われましたが、それがどのような理由か我が旭市のごみ焼却場のある遊正地区に計画されました。しかし、地元住民の猛反対に遭い、建設断念を余儀なくされました。そして今、銚子市の野尻地区での広域ごみ処理施設の建設が計画され、既に銚子市に事務所も設置されていますが、何の縛りもなくなった中で広域ありきの理由、そして建設のための進捗状況と今後の計画、それと現在の各市のごみ処理量また耐用年数等についてお尋ねをします。

次に、旭市としての考え、対応であります。当初の3市によるごみ焼却場建設時点では県の計画もできていたと思います。しかしながら、今では県の計画も期限が切れ、また国の方針では5万人以上の市町村であれば建設ができます。そのような中で広域ごみ焼却場の建設を進めるということは、単独よりメリットがあるという結論の結果だと思います。そうであれば、それらの試算を含めて旭市としての考え、対応についてお尋ねをいたします。

3点目として、国民健康保険についてであります。まず国民健康保険の収支、運営の推移についてお尋ねをします。

国民の負担が増えるということで、アメリカではオバマ大統領の打ち出しました国民皆保険、国論を二分しています。日本でも国民健康保険制度ができて50年、少子高齢化、景気の低迷により運営が年々厳しさを増しています。そして、特に個人商店主を含めた個人事業者・農業者が加入している市町村が事業主体となっている国民健康保険は、個人事業者・農

業者の減少、反対に非正規社員、そして定年退職で年金暮らしとなり、これからは病気との二人三脚の生活に向かう団塊の世代の加入の増加で、国民健康保険事業、今でも厳しいのに今後ますます厳しさが予想されますが、現状の収支、また今後の運営の推移についてお尋ねをいたします。

次に、市の対応についてであります。前段で申し上げましたように、加入者の構成が大きく変わっています。つまり、ほかの健康保険に入れない、口を悪く言えば、掃きだめの人が入れる、そして市民でなければ入れないのが国民健康保険です。そのために国保会計、年々厳しさを増しています。市の財政も厳しさを増している中で、加入者の生活も厳しい中で、保険税の値上げも限界だと思いますが、どのような対応を考えているのか伺います。

4点目として、職員採用について。

初めに、採用基準、手法についてお尋ねいたします。

来年春の就職は就職の氷河期と言われています。そういう中で職員採用について9月議会でも質問いたしましたが、理解できない面が多々ありましたので再度質問するわけですが、合併後の職員採用の学科試験、職種ごとの合計点数、それに対する合格者の最高と最低点数と合格者数、そしてこの下限の点数はどのように誰が決めるのか。また、面接試験は、私情、利害にとらわれずに公平公正にするために具体的にどのような方法をとっているのか。その結果、最終合格者は何名か。そして、ちなみに合同試験を一緒にやっております銚子市、匝瑳市の合格者の点数はどうなっているのかお尋ねをいたします。

2点目の採用の基本理念についてであります。人は城と言われます。つまり城を造る、また守るのも人であります。これからの旭市を作り、未来永劫に守っていくため、そのためにはいかに有能な人材を採用するかであります。一般企業では学校を含め厳選主義、つまり採用予定人員に満たなくとも、人数だけをそろえても何にもならないということです。今後の採用の基本理念についてお尋ねをいたします。

5番目として、行財政改革について。

まず、計画、実施状況についてお尋ねをします。

行財政改革、これは新しくて古い言葉です。これができなかったために究極の選択肢として合併の道を選んだわけです。そして、合併して既に5年、行財政改革推進本部、全くの機能不全、そういう中で今年、行政改革推進課ができたということは、やっとやる気、その覚悟ができたと思いますが、既に半年が過ぎました。現状での計画、実施状況、また行財政改革推進本部の機能、会催内容等についてお尋ねをいたします。

次に、目標達成数値についてであります。改革にかかわらず何でも目標達成数値がなければ掛け声だけで終わってしまいます。そのためにも目標数値はどのようになっているのか、また改革は現状をぶち壊すことです。当然のこととして痛みが伴います。そのためには、まずトップ自らが身を切り、血を流す覚悟が必要です。そうでなければ誰もついてきません。市長はどのように考えているのかお尋ねをします。

最後の6点目は、中央病院についてであります。まず初めに調剤薬局開設のための建築確認申請についてお尋ねをします。

医薬分業ということで病院の敷地内に薬局が多く見られます。これは院外処方箋のほうが料金が安い、また薬剤師確保の問題でメリットがあるからだろうと思いますが、今旭市に開業医とは関係のない場所に調剤薬局開設のための建築確認申請が何件か出ているということですが、その件数と概略の場所についてお尋ねをいたします。

次に、病院の医薬部門の収支と薬剤師等についてであります。薬は昔から薬九層倍と言われるように我々一般人から見ると、もうかるという認識ですが、病院の医薬部門の収支と病院規模での薬剤師の確保状況についてお尋ねをいたします。

最後に、薬剤部門の今後の方針についてであります。薬剤部門の今後の方針とともに、今なぜ調剤薬局開設のための申請が多く出ているのか、病院としての見解、また市としての見解についてお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁をいたします。

まず最初に、私のほうから東総地区広域市町村圏事務組合の市としての考え、対応についてということと国民健康保険についての市の対応について、そしてまた行財政改革のトップとしての考え方ということでお答えをしたいと思います。

国民健康保険についてであります。国保税については市民の生活に直結した医療制度であり、社会保障の基本でもありますので、合併以来改定せずに運営してまいりました。平成21年度は前年度繰越金と国保財政調整基金の繰り入れで決算ができましたが、平成22年度はそれらも少なく、いわゆる赤字補てんとして今回5億円を一般会計より繰り入れする補正予算をご審議をお願いしているところでございます。翌年度以降も赤字幅が拡大していく見込

みの現状では、不足分の全額を一般会計からの補てんともいわず、国保税につきましては若干の改定をお願いせざるを得ないと考えております。

しかしながら、冒頭でも申し上げましたとおり、市民の生活に直結したものであり、一般会計からの繰り入れも併せて行い、少しでも上げ幅は少なくしたいと考えております。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合についてということですが、順序が狂いました。どうも失礼しました。東総地区広域市町村圏事務組合の取り組みとして行われている一般廃棄物処理事業については、広域的に進めていかなければ解決できない問題と考えております。銚子連絡道の整備促進も、東総地域と山武地域が一体となって一刻も早く整備ができるよう国や県に対して根気強く要望していかなければならない問題と考えております。

そしてまた、もう一つは中学生の海外派遣研修であります。東総圏域内の中学生を対象に海外を訪問し、外国の自然、産業、文化、歴史等を学び、現地の中学生との交流をすることにより、国際理解を深めることを目的に行われており、将来を担う子どもたちが異国文化に触れ合い、広い視野と行動力を身につけることができます。このような事業を広域連携事業として行うことにより、多くの他校生徒と交流、協力することができ、より研修効果を高めることができるため、重要な事業だと考えております。

そのほかにも東総地域における医療連携の問題や消防の広域化も今問題が浮上しております。そういった問題の検討、さらには今後の人口減少問題、少子高齢化など東総地域で全体的な問題としてとらえていく必要があると思っておりますので、今のところしばらくは東総広域市町村圏組合は必要だと、そんなように考えているところであります。

トップが行政改革、行財政改革で身を切ることも必要だということでもありますけれども、これは2年続けて人事院勧告を受け入れておりまして、給与水準は県下でも最低のレベルであります。その給与の問題ということも大事でありますけれども、これは定員適正化計画に沿って、きちっとやっております。トップが身を切るということになれば、自然にその全体の職員、議員にも影響を及ぼすということもありますので、そのところは給与ではなくて一生懸命さを買っていただいて、旭市のまちづくりのために頑張っていきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 私のほうからは東総地区広域市町村圏事務組合についての設立の趣旨と現況について、それから東広の事業内容と収支について詳細にという部分でございます。

初めに、設立の趣旨と現況という部分でございますけれども、東総地区広域市町村圏事務

組合につきましては、ご存じのとおり、昭和46年に広域市町村圏の指定を受けまして、単独の市町村事業では難しいもの、非効率なものの事務、それから事業について共同して処理するものという目的のために、3市5町の構成により設立されたものでございます。

昭和48年から、先ほどお話がありましたけれども、電子計算業務、職員の採用共同試験、職員共同研修を実施してまいりました。平成2年につきましては、ふるさと市町村圏という部分に指定されまして、構成市町の出資金と県の助成金によりまして10億円の基金を設置いたしました。これによりまして平成4年から海外派遣研修事業等も実施し、平成10年からは銚子連絡道路の整備促進大会を地元で行うようになっております。

なお、電子計算業務につきましては平成4年に廃止されまして、現在は構成も市町村合併によりまして、東広の構成でございますけれども、旭市、銚子市、匝瑳市の3市というふうになっています。

また、平成18年からは一般廃棄物の処理施設の建設に関する業務も新たに行うという部分でございます。

次に、事業内容と収支ということでございますが、今申し上げました事務組合で行っております業務、採用共同試験、職員の共同研修事業、海外派遣研修事業、銚子連絡道の整備促進の協議会に関する事務、一般廃棄物の処理施設の建設に関する業務等でございます。

収支ということでございますが、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の歳入につきましては1,425万9,000円、歳入の部分ではふるさと市町村圏基金利子が1,178万円ということで、これが主な収入というふうになっております。歳出につきましては1,012万5,000円、主なものにつきましては一般廃棄物の処理事業特別会計への繰り出し193万7,000円、海外派遣研修の特別旅費489万3,000円、職員研修委託料130万9,000円、山武・東総地区広域幹線道路網整備促進期成同盟負担金97万9,000円、そのようなものが歳出という部分になります。結果、実質収支については413万3,000円というふうになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは2点目の広域ごみ焼却場建設につきまして、今までの経緯あるいは現在の進捗状況、市としての考え方、対応等についてお答え申し上げます。

広域焼却場の建設につきましては平成9年1月、国のダイオキシン対策として、今後建設される焼却炉につきましては、ダイオキシン類の発生しにくい連続炉とすること、また小規

模な市町村では発生するごみの量が少ないため、隣接市町村が連携して一定規模以上の連続炉の集約化を推進することとされた国のガイドラインが制定されておりまして、それに続きまして平成11年3月に、議員おっしゃいましたとおり千葉県ごみ処理広域化計画が策定され、東総地域も現在ある三つのごみ処理施設を集約して1か所にすることに決定をいたしまして、同年7月、3市6町で構成する東総地域ごみ処理広域化推進協議会を設立し、検討をしてまいりました。

しかし、その後、平成17年9月、光町、多古町が協議会の離脱を表明し、現在の銚子市、旭市、匝瑳市の3市での構成になっております。その後、18年11月に東総地区広域市町村圏事務組合の規約改正を行い、一般廃棄物の建設及び運営に関することが同組合において共同処理する事務となったところでございます。そして、平成19年2月から旭市遊正地区をごみ処理施設の候補地として地元説明会等を開催しましたが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、7月に地元住民による強い反対等から同地区を断念することとなっております。

その後、平成20年度に構成3市から各市2か所、計6か所の新たな建設候補地を抽出し、比較検討した結果、平成22年度から銚子市野尻町地区をごみ焼却施設の有力な候補地として検討していくことに決定し、銚子市役所内に新たに施設整備課を設置し、広域ごみ処理事業を推進していくこととなりました。

ごみ焼却施設の安全性についてご理解いただくため、5月から野尻町地区候補地の対象地域での意見交換会や住民説明会を7回開催し、また地域住民を対象とした先進施設の視察を9月に2回、10月に1回実施し、ごみ焼却施設の安全性について理解を深めていただいているところであるとお聞きしております。

そして、議員お尋ねの例の途中で補助金等の交付の変更、補助金の変更があったということとでございますけれども、平成17年度から現在の交付金という制度になりまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり、人口5万人以上あるいは400平方キロメートルの面積を有するもの以上であれば、その交付金が交付されるといったことになっております。

それが平成10年から19年で千葉県の広域化計画も終わっておりまして、単独でできないかと言われればできないことはないと思いますけれども、長い協議会からの歴史がございまして、あるいは広域の市町村圏事務組合での事務にもして今まで進めている中、今後とも広域で進めていきたいということでございます。

広域の組合でも試算をしてございまして、建設費や、あるいは維持管理費等について3市で1か所で建設、銚子市にした場合と、もう1か所、旭市と匝瑳市の間程度にもう1か所

建設する、2 か所やった場合ということでその試算をしてございます。それによりますと、銚子市に1 か所建設……

○議長（林 一哉） 課長、もうちょっと簡単に進捗状況だけでいいんだから。

○環境課長（浪川敏夫） そうですか。ということで、今後とも広域で進めていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、高橋議員の3 点目の質問の国民健康保険、現状と今後の推移ということにお答えしたいと思います。

まず平成21年度の決算、改めて申し上げますと、歳入総額で84億1,533万2,101円、歳出総額83億9,350万6,544円で、差し引き2,182万5,557円でありました。ただ、この中身を見ますと、国保財政調整基金を4 億4,600万円を繰り入れして、繰越金を含めまして実質単年度収支で見ますと6 億2,461万円の赤字でございました。

医療費はといいますと保険給付費、これが主に21年度かなり増加したわけですが、保険給付費の83%を占める一般療養給付費では平成21年度、対前年度比較しまして7.28%の増でありました。本年はといいますと、その医療費の関係なんですけれども、本年の6 か月間の合計で比較しますと一般療養給付費では対前年度比5.22%の増を見込んでおります。退職療養給付費では対前年比29.18%の増を見込んでいるところでありまして、これらと国保税の状況と併せ見ますと、このままでは実質単年度収支の赤字幅は年々拡大していくということと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、4 点目の職員採用の関係でお答え申し上げます。

まず採用基準、手法というところで、申込人数あるいは決定の人数あるいは点数ということでございます。これは22年度で一般行政職の上級で申し上げさせていただきます。22年度の申込者数は全体で78人、受験した方がこのうち69人ということでございます。1 次の合格者は13人。それから、合格の点数ということですが、これは上限と下限ですが、一番最高点の方は200点満点中154点、一番下の方が120点。最終的に2 次の合格者は6 人ということでございます。

どのように決めているのかというようなことでございますけれども、手法でございますけれども、1 次試験につきましては、合格者でございますけれども、採用予定人数のおおむね

2倍から5倍の範囲で合格者としております。これは人数が多い場合には倍くらい、人数が1人とか2人とか小さい場合には3倍あるいは5倍というような形でやっております。

それから、その後2次試験をやるわけですが、2次試験につきましては集団討論、それからテーマを与えてのディスカッション方式の集団討論をグループに分けてやります。それと個人の面接ということで実施しております。これらを総合しまして最終的に評定を行いまして、決定をしているというところでございます。

それから、3点目に他市の点数はということですが、これは全く私のほうでは分かりません。

それから、4点目ですが、今後の採用の方針といいますか、基本理念というところだと思いますけれども、現在の旭市の職員の年齢構成というのも高齢化が進んでおります。特に若年層の職員は少ないという状況にあります。市政を円滑に実施、推進していくためには、職員の年齢構成というのも将来にわたってバランスのとれたものにしたいというのが希望でございます。また、反面、厳しい財政状況にある中、効率的な行財政運営のために人件費の削減というのも一つのテーマになっております。そういった中で職員の定員管理というのが重要になってくるわけでございますけれども、これについては本市の特性に配慮した適正な定員管理に努めているというところでございます。

この人数の関係で基本理念ですが、第2次の定員適正化計画というものをつくりまして、この中で新規採用者数、ここにはもうはっきり書いてございますけれども、一般行政職につきましては原則として退職者数の2分の1程度に補充を抑制すると。技能労務職等については民間委託でありますので、これは退職したら補充をしない。消防職とか保育職の専門職、これについては退職した分の適正な補充を行う。こういう方針で適正な配置に努めるということで、これらの計画につきましては今年2月18日、全員協議会の中で予算の概要を説明した折にアクションプラン、それから定員適正化計画、併せましてこのような方針は議員の皆様方にもご報告申し上げておりますし、行政改革推進委員会にも説明をいたしております。また、この定員適正化計画、それからアクションプラン、これはホームページでも市民の皆様にも公表しているということでございますので、当面この方針に基づいて採用の方向性はこれでやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、行財政改革についてのうち、この半年間の実施

状況、それから推進本部の機能、会議はという、もう一つ目標数値はどうなっているかということについてお答え申し上げます。

まず最初に、行政改革推進課4月発足以来やってきた事務ということでありますが、まず最初に第1次アクションプランの評価、これに取りかかりました。これの中では従来文章による評価だったんですけれども、分かりやすいように数値化できないかということの試みの中で各所管課に5段階に評価してもらうということをやりました。これは結果については6月にご報告申し上げていると思うんですが、ほぼ順調・順調・完了の段階にあるものが87%、それから停滞・未着手という判断のものが約13%というような結果になっております。

その後に取りかかりました、4月以降に取りかかったこととして、政務報告でも申し上げましたが、今年度の重点項目として位置づけております公共施設の見直し、これにつきましては、まず最初に見直し方針を定めまして、その方針に基づいて各課において所管している施設の使用料収入、それから人件費、維持管理費、利用状況、これらの調査を実施したところであります。現在この取りまとめをほぼ終えまして、さまざまな検討、協議を行っているところということであります。年度末を目途に公共施設の活用方針、そのようなものを策定していきたいということで事務を進めております。

次に、組織・機構の見直しを実施したいということの中で、その見直しを実施するに当たって、各課における事務執行上の問題点ということで、これも調査をいたしました。各課からは組織に関すること、それから事務分掌に関すること、事務改善に関することなど多くの提案がありました。この中で事務改善の中で特に多かったものを一つ申し上げますと、窓口を改善すべきではないかというような提案が多くありました。これにつきましては既に庁内に窓口改善検討チームを立ち上げまして、実務者のレベルでどういった窓口がいいのかということの検討に入ったところであります。その他の提案されたものにつきましては、各課のヒアリングを実施しながら現在調整している段階でありまして、調整できたものから順次実施していきたいと考えております。

次に、補助金・交付金の見直しということにつきましては、財政課において23年度の予算要求に当たって補助金の見直しについての考え方というものを各課に示しまして、現在各課で見直しの作業をしているということであります。

次に、推進本部の機能、会議ということでありますが、推進本部につきましてはその所掌事務として行政改革大綱の策定、それから行政改革大綱の計画的推進ということで、決めることと計画的に実施していくという二つが本部の仕事であるというふうに考えております。

これに伴いまして、会議ですけれども、今年に入って既に5月6日に1回、それから11月1日に1回ということで会議を行っております。5月の会議は1次アクションプランの振り返りということでありましたが、11月につきましては公共施設の調査結果の概要を報告し、これからのことについての議論、それから事務事業の問題点の調査結果につきましても、その概要をそこで説明し、議論をしていくということで開催しております。

それから、目標数値はということであります。目標数値を設定して、それに向かって推進していくというのは、さまざまな計画で大事なことであるとは考えております。しかし、第2次アクションプランの中にあります取り組み事項は多岐にわたっておりまして、単に金額であったり、数値では効果を表せないもの、それから効果そのものが数字では表せないものが多数存在しております。そんな中で取り組みの内容の詳細がある程度決まらないと目標数値が決定できないものもあります。そんなことから、現在アクションプランにおいて目標数値としてはっきり示せるものとしては、先ほど総務課長のほうからもありましたが、職員数を減らしますというところで5年間で50人減らします。それから、市税の徴収率を上げていきますということで、これは年0.2%、5年間で1%上げたいというような目標、この二つが数値として上げられているものであります。

また、公共施設の見直しですとか事務事業の評価、それから補助金の見直し、未利用資産の処分、これらは取り組みが進んだ結果として効果額が示されるものと考えておりますので、その時点でまたご報告させていただきたいと思っております。

いずれにしても、計画の推進に当たっては点検、評価を絶えず行いまして取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 6点目の中央病院についてのうち、1点目の調剤薬局開設のための建築確認申請について、ご質問にありましたように件数とその概略の場所ということでお答えをさせていただきます。

建築確認申請でございますけれども、この申請内容につきましては多分に個人情報に関係がございますので、名称や場所の特定につきましては差し控えさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

まず、調剤薬局の確認申請の件数でございますが、過去5年間では合計4件の確認申請書が提出されております。

次に、概略の場所でございますが、国道バイパス周辺に2件、中央病院周辺に2件という状

況になっております。

なお、これらの確認申請は市を経由せずに、すべて民間の指定確認検査機関を経由しまして確認済証が交付されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院の薬剤部門のお尋ね2点につきましてお答えいたします。

まず、薬剤部門の収支のお尋ねでございますけれども、あくまでトータルということで病院の収支を考えているところでございます。あえて当院では入院につきましてはD P Cということで包括計算となっておりますので、薬のみでの収支が計算できないという事情もありますので、外来の技術料ということでお答えいたしますと、本年上半期の外来での薬関係の技術料に係る収入につきましては、調剤料及び薬剤情報提供料ということで月平均で約730万円ほどになっております。一方、人件費でございますけれども、薬剤部の月額の人件費約3,340万ということになりますので、これは入院と外来の業務ということで案分、5対5ということで案分いたしますと約1,670万円ほどということになりますので、差し引きといたしまして単純計算いたしますと月で約940万円ほど、年間で1億1,280万円ということで、薬剤部門としては外来の計算を出せば一応赤字という形になります。

あと薬剤師等の状況でございますが、現在、正規職員52名、パート2名ということでやっております。

次に、薬剤部門の今後の方針というお尋ねですけれども、現時点で直ちに院外へ移行するということなどは考えておりませんけれども、院外処方の問題につきましては待ち時間の問題等も含めまして、患者さんにとってメリット・デメリットもあるところでございまして、これらを総合的に判断して検討していくべきものというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部に申し上げます。議事運営の能率を図る上から、答弁者は質問内容を的確に

把握し、明確かつ簡潔な答弁をされますよう特にお願いを申し上げます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 大変失礼しました。合併後ということは17年からずっとということですね。では申し上げます。

まず、一般行政職のほうでございますけれども、平成18年からでよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○総務課長（平野哲也） 17年ですね。はい、分かりました。

17年でございますけれども、まず受験者数ですね、一般行政職上級ですけれども、65人受験しまして合格者数は8人、それから上限下限ということですよ。200点満点、これはずっと同じですけれども、17年は最高点が156点、それから一番下が121点ということで、2次の合格者はこのうち3人ということでございます。

平成18年は44人が受験いたしまして、合格者11人、それから最高得点が133点、最低得点が100点、それから合格者は6人と。

それから、平成19年ですけれども、受験者が38人、合格者8人、1次合格8人ですね。それから、最高得点124点、最低が100点、2次合格者4人でございます。

それから、平成20年、受験者数55人、それから1次合格者9人、それから最高得点155点、最低が115点、2次合格者は4人でございます。

それから、21年が受験者数44人、1次合格者12人、最高得点152点、最低が119点、最終合格者5人です。

それから、22年、先ほど申し上げましたけれども、受験者が69人、1次合格者13人、それから最高得点が154点、最低が120点、2次合格者6人ということでございます。

次に、保育士職を申し上げます。

平成17年、受験者数45人、それから1次合格者7人、最高得点139点で最低が105点、最終合格者4人でございます。平成18年は募集がございません。平成19年、申込者が34人、1次合格者6人、最高点が136点、最低点116点、それから、最終合格者2人ですね。平成20年、申込者25人、1次合格者6人、それから最高点が128点、最低点109点、最終合格者2人でございます。それから、平成21年、申込者23人、それから1次合格7人、最高得点140点、最

低が110点、2次合格者4人でございます。それから、平成22年、申込者34人、1次合格者10人、最高点が135点、最低が102点、2次合格者5人でございます。

それから、次は技術職でございますけれども、これは17年、18年はありませんで、平成19年でございますけれども、受験者3人、これに対して合格者2人、それから点数はちょっと2人で分かってしまいますので、後でまとめて申し上げます。最終合格者は1人。それから、20年が申込者7人に対して1次合格者3人、最終合格ゼロ。それから、平成21年ですけれども、受験者9人、それから合格者2人、最終はゼロ。この3か年ですけれども、平成22年もございませんので、3か年ですけれども、最高点で130点、最低点は100点でございます。

次に、消防職でございます。

平成17年、申込者23人、これは1次合格者14人でございます。これは150点満点で最高点が109点、最低が58、最終合格者7人。平成18年、申込者19人、合格者が1次合格者11人、最高点92点、最低が58点、最終合格者4人。それから、平成19年、受験者24人、それから1次合格者15人、最高点が95点、最低点54点、最終合格者8人。それから、平成20年、申込者15人、合格者10人、それから点数は最高が89点、最低が55点、最終2次合格者5人。それから、21年でございますけれども、申込者23人、1次合格者10人、最高点96点、最低が62点、2次合格者4人。22年は募集ございません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 病院、当然この問題ですから、病院のほうも絡んでくると思います。
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 下限の点数で決めているということで、先ほどちょっと試験の手法について申し上げました。下限の点数で決めるんじゃないくて、先ほど申し上げましたように採用予定数の2倍とか、そういった形でやっているということでございますので、何点が最低ということで毎年決めてやっているということではございません。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院の採用試験の合格者についてお尋ねでございます。先日、既に資料要求がございまして、お渡ししたものでございますけれども、17年から申し上げたほうがよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○病院事務部長（渡辺清一） では、上級職員でございますが、17年度、39人申し込みがありまして、受験者数35人、1次合格者8人です。合格点につきましては200点満点中90から125点、最終合格者3名でございます。18年度、申込者19人、受験者18人、1次合格者4人、合格点は96点から119点でございます。19年度、9人申し込みがありまして、受験者9人ですが、合格者はゼロでございます。20年度、14人申し込みがありまして、13人受験しまして7人が1次合格ということで、76点から130点。21年度が26人中21人受験しまして、7人が1次合格ということで、91点から103点ということでございます。22年度が17人のうち14人受験いたしまして4人1次合格ということで、90点から99点でございます。

初級職員のほうも必要でしょうか。

（発言する人あり）

○病院事務部長（渡辺清一） よろしいですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、質問してください。

○20番（高橋利彦） それでは、まず東総地区広域市町村圏事務組合の問題についてご質問します。

まず初めの設立の趣旨と現況については説明いただいたわけでございますが、そういう中で当初の設立の趣旨であったこの電算のための業務が全くなかった、また平成2年からふるさと市町村圏ですか、指定された中で、この中での国の広域行政圏計画策定、それからふるさと市町村圏推進要綱、これが今回で全くなかったわけですね。それと同時に、またこの基金ですか、これも基金が取り崩しができないというのは、今度は取り崩しができて、各市町村に配分される、してもいいということは、つまりもう東総広域市町村圏事務組合ですか、この当初の目的は十分に達成されたと思うわけでございます。

そういう中で、先ほどの答弁でございますと、現実到现在までやってきたのは、職員の採用の学科試験、それから職員の研修、これらすべて外部委託ということですよ。そうしますと、実質この組織はもう何も機能を果たさない、そして必要としなくなったということですね。この部分については組織が違いますので、それを確認するだけでございます。

そういう中で、こういう全く機能を果たさなくなった組織、これは市長、管理者やっているわけですよ。十分中身承知している中で当然必要でなくなったものは、その中で廃止してもいいと思うわけでございますが、廃止するとなれば管理者が提案するわけですね。この問題、市長が今回規約の訂正出た中で当然東総広域圏の職員から十分な説明もらっている中で、市長はどういうふうに関心したんですか。その辺さらに必要として、これを存続を認め

たのか、それとも必要としないということで自分は理解したのか、それとも今まであったものをなくするのもしょうがないからということ、どういうことで理解したのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東広の問題でありまして、管理者を仰せつかっているわけでありましてけれども、このことにつきましては先ほども答弁をいたしましたように、今ごみ焼却場の問題が広域の中で3市の中で首長会、東広の議会、それをかけて今、広域化でごみ処理場をつくるというような方向で今やっているわけでありまして。そのことは、やはり事務所が、広域事務組合がなければならないのかなと、そんなような思いの中、それとまた銚子連絡道の問題、単独の市ではもうどうにも動かないというような部分もありますし、広域でもうしばらく進めていかなければならないのかなと。

銚子連絡道、本当に平成16年に匝瑳市、旭市が整備区間になりましたけれども、一向に動かない。そんな中で単独市では、なおこれ県も国も要望を聞き入れてもらえる状況ではないのかなと、そんなような思いの中、これもいましばらく継続していかなければと、そんなように考えているわけでありまして、それともう一つは県からふるさと市町村県基金、県からの9,000万円近くの取り崩しはできないというような中で、しばらくその基金があるうちには海外派遣、あるいはまたいろいろな試験、市役所職員の研修、そういったものを事業としてやっていこうと、そういうふうな首長会での話し合い、議会でもそういったことを報告をさせていただいている次第でありますので、いましばらくは続けていきたいなど。その先ことはまた首長会、東広の議会で十分検討していただきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、今、全くまた違う答弁もしているわけですよ。あの基金、今度なくなっちゃうでしょう、あの基金条例が。基金廃止してもいいようになっている。それで、各市町村に配分したっていいように今度なるわけですよ。市長の答弁まるっきり違うんじゃないですか。

市長はあくまでも事業管理者ですよ。こういう規約の改正とか、それから総会となれば全部あれでしょう。職員から詳細聞いているわけでしょう。それそんな答弁したら、ましてこの広域行政ですか、行政圏組合ですか、これ俗にスクラップ・アンド・ビルドと、もう価値のなくなったものは廃止していいと思うんですよ。中身見たって分かるでしょう。このため

の旭市の負担が平成22年度の負担だって環境衛生、ごみの組合ですね、このために約1,700万円、それが企画、先ほど市長が言いました東金、銚子ですか、連絡道、これらのために1,700万円、旭市から3,400万円出すんですよ。そんな中で事業何やっているかといったら、この組織がなくなつてできると私は思うんですよ。

それというのは、今これからやっていくのは学科試験でしょう。学科試験、それから職員の研修、主なものは。それから、銚子連絡道ですか。これら学科試験だって研修だって、全部外部委託でしょう。そして、あそこで学科試験のときに作文の試験ですか、そんなのをやったって、みんなこれは教育庁の北総事務所なんか全部委託してあるわけですよ。あそこで何もやらない。ただ、連絡事務だけですよ。それなら、その都度都度、各市町村でやったほうがずっと安上がりだと思うんですよ。それで、広域ごみ処理やるなら、それを新しく作ればいいんじゃないですか。

それで、関連して言いますけれども、あそこに広域事務組合があつて、そこでごみ処理の事務をやる。市長、管理者なんですよ。そんな中で、なぜ銚子市に事務所を持っていかなくちやならないのか。その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 銚子市へ事務所を持っていっただということにつきましては、十分3市の首長で話し合いもしました。地域の地域住民の理解を得るため、そしてまた、なるべく一刻も早くそれが完成する、そういったような方向の中では、いちいち旭市へ来て地元との交渉をしているというよりは、銚子市でやったほうが能率的、合理的だと、そんなような考えの中で3市の首長合意のもとに向こうへ持っていってもらったと。これは議会のほうも了解をしているということですので、ご理解いただきたいと思います。

また、東広の廃止の問題につきましては、これは高橋議員の考え方としてはお伺いをおきますけれども、東広の議会そのものがありますし、3市の首長間の申し合わせもありますし、その辺は十分理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今回、条例も出しておりますので、基金条例のお話がありました。基金条例につきましては、今回の改正については最終的には東広の議会のほうで決めることですが、基金の廃止ではなくて取り崩しができるということで、基本的には県の補助金を使って当面運営すると、今までどおり運営するというところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 基金の廃止も取り崩しも同じで、最終的にはなくなるということでしょう。それと同時に市長は、いや、ごみ焼却場だって結局広域でやるわけでしょう。そんな中で管理者なんですよ。管理者が全部把握するのは当然のことでしょう。そのためには当然ここへ置くのが本当なんですよ。誰が聞いたって、そうじゃないですか。まだそれは銚子市の市長が管理者であればまだしも、そのごみ焼却場の建設の進め方は管理者が一番把握しなくちゃならない。それなぜ銚子市へ持っていくかということですよ。と同時に、先ほどのようなそのほかの広域の問題残しておくか、これは広域の組合、確かにそうなんですよ。しかし、それは管理者がやっぱりこの議会だってそうでしょう。管理者がみんな提案すれば通るわけですよ。それでは管理者としてちょっと問題じゃないかと思うんです。もう少し管理者として、広域の管理者としてですよ、リーダーシップ、信念を持った中でリーダーシップ握ってもらいたいと思うんですよ。それと同時に、今旭市だって行革進めているわけでしょう。あそこへ出す金、これがなくなればどれだけ旭市助かりますか。そんな中で、じゃ単独でやったほうがいいのか、あそこでやったほうがいいのか。市長、比較してどう思いますか。その辺、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどから答弁をいたしておりますように、今、当面抱えている課題もありますし、そういった部分で、しばらくは今のまま東広やっていくということで3首長合意をしておりますので、このことは高橋議員の意見として東広の首長会にきちっと意見を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次に広域ごみ焼却場の建設についてであります。進捗状況、概略の説明であったわけでございます。これはこれでしょうがないわけでございますが、そういう中で、この試算、まるきり出してないわけですね。これは当初の予定で広域でやれば、それはしょうがないと思うんですよ。しかし、今度は単独でもできるようになった中で、どっちがメリットがあるのか、当然出してしかるべきだと思うんですよ。

市長、例えば共同で個人でも何かやる場合に、例えばコンバイン買います。個人でやったほうがいいのか、共同でやったほうがメリットがあるのか。その辺、試算出してやるのが本

当だと思うんですよ。これではただ広域ありきで何のためにやるんですか。これではあれですよ。試算出した中で旭市なら旭市単独でやったほうがいいのか。そういう数字が出たときに広域でやったほうが今度は経費がかかりますよ、ランニングコストからして。そうなった場合、旭市に多大な財政負担かけるわけですよ。それと、また個人にも最終的には負担がかかるわけですよ。前のあれだってそうでしょう、下水道。旭市はああいう下水道の4億円からのたれ流しやっているように、これからもしそういう中で広域のほうが金がかかったときには、旭市に余分な財政負担させるということでしょう。そういう中で旭市単独の試算なぜ出さなかったのか、その辺。また、広域の試算が出ていればどういう数字なのか、それをお示しいただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、ただいまのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

まず、広域での試算といいますか、銚子市に1か所つくった場合と、あるいはもう一つは銚子市に1個、匝瑳市と旭市の間くらいに2施設の試算をしてございますので、その数字を申し上げますと、1か所造った場合は建設費で141億6,000万円、二つ造った場合163億5,000万円という建設費でございまして、21億9,000万円ほどの二つのほうがかかるということになっております。

その維持費でございすけれども、1か所の場合は7億1,000万円、2か所の場合は11億9,600万円ということで、2か所のほうが68%程度高くかかるということ、それと輸送費も計算してございまして、一つの施設の場合だと年間6億4,000万円、二つあると5億5,000万円。この輸送費につきましては二つのほうがかからないということで、14%、二つのほうがかからないということで試算はしてあるようでございます。

旭市単独でやった場合はどうかというお尋ねでございすけれども、旭市といたしまして先ほども申し上げましたとおり、広域での処理を前提にしていたので、その中で旭市単独のものを試算するのがいいのかということの中で、これは試算をしないで広域の組合にお任せしていったほうがいいと、そういったことで試算はしてありません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） もう最初から広域ありきで旭市単独考えない。これでは愚の骨頂じゃないんですか。普通であれば誰だって、どっちがメリットあるか。これは細かい計算はでき

ませんよ。それをして、それから土俵に乗るのが7万代表の市長の役目じゃないんですか。市の金だからどうでもいい、個人の金だからどうでもいい、そういうことになっちゃうじゃないですか。どうですか市長、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） この問題については、やはり広域化の中で私が就任する前からもう調査をしましたし、広域でやっていくというような方向がつくられておりました。それでもう具体的に動いていますし、広域でやることのメリット、2か所でやるより1か所のほうがいいというメリットも説明を受けましたので、そういった方向で進めていきたいという考えの中で今進捗しているところであります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 2か所、3か所、そんなの関係ないんですよ。それで、広域で進んできたからじゃなく、結局条件が変わった中では再度仕切り直しをして出るのが本当じゃないんですか。これは前の広域が生きていけばですよ。これはまた別ですよ。しかし、法改正があって5万以上の市は単独でもできるようになったわけですよ。ですから、ただ旭市でやったほうがいいのか、広域でやったほうが、試算を出して、これはぴっちりした試算は出ないと思います。試算を出して、それで土俵に乗るのが市長の役目じゃないんですか。これではあまりにも無責任過ぎませんか。その辺お尋ねしますよ。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） あくまでも広域で今、事務組合を作っている。その首長間の合意のもとに今広域でやるということになっておりますので、それ以上の市の試算というようなことになったら、やはりその信頼関係を損なうというような部分、銚子市での設置の問題にも影響するということもありますので、そこは私としても旭市としては試算しませんでした。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、続いてごみの問題について質問いたしますが、先ほどの、いいですね。

○議長（林 一哉） 市としての考え、4回それは終わりました。

○20番（高橋利彦） そうですか、じゃそれなら次に入ります。

先ほど最後の答弁において市長はこの広域ごみの処理、結局信頼関係が損なわれるからという答弁でありましたが、それなら市に、それから個人的に幾ら負担をかけてもいいということと同時に、この広域を進めていくことだと思います。これはもう終わったことです。私の率直な意見を申し述べるだけであります。

次に、国民健康保険の問題ですが、時間の関係ありますので今回はこれ、はしょって、結局だんだん財政が厳しいから若干の改正、値上げをするということだと理解しております。

次に、4番目の職員採用でございますが、先ほど答弁あったわけでございますが、この合併後の採用の状況を見てみますと、かなり旭市はその点数が低い。そういう中で、なぜこういう端数の、例えば今年の保育士でもそうですが、102点とか、それから消防も含めて58点とか54点とか、また一般行政職でも119点なんかということが出るのか。それと同時に、同じ試験内容の中で、なぜ中央病院はこれだけ点数に差が出るのか。そういう中で結局1次の合格者、学科試験の合格者は面接を、採用者の倍程度を1次試験で採るということでございますが、これではこの点数を見た限りでは結局下限の人を採るべくの学科試験の合格ですか。ということで、とられてもしょうがないと思うんですね。その辺、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 下限の点数が動くということで、そういうことでとられても仕方ないということなんですけれども、決して先ほど言いましたように採用の予定の人数、これがあって、それに対して、これはどこの市でも同じだと思うんですね。ネットで銚子市、香取市も出ていますから、見ていただければ分かると思いますけれども、大体そのような形でやっておりますね。うちのほうもそういうことで点数の何点と言ったら、例えば採りたい人数が入らない場合だってあるわけですから、そういうことで先ほど基本的な考え申し上げましたように、採用予定の2倍程度の人数で選んでいるということでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 香取市も銚子市もということですが、実際その近辺見たって、例えば先ほどほかの市の下限の点数は分からないということですが、今年の八日市場、150点以上いっぱいいるんですよ。まして合同試験やっている中で、そして3市の広域でやっている中で、当然のこととして、そのぐらい担当者同士が話し合いあってしかるべきだと思うんですね。それが無いというのは、やっぱり職務怠慢なんですよ。

それと同時に、この採用に当たっては、昔から旭市はもう採用ありきのという話がいっぱいあるんですね。それは副市長だって、私もこの採用問題について過去二・三回やっているんですよ。中身は私言っていると思うんですね。もう採用ありき。だから中には、あの男は幾らだ、この女は幾らだって値段ついている面もあって、あんた方、職員だって耳に入っているとしますよ。ですから、この旭市が点数低いというのは、もう旭市はコネがなくちゃ入れないという中で、やっぱりこういう結果になっちゃうと思うんですね。

ですから、やっぱり今、一般企業どういう採用していると思いますか。確かに今、氷河期だとか何とか言いますが、一流企業はたしか採用率が悪い。しかし、全般に中小でもどこでも行くなら100%就職できるのが状況なんですよ。一流企業がなぜといえば、やっぱりその企業に必要としない人は幾ら何でも採らないわけです、もう厳選主義やっているから。やはり市でもやはり厳選主義で、そんな採用人数にこだわらないで、それだけの職員を採る。それが責務だと思いますよ。

これ学校だって同じですよ。高校だって300人採るとなったら、点数に満たなければ採用しないわけですよ。これから見たら誰が見たって、もうその人を採るべくの学科試験の合格ということでしょう。これが市長、やっぱり最終的には市長が決めると思いますけれども、市長、こういう採用に頭を使う、それから入札に頭を使う、これではもっとほかに頭使ってもらいたいと思うんですよ。それでないと、例えば入札だって今までいろいろ問題出ているわけですよ、旭市は。病院の本館の建設だの、それから二中の問題、やっぱりいろいろ疑惑の目で見られているわけですよ。

この採用だって、もしそういうことで菓子折り一つでも二つでももらったら、これは受託収賄ですよ。そういう採用とか入札で大きな汚点を作るわけですよ。そういうことのないように、もうそういうことは入札でも採用でも全部一つの基準を設けて、これからやるべきだと思いますけれども、どう思いますか、それ。

市長、それから副市長、順番を追ってよ。市長やって、それから副市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 採用の問題については、きちっとルールにのっとってやっているわけですので、そういううわさとか風評とかデマとか、そういうことをこの本会議のところで言われるというのは甚だ私にとってもすごく心外でありまして、そのところは高橋議員、取り消していただきたいと思います。これ今まで何年も職員が入っています。その職員に対しての侮辱と言っても過言でないと思います。そこのところ、発言取り消しいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は取り消す必要ないと思う。じゃ、なぜこんな学科試験において…
（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） じゃルールは何なの。
（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） いや、それはどうしても理由つく。何で2点にしくちやならないのか。それなら5点でも10点でも、きちっとした数字であっていいんじゃないですか。誰が見たって、この2点とか19点とか58点、54点というのは、普通の人は、ああ、これを採るべくこういう点数にしたんだと、そういうことでしょう。何も採用の場合の面接者を採る必要ないわけです。採用が2人であれば例えば3人でもいいわけですよ。10人でもいいわけですよ、一定基準であれば。これでは誰が見たって聞いたって、最初からこの最低限の人をまずテーブルに載せる、それでなくちゃこれは問題ありますから、そういうことでしょう。そういう中でどう思いますか、一般的な考えで。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、私のほうからただいまの質問に対して答弁させていただきます。

高橋議員さん、点数の端数のことを今質問されましたけれども、例えば先ほど総務課長のほうも第1回目で答弁しましたけれども、例えば一般行政職を今年は5人なら5人採るんだという場合には、大体さっきも答弁しましたけれども、2倍から3倍とか、あるいは3倍から5倍とかと答弁したと思います。その中で点数がたまたま10人じゃ1次試験を合格させるんだというときに、たまたまその102点とか105点の人間が2人とか3人とかいる場合だって

あるんですよ、結果としては。それで結局こういうような端数が出る場合があるんです。例えば102点というのが、10人1次試験で合格されるといった場合、たまたま3人いましたとったら、1人だけ採って、もう2人は同じ同点の点数で落とすわけにいかないですよ。結果そういうことなんです。何もその人間を採りたいからと、そういうこと一切やっているわけでありませんから、その辺は理解してくださいよ。お願いします。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、この採用の2番目の基本理念について質問します。

ただ、結局採ればいいというものじゃないと思うんですよ。やはりこの旭市をどういうふうに変えていくか。そのための立派な職員を採るのは、これがやっぱり採用の基本だと思いますよ。そういう中で極端な話、数字で言えばゼロ足すゼロは幾らやったってゼロなんです、1足す1は2になりますけれどもね。それと同じで、ただもう採用ありきじゃなくて、一つのボーダーラインをつくって、それ以上でなければ採りませんよと。あとは足りないのはどうにかしますよと。これが本当の採用じゃないんですか。それがまた今の一般企業の採用の方法なんです。そういう中で、じゃ市長でなく副市長、実質市長ですから答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、最後の言葉ちょっと私は取り消してもらいたいと思うんですけれども、そういう立場に私はございません。あくまでも副でございますので、その辺はよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても採用問題、高橋議員さんがいろいろおっしゃいますけれども、とにかく私どもといたしましては公明正大、それで採用しております。それと一つの基準というのを設けたらいかがということもございました。確かにそういう採用の仕方もあるだろうけれども、例えば今年これだけを採ります、採用しますということでやった場合に、結果として例えば基準点に満たなかったらどうするの、では今年は採用をゼロにするのかと、そういうこともあるし、また旭市なんかにしてみれば、市役所だとか農協だとか病院だとかというのは、もうこれはやはり大手の企業でございます。やっぱりそういう中で地元若者を定着させるためでも、やはり多少と言ったら語弊が出ますけれども、一応そういうところで採用していきたいと、そういうふうなことで考えておりますので、その辺はご理解をお願いい

たします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 病院とか市がこの採用の一番の大手の場とかという話ですが、やはりただそれでは済まないと思う。いかに優秀な人材、そうでないと今、市でやっているいろいろなことをやっても、みんな外部委託でしょう。やっぱり例えばこの前、都市計画ですか、マスタープラン、みんな外部委託なんです。それから、下水道事業、ほとんど外部委託なんです。ですから、内部の職員ができるようなそういう人づくりですか、それが必要だと思うんですよ。

じゃ、その採用といったって、何を基準に採用していくか。ただ退職者の半分ですか、3分の1ですか、そんなことでしょう。じゃ、実際、市が何人職員を必要としているか。そういう基準何もないでしょう。一般企業であれば、もうそういう基準はともかく、人件費一番高いですから、じゃ100人いた社員をもうそういう計算なく1割切りますよと。やっぱり市でもそれでいいじゃないかと思うんですよ。そういう中で誰が見ても公平公正な、そして厳選した職員採用、公平公正なというのは、ですからもう点数だって一定以上でなくちゃ採りませんよと。もうハードルを超えたら面接ですか、あそこのせがれ、ここのせがれってすぐ分かるわけです。そういうことのないように今後お願いしたいと思います。

次に、行財政改革でございますが、この問題でアクションプランといいますと、英語で言いますとカッコいいんですよ。ただ行動計画、本来であれば数値目標を出した改革、これ結局、目標計画ですか、これにすべきだと思います。そういう中で、やはり職員はできないと思いますよ。やはり市長が自らこうだと。それが先ほど市長は給与ではなく、一生懸命頑張る。何が一生懸命頑張りますかって、これは誰でも言えるわけですよ。

それと同時に、例えば一例とりますと、今、俗に公用車と言われる黒い車3台ありますけれども、その稼働状況ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 公用車の稼働状況ということですがけれども、市長車、副市長車に絞って……

（発言する人あり）

○秘書広報課長（米本壽一） 分かりました。これは事前に議員から資料の請求がありまして、

それを見た範囲で私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

稼働状況、市長車の年間の稼働日数でいきます。260日です。これは率も申し上げます。245日という開庁日に占める割合は106.1%。それから副市長車、170日であります。これは同じく開庁日に占める割合ですけれども、69.4%。これ私のほうで管理しているわけでありませんが、議長車、これは資料を見た範囲では174日ということで占める割合は71%。以上です。

(発言する人あり)

○秘書広報課長（米本壽一） 稼働状況、キロ数、運行距離数ですね、それを市長車、副市長車、議長車について申し上げます。

年間、これは21年度の数字であります。年間1万3,671キロメートル、これが市長車です。副市長車は7,856キロメートル、議長車が1万361キロメートル。以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、例えば副市長の車、年間7,000キロくらいなんですよ。俗に言う黒い車1,000万円と言われるんですよ、人件費含めて。大体、職員給与から一切共済費含めると850万円くらいになりますからね。1,000円で、そうすると7,000キロというと幾らになりますか。キロ当たり1,500円くらいになるわけですよ。私は萬歳ですから萬歳を往復やったら3万円がかかるですよ。やっぱりこれからは国も例の環境問題で世界的に公約したでしょう、CO₂25%なんか。それと同じで何も黒い車でなくても、よく皆さん方は国に県に準じてって。あのハイブリッドカーで上等じゃないんですか。黒でなくちゃしょうがなかったらハイブリッド黒に塗ればいい。それで近くはあえて運転手なくして、自分で運転して行ったら、それから市長もそうでしょう。秘書課ですか、連れて歩く。秘書課連れて歩いたら幾ら、これ課長連れて歩いたら車1台動いたら2,000万円もかかるわけですね。あえてそこまで必要ないと思うんですよ。いずれにしても時間ありませんので、またこの問題含めて詳しく次やらせてもらいますからね。

○議長（林 一哉） ちょっと高橋議員に申し上げます。高橋議員の残り時間、質問時間でございます。あと3分でございますので簡潔にお願いします。

○20番（高橋利彦） じゃ次、中央病院の問題ですが、中央病院、先ほどの説明ですと薬の部門は大分マイナスだということの中で、いろいろあったんじゃないかと思います。この調剤薬局、4件出ているわけですね。これ市が把握しているだけだと思うんですよ。そういう

中で、これは市は例の建築確認は全部市を通して検査いくんじゃないと思いますけれども、これは当然それは消防にもいくと思いますけれども、消防何件把握していますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 今年に入りましてからでは2件ございました。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それはどっちにしてもあまり聞き切れませんので、なぜ事ここに至って、これだけ調剤薬局の、病院内の調剤薬局であればまた別ですよ。それが全然関係のない調剤薬局が中央病院の敷地の中にも建築確認が出ているという話。また北側のしまですか、にわですか、あの辺にもまだ出ている。そのほかにも、まだその辺にも4件も出ているわけですよ。この建築確認を出すということは、それだけ金がかかるわけですよ。そんな中でなぜ出るのか。それは先ほど事務部長が答弁したように、薬剤部門がもうからない中で、中央病院からそういう話が出て、こういう問題が出てきたのか。

それと同時に、もう一つは、この院外薬局、病院としてはどう考えているのか、また市としてはどう考えているのか、それお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） お答えします。

赤字だからかということのお話ですけれども、これは先ほどお答えしたとおり、病院全体としてはあくまでトータルとして収支を考えている中で、無理やり外来だけで計算をすればこういうことになるということで、それだから直ちに今時点で外に出すと、こういうことを考えているわけではないと。これも先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 市としても病院が考えているような答弁をしているような状況で、それに一緒になってやっていきたいと、そんなように思っています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、病院建設が決まった段階で民営化の問題が出ました。また、本館が完成の時点にこういう外部薬局の問題が出るわけですね。これは何か根が深いことがあると思うんですが、そういう中で病院でも、それから市でも、その辺知っている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） こちらのほうとしては、病院として特にこういう方針だとか、こういったものを薬局について申し上げたことはございません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9番 林 七巳 登壇）

○9番（林 七巳） 9番、林七巳です。一般質問をいたします。

先ほどの質問の中、後でやるのは難しいと思いますが、静かに質問しますので冷静に答えていただきたいと思います。

今、日本では政治的に、また尖閣の問題、北方領土の問題、北朝鮮問題といろいろあります。どれをとっても解決は難しい問題です。また、経済問題では暗いトンネルの中にあるままです。明るい兆しが見えません。大学卒業生の就職は57%と、高校生においては40%と低い率にあるとお聞きします。このままでは日本はおかしくなるような問題です。また、農業においては、T P Pが締結されれば日本の農業は壊滅的な打撃を受けます。まず、直接農業経営にかかわる人、そのほか農業関連にかかわる産業の社員と大勢の国民の仕事がなくなります。経済的には4兆円の打撃と言われておりますが、このまま締結されましては、国内においては大混乱が起きると思います。政権にある政党は、よく国民に説明していただきたいと思います。

では、質問の内容に入ります。大きく3点の内容について、また細かく7項目について質問いたします。

一つ、入札について伺います。

入札の方法と落札について伺います。また、今後の改善点についても伺います。

2番、地区懇談会について伺います。

いろいろな地区懇談会で質問があったと思いますが、今後の旭市の取り組みについて一つ伺います。また、広原の排水問題についても伺います。それから、三川蛇園連絡道路についても伺います。

3番目に、飯岡西部区画整理について伺います。

内容としては、現在の遅れについて、また今後の進め方についてお伺いします。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

まず1点目の入札についてということで入札方法と落札について、それから今後の改善についてということでございました。質問の趣旨、入札の件でございますので、一般的な回答になってしまいますけれども、まず市が行う契約、入札ですね、大きく分けて三つございます。一般競争入札、これは不特定多数の者を競争させまして、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とすると。それから、指名競争入札、特定の者を指名して競争させまして、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とすると。それから、あとは随意契約。これは入札を行わずに契約の相手方を選定する方法と。これは特殊な事例等で実施されているわけでございます。

ただ、今現在、旭市につきましては一般競争入札が原則で実施しております。130万円以上の工事についてはすべて一般競争入札、しかもこの6月からは電子入札によるものという形になっております。これにより、透明性の高い入札を実施しているところでございます。

どのような形で落札を決定するかということでございますが、最低制限価格以上で予定価格以下の応札者の中で最低価格で応札した者を落札候補者として落札決定を一たん保留して参加資格審査を行った上で落札者を決定する、これが事後審査による一般競争入札ということで、これも電子入札で行っているところでございます。これが非常に多くを占めていると。あと1億円以上につきましては、事前審査の上での一般競争入札ということも実施しているところでございます。

それと、今後の改善ということでございますけれども、平成19年度から一般競争入札、これを拡大してまいりまして、委託物品購入についても、順次拡大をしてきております。一部の業務等について、いわゆる年度前の準備行為等、そういうところでは随意契約により執行しているところもございますので、ダイレクト入札と同様に透明性に優れております公募型見積合わせ等、これはよその自治体でも既に実施しているところがございますけれども、そういうものも今検討しているところであるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 地区懇談会についてのご質問でございます。地区懇談会につきましては、その時々、の事業を進めるという部分、それからまちづくりに対する意見等、市長が直接市民の皆様から意見をいただくという部分でございます。

今回の地区懇談会につきましては、旭市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の策定に当たりまして、市長は直接市民の皆様から今後のまちづくりについて意見をいただくために開催したと。もう一つは、市に対する地域の意見、要望等をお伺いし、市政に反映するという部分でございます。今回につきましては、市民の皆様からの意見、要望につきましては一つ一つ十分検討しまして、すぐに対応できるもの、それから中長期的に検討が必要なものなど等に分類をしまして、関係各課と協議して実現可能なものから対応するという部分でございます。

また、今後のまちづくりの提案につきましても施策ごとに分類しまして、後期基本計画に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、広原の排水問題についてですけれども、広原の排水問題は旧海上町時代からの懸案事項でありまして、市の重要課題としてとらえております。冠水する箇所が県道であるということから、県と協議をしながら問題解決を図っていきたいと考えております。

次に、海上連絡道路の関係ですけれども、合併前からの課題であります地域間連絡道路の道路整備計画として計画されておりますので、有利な財源が使えるときに、できるだけ工事を行いたいということで計画しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、飯岡西部地区の土地改良事業につきまして2点ご質問いただきました。

現在の遅れについてということでございます、1点目。ご承知のように土地改良事業、県営の土地改良事業で現在進めていただいております。9月に施行申請等を行いまして、現在県庁の中で関係各課のいろいろな手続きをされているということで聞いております。現段階ではどのくらいまでいっているかというところで聞いたところによりますと、担当の職員からは、すべて担当課の決裁終わりまして、最終的に農林水産部長の説明、ここで決裁をいた

できれば事業の適否の判断ができると、そういうことで現時点で聞いております。

今回までいろいろ延びた原因としましては、やはり土地改良事業の同意取得、これにつきまして未相続人の地権者、この方々が県外に相当数おりまして、その参加の方々から事業参加の同意、これに時間を食った、そんなことでございます。現在の同意率は相続人合わせまして96.3%、耕作者の同意率ですと98.8%、こんな状況でございます。

今後の進め方につきましては、ご承知のように土地改良事業、土地所有者の土地をそのまま移動する、いろいろな形で個人の財産に踏み込む、そういうものでございます。事業参加者の同意、これを100%に近づける、これが一番の最重要課題だと考えております。年度内には事業に入るべく地区界の測量、こういうものが実施されることと予定されております。地元の工区の役員さん方にいろいろご協力いただきながらスムーズな事業施行に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、入札についてお伺いします。

この前の議会において同僚議員の質問に、新しい市長になってから落札率が高くなっており、特定の業者に集中しているように見えますがという質問があったと思いますが、そのときの答弁で「偶然の一致です」というような答弁がありました。このような答弁では、この前の国会と同じですが、答えは二つ覚えておけばいいというようにとれますので、その辺これからどのように、この落札率が高くなっている問題と特定の業者が落札しているのはどうということなのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、ただいまの質問でございますが、偶然の一致というのは私のほうが答弁いたしましたので、私のほうから答えさせていただきますが、特定の業者というのは私のほうでは分かりませんので、その辺は控えさせていただきます。

ただ、それ以上に言いようございません。私のほうでその入札を意図しているわけでもございませんので、結果としてそうなっているということしか言いようがないんですよ。こういうふうにしる、ああいうふうにしるって指図しているわけでもございませんから、先ほどの国会云々ということがありましたけれども、あの人と私は違いますので、その辺は間違わないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 分かりました。では、なお一層の透明化を図っていただきたいと思います。

それでは、今後の改善についてお聞きしますが、何か改善するようなところはあるでしょうか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほども答弁の中で少し申し上げましたけれども、今3月の予算議会が終わりまして、4月1日以降、例えば委託業務、それから物品の調達、そういったところでは準備行為という形で業者を選定いたしまして、その中で見積もりを徴している状況があると。こういったところは今後、例えば特定の業者を上げるのではなくて、ある一定の区域の中で対応できる業者おりますので、その中で実際に手を挙げていただいて、できるものについてはやっていくというようなことをよその実は自治体でやっております。当然、従来の業者さんはすべて手を挙げていただけたとは思っておりますけれども、そういったことも一つ視野に入れて今検討を重ねているところであるということでございます。それが一つの点。

それと今、電子入札を実施しているところがありますから、これについてはようやくすべての業者なれてきています。それは今後もスムーズに行けるように適切に対応していくということでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そのような透明化を図っている中で、議員のところに怪文書が来まして、入札に関係しているような文書が出ているんですよ。本当に大変迷惑ですので、警察に被害がありましたと届けましたが、なお一層の透明化を要求いたします。

○議長（林 一哉） 答弁いいですか。

○9番（林 七巳） いいです。次いきます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、次に地区懇談会について伺います。

初めに、今後の旭市の取り組みについて、どのような取り組みがあるのか、また各地区から要望があったものと伺いますが、それも併せてお伺いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今回は11月2日から10日まで市内6か所で地区懇談会を行いました。

来場された方には道路、それから排水、環境に対する諸問題、旭中央病院の再整備事業、こういった部分、産業の振興等々の要望等も聞くことができました。

結局その部分をどう生かすかという部分については先ほど申し上げましたけれども、基本計画、今回24年からの新しい基本計画という部分について、そういうものを生かしていきたいというお話をいたしました。実際そういったもの、要望等につきましては精査した中で後期の基本計画に生かしていきたいという。あとはいろいろな要望等直接の部分もありました。そういう部分については今までもそうでございますけれども、その地区懇談の中で聞いた中で一つ一つ十分検討して、そのものを事業化していくという部分で、過去にも例えば学童保育、そういう部分につきましてもありましたけれども、小学校3年生まで実施しておりますけれども、これについて4年生以降もお願いしたいと、いろいろありました。そういうものについては財源を含めて検討した中で実施をしております。そういったもの、今回の意見についても今後検討した中で、そういうふうにできるものがあればそういう部分で進めていくということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 分かりました。

それでは、次の広原の排水問題についてお伺いいたします。合併のときに排水問題が優先順位が高かったとお聞きしますが、これはどうだったのでしょうか。合併のときの排水問題が高かったか低かったかお伺いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 合併前のときにも排水問題と道路問題ありましたけれども、排水問題が高かったかということになりますと、排水問題についても全体を通して、その広原地区だけではなくて全体の排水路としての整備ということの要望は新市建設計画に載っておりますので、その特定の場所を示されてどうこうじゃなくて、全体を通して排水整備の問題もということでは提起されていたと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、私のところに要望書というのが来まして、広原地区の方々なんですけれども、平成20年のタウンミーティングの際、前市長、それから前建設課長ですか、三川地区の区画整理において、それは解決すると約束したという問題と、それから要望書の中で旧海上中学校のバックネット周辺が特に大水でいろいろとありますが、やはりこういう要望書が市長あてに行っていると思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 要望書は確かにもらっていますし、私もその平成20年のときの排水問題ということを引き継ぎの中で聞いておりまして、広原地区の冠水状況、一刻も早く解決しなければというような思いはしていたんですけれども、私も少し理解ができなかったのは、排水、今、三川地区の土地改良事業がやれば広原もできると、そんなような錯覚をしていたわけで、それは説明で後で分かりまして、2本を1回に排水をやるには大金かかるというようなことの中で、広原のほうは県道でありますので、にわのほうへ流して仁玉川のほうへ排水をするというような計画になったということを聞いておりまして、今、鋭意、県のほうと掛け合っておりまして、県が23年度に、にわのところの排水路は県でやってくれるということになったようであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 広原地区の皆さん、市長はいい市長だと言っておりますので、市長はこの安全で安心なまちづくりというのが市長の公約ですので、雨が降れば水がたまって困るといふ本当にこの広原地区の、何も私がこの広原地区の問題をやらなくてもいいんですが、三川の整理についてこれが解決できるのと私も思っております質問するんですが、市長、この安心で安全なまちづくり、市長の公約ですので、広原地区の皆さんに一日でも早い完成をお願いしたいと思います。もう一度、市長のご答弁お願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように広原地区の排水、私もあそこの所は何回も何回も通りますし、大変だなという思いは感じております。そういった意味も含めまして、取りあえずと言ったらちょっと言葉があれですけれども、県道の部分の排水というようなことの中で県があのにわのほうへ、仁玉川のほうへやるということですので、23年にやってくれるそうでありますので、それで解決ができなければ、また違った方法で今、三川土地

改良のほうへ排水路がありますけれども、あそこへもって行って排水ができるのかどうかということも十分調査研究をして、そういったことで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ぜひとも市長におかれましては安心して安全なまちづくりをお願ひしたいと思います。

それでは、三川蛇園連絡道路についてですが、今、市長が言われましたようにその連絡道路につく排水に連結することはできないのか、重ねてお伺ひいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 勾配の関係で連絡道に関してはJRの南側の集落、石橋建材さんの周辺ですか、あの辺は道路排水として取り込むことはできますけれども、今の広原地区に関しては取り込むことはできませんので、一部というか、石橋建材さんのほうに関しては道路排水して冠水の解消は多少できますけれども、今、議員言われたように広原地区に関しては別個の形になると思いますので。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 困っている人がいるんですから、ぜひとも早い解決を要望いたします。

それでは、飯岡西部区画整理についてお伺ひします。

やはりその遅れはなぜ遅れたのか、そのところもう一度詳しくお伺ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 4月から引き続きまして、4月の時点と今の時点おおむね半年程度遅れているということで我々は認識しております。なぜというのは先ほどご説明しましたように、この土地改良事業、勝手にやるわけにいかないというようなことで、土地所有者あるいは耕作者の同意、この同意取得に時間を要したということでご理解いただきたいと思います。その同意につきましても、工区の役員さん、あるいはいろいろな方々にご協力いただきまして、やっとここまで来まして、県は同意率はもう分かったということで、地元の努力、これは察していただきまして、もうこの同意率についてはクリアした、そういう理解では我々もいます。

そんなことで、それともう1点、この同意の中には現時点で耕作をしている人じゃなくて、

土地の所有者、もし亡くなっておれば相続人全員からもらってくるようにと、そういう現在の土地制度の関連もございます。そんなことで、ここで時間を要したと、こういうことをございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、中学校の問題もありますので、なるべく早急に遅れの部分を振り返っていただきたいと思います、それを要望としてお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（10番 向後悦世 登壇）

○10番（向後悦世） 10番、向後悦世です。平成22年第4回定例会において一般質問をいたします。

南北朝鮮で戦争状態のような緊張感が高まる中、日本経済は不況から抜け出せないで将来の予測すら見えてきません。

（1）市長の政治姿勢について。

旭市民も厳しい生活環境の中で暮らしていることと思います。大変な不安や悲鳴すら聞こえてきます。自分は何回も公約違反について質問しておりますが、市長の答弁では公約違反でない理由に、継続事業だからとか国との約束だからということであり、人件費では現計画は前市長の計画したものであります。その計画で人件費削減が進んでいると答弁ありましたが、主な公約は全く見直しはされていませんので、公約違反は明らかです。市民に分かりやすく説明できるような答弁をお願いいたします。

そこで、市長の言う安心・安全で住みよいまちづくりとは具体的事業内容をお伺いいたします。

経済情勢が悪化の一途をたどっている中、生活保護者が増加しています。また、市民より生の声で、もう生きていくこともできなくなってしまうので何とか助けてほしい、泣きついてくる市民もいます。生活弱者対策を市長はどう考えていますか。お伺いいたします。

続いて、EMとは有用微生物群、Eはエフェクティブ、Mはマイクロオーガニズムの略ですが、最近環境問題や農業問題の生産コスト削減が叫ばれる中で、このEMと資材が

注目されているようですが、市長はこのEMを知っておりますか。お伺いいたします。

(2) 飯岡中学校建設について。

飯岡中学校の建設が当初の計画よりかなり遅れていますが、旧飯岡町の計画では平成19年完成予定でした。移転建設にしても建設予定地が何回も変更になり、現在の計画では平成25年完成とのことですが、六・七年遅れることになります。この移転建設にも疑問の声を多く聞いています。この遅れは最初から取り組みに問題があったと思います。市の事業と土地改良事業と連動したことで建設用地取得時期が全く見えない中で学校建設計画が進められたため、学校の老朽化等は考慮されず、いまだに完成時期が不明であり、市民を軽視していることだと思います。例えば遅れた期間に地震が起きて飯岡中学校に災害が発生し、被害が出た場合にどう責任をとるつもりですか。飯岡中学校の建設のスケジュールをお伺いいたします。

(3) いいおか荘について。

市長は9月定例会で、今、大変な努力をいいおか荘の支配人をはじめ皆さん方、運営委員会あるいは行政サイドでも、いろいろプランを練ってやっているわけであり、しばらくこの新しいプランに沿って頑張ってくださいながら、来年度3月くらいをめどに本当にやってくれるものか、そういったものの決断していきたいと答弁されましたが、新しいプランづくりには原案を市長が示したのか、また職員や運営委員会に全面的にお任せしたのか、それとリニューアル工事の発注の内容に不備はなかったのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問は終わります。再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後議員の質問に対し、答弁をいたします。

市長の政治姿勢ということで安心・安全なまちづくりということでご質問がありました。安心・安全なまちづくりの基本は、先ほど申しましたように排水路あるいは下水道あるいは道路整備、そういったもの、また大きな問題としては、やはり中央病院の再整備、中央病院を核として旭市の発展、安心・安全づくり、そういったものが骨の部分かなと、そんなように思っているところでありまして、そうした排水計画、先ほど広原の問題がありましたけれども、鋭意努力しまして、広原の排水路につきましては頑張っていきたい、そんなように思っております。

また、道路網でありますけれども、これも安心・安全につながるわけでありまして、谷丁場遊正の延伸、南も北も延伸するということがやはり交通渋滞を防ぐというようなことにも通じるわけであります。そしてまた、最初のまちづくりの基本計画の中にあります飯岡海上連絡道、そういったものも着々と進めていきたいと、そんなように思っているところであります。

中央病院のアクセス道は、もう跨線部分の今工事も始められておりまして、国道へ接続するのが時間の問題だと、そんなように感じているところでありまして、こうした安全・安心な部分は確かな歩みで進められているのかなと、そんなように感じているところであります。

生活弱者への対策というようなことの中で、生活弱者いろいろあるわけでありますけれども、障害者の支援につきましては、本当にこの地域の中ではトップクラスの支援体制に入っているわけであります。そういったような中で保育所の問題あるいはまた寝たきり年寄りの問題、そういった部分、関係の民生委員とか、いろいろな方々のご協力いただきながら、そういった部分を生活弱者に対しまして手厚い施策を展開していくところでありまして、また一つにはコミュニティバスの問題、こういったものもきちっとルートを決めてやっているということで、これもだんだん改善を加えながら整備をしていきたい、そんなように思っているところであります。

EM菌につきましては向後議員熱心でありまして、私もその以前から干潟地区の区長さんにお聞きしまして、実験をしている川も見させていただいています。川は流れるというようなこともありまして、その菌がずっと効果を発揮できるのかどうかも分からないわけありますけれども、各今随所で全国各地でEM菌については研究をされているというような話も聞いておりまして、その結果を見ながら行政で支援できるべきことは支援をしていきたいと、きちっと支援をしていきたいと、そんなように思っているところであります。

最後といいましょうか、飯岡中学校の問題でありますけれども、これも長い本当に皆さん方にご心配をかけているわけでありますけれども、どうやら飯岡西部土地改良事業が見通しがついたというようなことの中で、これは今スケジュールをきちっとつくりながら、地元の皆さん方にも、そしてまた議員の皆さん方にもスケジュール表をお知らせできるような状況になってくるのかな、そんなように思っているところであります。

いいおか荘についてでありますけれども、いろいろな機会をとらえながら、いいおか荘については検討しているわけでありますけれども、監査委員のほうからも、かなり手厳しい指摘もありました。私もいちいちその報告を聞いておりまして、いいおか荘本当に行政でやる

ものかなと、そんなような思いも今持っておりますし、ただ、今、市民感謝デーとかレディースデーとか、そんなような計画を立てておりまして、宿泊の数はかなり増えている。宿泊の料金を安くしましたので、割引をしましたので、料金は安く、全体の宿泊料金は上がっておりませんが、その分、飲食料とかお酒とか売店とか、そういった部分が、かなり宿泊者数が多いということで、かなりいい傾向に今伸びているというようなことも聞いておりまして、そういった部分の中で、ただ支配人、運営委員会だけに任せているというようなことは絶対にありませんで、いろいろ相談をしながら今後もいいおか荘の運営にかかわっていききたいと、そんなように思っているところであります。

ただ、今年度3月期の様子を見まして、実質的にはそういった今後の経営形態につきましては、運営委員会やら地域の方々の代表、そういったものの検討委員会を今後の経営形態について立ち上げたいなど、そんなようなことも思っているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから飯岡中の建設スケジュールということでお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、土地改良事業の進捗状況をにらみながらスケジュールを想定しているところでございますが、前回もお話ししたとおり、教育委員会といたしましては平成24年度、25年度の2か年での完成を目指して、目標に現在、今年、基本設計に入りました。この基本設計を進めるとともに、ただいま関係課と協議をいたしておる、本年度そんな状況でございます。

次年度でございますが、平成23年度に入りまして、実施設計業務及び開発許可申請業務を実施の予定でございます。また、同年には農振除外申請の手続きも行いたいと思っております。24年度、土地改良事業の関係、1次利用地指定がなされた後、非農用地についての3者の覚書、これは県と土地改良区、市、その3者の覚書の締結、そして契約関係の事務を進めていきたい。また、併せまして同時に開発許可及び農地転用の申請手続きを行いたい、そのように今私のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、向後議員のリニューアル工事の発注方法に問題は

なかったかということについてお答え申し上げます。

確かにこの件につきまして向後議員、いいおか荘にお見えになったときに外壁のほうで塩害による鉄筋の爆裂、そういう箇所が何点か見受けられます。それにつきまして業者のほうに、施工業者のほうにちょっとうちのほうで確認したんですけれども、その施工時に例えば高圧洗浄をかけまして、外壁のほうに特別問題なければ、下地処理をしないでそのまま外壁塗装してもらってもいいというような形でいいおか荘側から、施主側のほうからそういうふうに受けたということで、もう工事しましてから2年近くたちますので、その後にそういうふうな外壁のひびというのが今何か所見受けられるところでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) じゃ、答弁漏れがございますので、答弁をお願いします。

市長。

○市長(明智忠直) 公約違反というようなことには私は理解しておりませんで、市政について一生懸命自分の思いを出しながら今関係課と一緒にやって遂行しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 向後悦世議員、挙手してください。

向後悦世議員。

○10番(向後悦世) じゃ、再質問いたします。

(1)の市長の政治姿勢のところでは順番にいきます。継続事業は最初から分かったわけです。国との約束とありますが、事業を1年先送りすれば国も負担が軽減されることになり、むしろ喜ぶわけです。見直ししない理由にはなりません。市長の明快な答弁をお願いいたします。

人件費については、違反でなければ自然減ではないか、誰がやっても難しいことですが、市長は具体的に指示としてどういうことをしたのかお尋ねいたします。

○議長(林 一哉) 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(明智忠直) 継続事業を1年延ばせば国は補助金について交付金について見てくれるというような向後議員の発言でありますけれども、私もそのところは十分精査しまして検討しました。1年延ばせばいいというような部分ではないわけでありまして、その事業を本当

に中止にするのか、継続してやるのかという部分は、中止にした場合は今までの交付金全部返さなければならないというようなことで言われまして、その中でも公園事業、下水道事業はこれでもう凍結をするという決断をしたわけでありますので、そのことについては向後議員も理解をしていただきたいと、そんなように思っています。

人件費の問題は、行政改革アクションプランできちっとこの5年間、そしてまた今後の5年間、そういった部分で計画を立ててやっているわけでありまして、市長も指示をしたのかということでありますけれども、一緒に計画をつくっているわけでありますので、そのところもご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、人件費のところは自分も一緒に加わっているというけど、これもう合併当初からの前市長の計画であります。やっぱり国の事業をこれやっぱり計画を、年度計画を半分にするということもできる事業もあります。それなんで、やっぱりいろいろよくいろいろな市全体のことを踏まえて、やっぱりどれを優先しなければならないかというような部分をもっと何かよく調査して取り組んでいただきたいと思います。

それと、安心・安全で住みよいまちづくりとは、具体的事業内容をお尋ねしますが、市長は排水と道路と病院を3本の柱として掲げましたが、やっぱり住みよいまちづくりは何かもっともっといろいろな部分でいろいろな要素が私あると思うんですよ。だから、自分も年明け早々からいろいろな意味での苦情を聞いたり、やっぱり何か旭市って意外とそういう苦情やなんかも多いまちなんだなという部分、すごく実感したり、自分も正月早々から異臭問題やなんかも結構あっちからもこっちからも聞いたり、それこそ市内のほうでも、そういう声もあったりしまして、やっぱり町なかですか、市内というか、町なかのほうでもあったり、どっちかといったら台地のほうでもあったりしています。

そういうことで、やっぱりそういういろいろな環境づくり、そういうものも何か市民が安心・安全で暮らせるまちづくりだと思います。そういう点について、もっともっと幅広く取り組んでいく気があるかどうか、また再度お尋ねします。

それと生活弱者対策ね。これやっぱり何か市長は障害者、また保育園の園児や、また寝たきり老人とコミュニティバス等を上げましたが、生活弱者というのは何か今はもう自分もいろいろ見ていると、年代層も自分らに近い世代、そういう人でも何か今まで仕事をしているんだけど、どこへ行っても、それこそハローワーク行っても、もうおまえたみたいな世代が来たってしょうがないよみたいな、ちゃんと取り組んでもらえないよというような

悲鳴も聞いています。やっぱり何かいろいろ行ってみても、最近は景気悪くて雇ってくれるところもない。もうおれらこのままじゃ本当に生きていられなくなっちゃうというような話も聞いていると、やっぱり生活保護の人らなんかも、もっともっと増えてくるのかなという部分、実際に数値見ましても、去年から今年かけて20世帯でしたっけ、増えていますよね。

だから、そういうすごい勢いで生活保護を受けなければ生きていられない人たちも増加していますので、やっぱりそういう対策を何か具体的にどう取り組むのか、また旭市をもっとこんなふうにすればそういう人なくなるんじゃないのかなというようなそういう考えをお聞きしたいんですよ。ひとつそういう明快な答弁をお願いいたします。

市長ね、このEMについては新川と一緒に拝見したり、熱心に自分より先に知っているということなんで、それからできる限り支援していきたいということなんで、本当にもう先見性がある立派な名市長だなど、そういう点だけはすごく感じていますので、よろしく願いいたします。

じゃ、ただいまの質問、答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 安心・安全なまちづくりにつきましては、本当に今130平方キロという大きなまちの中で本当に着々とやっているという自分では実感はしているわけであります。公園の整備やら、いろいろな部分も含めまして、そしてまた今回、再任用制度を利用した警察OBの方のことも議案で出しているところでありまして、そういった部分で総合的に安心して安全なまちづくりというような部分では頑張っているつもりであります。

また、生活弱者の問題につきましても、今年の防災訓練でもありましたけれども、民生委員の方々に各地区でどれぐらい生活弱者といいたいでしょうか、寝たきり老人から独居老人やら高濃度といいたいでしょうか、介護保険を5くらいの方々がどのくらいいるのかということも含めまして、防災訓練でそういった方の把握あるいはまた誘導、そういったものもやっていきたいと、そんなようなことで指示をしたところでありまして、弱者の問題、コミュニティバスも含めまして、これからはいろいろ向後議員の意見も聞きながら推進していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃ、市長が一生懸命、公約は違反だろうと思っていなくて、何か一生懸命取り組んでいるつもりなんで、何か大分誤解している人がいますので、そこら辺は

自分もちょっと疑問を感じている本人ですが、じゃ安心して住みやすいまちづくりというところで市長頑張っているつもりだと答えましたが、こういう中でやっぱりいろいろ何かちょっと自分も、もっともっとこれにはいろいろな要素がいっぱい絡んでこないと安心・安全で住みやすいまちづくりができないんじゃないかと思うんですよ。だから、やっぱり旭市全体がそれこそうまくかみ合うような、そういうような何か取り組みをしていただきたいなど。だから、私は後で話そうと思っていたんだけど、こういう安全にも食材の安全とかという部分もありますし、その食材については後で話したいなと思っていますので、幅広くもっと考えていただきたいというような角度でお尋ねしますが、そういう部分でどのような見識を持っておられるかお尋ねします。

また、生活弱者対策どう考えていますかというところで、市長これも一生懸命取り組んでいるつもりだというようなことなんですが、やっぱり今現役で働いている人たちがもう何か悲鳴上げているんですよ。こういうことに何かもっともっと市としても取り組んでいかないと、いろいろなそれこそ旭市の活性化が達成できなくなっちゃうんじゃないかと。もっともっと目を向けて行ってほしいなと自分は思っていますので、やっぱりそういう取り組み姿勢をちょっとお尋ねしたい。この市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 安心・安全なまちづくりということにつきましては、ただ一方的に行政から何かを仕掛けるということではなくて、やはり民間レベルで安全・安心な部分でも協力してやって協働ということの中でやってもらいたいと。そんないい例がエンジョイパトロールであります。旭地区にはエンジョイパトロールという民間の団体がありまして、500人くらいで交通安全、子どもたちの登下校のときに見張りをしていただいているわけでありまして、そういった民間レベルでの協力も、ぜひ議員の皆さん方にも後押しをしていただければありがたいなと、そんなように思っているところであります。

生活弱者の問題につきましては、これからもいろいろな資料といいましょうか、情報を受けながら弱者の皆さん方に本当に同じようなレベルで生活をできるような住みよいまちづくりに努力していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃ、（2）の飯岡中学校建設についてお尋ねいたします。

飯岡中学校の老朽化についての議論はどのようにいたしましたか。移転建設の場合には、

かなりの年数が要するのは最初から分かっていたはずですが、この点についてお尋ねしたい
と思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） いろいろ向後議員には皆さんにご心配おかけしております。とにかく今の想定するスケジュールでいきましても、もうしばらく日数がかかります。現在の学校につきましては、いろいろ剥離している部分、雨漏りがしていたとか、そんな部分ございます。まず、危険なところは早急に解除するよう回避するようそのような手だてをとりたいと考えております。まず、学校につきましては校長がおりまして、普段の管理をきっちりやってもらふ、これがまず第一義的な姿勢になろうかと思います。私ども教育委員会といたしましても、なるべく目を通していきたい、そのように仕事を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） だから、自分も、もう何か塙保育所もそうなんですが、移転建設の話も3年前に文教で視察したときも課長さん話ししてくれましたが、このいつできるか、そういうことが分からない中で計画を立てて進んでしまう。やっぱり現場がいつまでにこういう移転建設でもしなければ危険が生じるとか、そういう議論がないんですよね。やっぱり何か実際に学校に行っている生徒や何かが中心になって考えていかなければ、こいつはしょうがないんじゃないかと思うんですよ。何か学校建設にしても生徒や市民や父兄が置き去りになっちゃっているような気がします。こういう点どう考えていますか。市長お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 学校建設については合併当時から年次計画で、きちっとどの学校からスケジュールを立ててやっていると思っておるところでありまして、その中で地域の方々をなおざりにしたり、置き去りにしたり、意見を聞かなかったということは私も聞いておりませんので、地域の方々とのコミュニティといいましょうか、コンセンサスを取りながら進めているというふうに聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） だから、これ市長さんも、もっともっと地区懇談会や何かでも、やっぱり市民の純粋な意見が聞けるような懇談会にしてほしいというような部分もあるんですよ。

市長も何か市民にも、もっとこういう点とかって言われたことも恐らくあると思いますよ。私も聞いていますしね。だから、もっと純粋な意見が入ってくるような体制づくりを地区懇談会でもしてほしいなど。私らあんなところじゃ何か言えといったって言えないよというような話も聞いています。やっぱり学校は、何か本当に今現場でも、これ何か事が起こったら私らどう責任とるのと、そういう話も実際に私聞いています。

だから、やっぱり飯中建設のスケジュール、そういうものがはっきりまだいまだに見えてこない。本当に不安なんですよね。25年といったって、もう3年以上あるわけなんです。今でさえ傷んでいるのに、この3年間のうち何が起こるか分からない。そういう場合どうやって責任とるんですか。ひとつ何かどういうふうに考えているのかお尋ねして、飯中の質問はこれで終わりだと思いますので、よろしく答弁お願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 地区懇談会の開催については、先ほども話がありましたし、またきょうもあすもあると思いますけれども、やり方につきましては、これから十分に検討していかなければ、どういう方法が一番いいのかという部分はこれから検討していかなければならないわけでありまして、今回も健康センターで座談会やったんですけれども、飯岡中学校の問題については意見がありませんでした。ああいう機会に、やはりどういう方向でいくのか、どういうスケジュールでいくのかということを知ってもらいたいというのが一番いいわけでありまして、連絡もかなりの人数にしたということもありますけれども、参加者が少ないと。どこに原因があるのだろうか、そのこともこれから十分精査しながら来年度に向けていきたいと思います。中学校のあと3年の問題については、極力補修しながら事故のないように頑張っていきたいと、そんなように思っておるところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃ、（3）のいいおか荘について。自分もいろいろ聞いていますと、いいおか荘はやっぱり宿泊施設であって、単独では幾ら経営改善しようと思っても限界があると思うんですよ。それでもって、やっぱりあの辺に行けばいいおか荘もあると。あの辺に行って、あそこに泊まってみたいと、そういう要素があるからやっぱりホテル業だって、あそこの立地条件なら何かあそこにこういう施設で経営してみようかなとか進出してきたりするわけですよ。

私一番思うのは、今予防医学ということが、今じゃなくても数年前から求められている

時代に入ってきました。そうすると、そういう予防医学という、やっぱりイワシは何か非常にいろいろな血圧を下げるとか、いろいろな意味で栄養価も高いし、今本当にこんなに必要とされる食材かなと思っているんですよ。ところが、やっぱりイワシというのは、どちらかといったら非常に鮮度が求められて弱りの早さが非常に早いんですよ。だから、意外と流通過程も難しい。

自分も4月だったか人間ドックへ行ったときに、かつぼう屋さんやっている方が人間ドック一緒に、検査結果についても最後退院に向けてのいろいろな指導や調査、説明の中で、看護師さんがその方に、善玉菌コレステロールというのがそういう部分が非常に多いんでというようなことを語りながら「食生活はどういうものをしていますか」とか何とかいろいろな、「何でおれだけにそんなにしつこく聞くんだよ」って本人ちょっと不審に思っているようなふしもありましたが、だけれども、その人はかつぼう屋さんやっていて、やっぱりそういう何か青魚系を食べる機会が多いのかなということで、だからやっぱりイワシをもっともっと世に広めておいしく食べていただくという、こういう何か市として取り組みをしたら、旭市民だって予防医学にもつながるし、いろいろな効果があると思うんですよ。

それ私、去年の11月議会で市長に提案したら「貴重な意見ありがとうございます。参考にしてみます」というような話いただいたと思うんですが、そういう部分がちょっと見えてこないんですよ。だから、いいおか荘についてだって、そういう所へ行っておいしく食べれば、やっぱり何かちょっと食事した後はその辺でちょっと眺めていこうかなとか、こういう意識、あそこの施設へ行ったら、そこでまた泊まって何かいろいろな楽しみ、どうやって楽しもうかなとかなるわけですよ。そういう健康にもいいということになると、やっぱりほうぼうから旭市へ行ってみたいなという人がますます増えてくることになるし、そうやってお客さんが増えれば、したがって旭市の特産品も買って帰りたいなとか、いろいろな意味で相乗効果が発生するわけですよ。それこそ漁業関係者だっていったって、潤ってくるわけですよ。

だから、市長がこうやって聞いてくれて、「貴重な意見ありがとうございます」とか言ってくれるのはいいんだけど、後がもうちょっと何かその後、取り組んでもらえたのかな、もらえないのかなというような感じで、やっぱりいいと思ったら何かもっともっと市長いいおか荘の経営についても、こういうものをこうやってやるって具体的に指示して、やっぱり市長がもっと指導力発揮して取り組まないと、私は改善は不可能だと思いますので、そういう点市長どうやって取り組むのか、ちょっと市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人（増田富雄） それでは、イワシにつきまして、ちょっとご答弁させていただきます。

確かにイワシにつきましては、今いいおか荘でレストランのほうでイワシ丼、9月以降ですか始めました。あとはもう一つ、売店のほうでイワシのから揚げですか、要するに瞬間冷凍しまして、飯岡地区で取れるイワシについては近海で取るから銚子産よりも新鮮だ、すぐ瞬間冷凍して新鮮だということで、今ゴールドスマイルだと思いましたがけれども、冷凍のイワシ、それも販売しております。それはすぐから揚げで食べられるということなんだけれども、それはあまり売れてはいないですけれども、とにかくイワシにつきましては、いいおか荘の取り組みとしてはイワシ丼だけでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 先ほどから答弁をしていますように、どっちにしましてもお客様を相手の商売が果たして公でやれるものかどうか、そういった部分も含めまして、この3月期決算を見ながら、そしてまたお客の入り込みを見ながら検討していかなければならない時期なのかなと、そんなように判断しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） やっぱり何のかんの言ったって、市長が指導力発揮して取り組まないと何事も成功しないと思います。そういった中で、やっぱり旭市のいろいろな資源、これを存分に活用していただきたいと思うんですよ。だから、自分はそういう資源を何かうまく活用していただきたいということから、今いいおか荘の経営改善にもそれを生かしていけば経営改善につながるというようなことで、それでもって、やっぱりそういういろいろな観光資源や何かでも、何でもイワシばかりじゃなくて、この先ほど紹介したEMに関する活用によっても、食材が農産物にしろ収穫量が増すと。そして味もよくなると。

それでもって、この青森の板柳町、ちょっと紹介します。「当町では、基幹産業のりんご栽培を主とする農業の振興を図るために、EM（有用微生物群）を活用した農業の可能性について平成13年度から調査研究を行ってきた。この結果、EM農法による農産物は非常に高品質であること、また、EMは地域の環境浄化にも絶大な効果があることを確信した。そこで、これまで試験的に行ってきた本事業を官民協働で全町的に行うこととした」と。これ総

務省が調査した中に載っていますので、またこの資料、後で必要な方には配布したいと思います。

そして、EM菌で栽培すると、何か稲にしても粘りがこんなに違って、何か収量も13俵以上取っている人もあるみたいなので、もう何かすごく農作物に対してもいろいろなさまざまな作物のいろいろな特性を生かした効果がある。そのように農産物もちよっと比較ばかりじゃまだわかりませんが、本当にこれちよっと取り組んでみる価値もあるかなと思いますので、こっちに稲のポスターもありますので。

だから、こういうものもEMなんかも市としても試験的に取り組んでいって、そうすると何か旭市の食材って、こういう農薬も少なく、いい野菜食べられるんだよということになると、また訪れる人も自然と増えてくるし、農家の皆さんがこれ使っていただくことによって地下水も浄化されて、地下水に関してもいい影響が及ぼすそうで、ぜひこういうものをよく勉強して取り組んでいく必要性もあるかなと私思いますので、そういうことがいろいろなこんなで相乗効果を生みまして、いいおか荘の経営改善にもつながるのかなと思います。ひとつ市長、どういうふうに取り組んでいただけるか答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） よくご高説を伺いまして、これから環境課そしてまた農水産課によく研究させて、本当に大丈夫なものであれば取り入れていきたいと。まだ試験結果が全国やっていて、そんなにもすばらしいというところだけはないですね、今のところ調べてみると。だから、そのところが結果がはっきり出た時点で、また農協とか行政と一緒にやれるものならやるということで。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 17番、日下昭治です。平成22年第4回定例会において一般質問を行います。質問は4項目、細部は9点になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

では、早速質問に入ります。

第1点目、国民健康保険制度と予算について伺います。

景気の長引く低迷や構造的問題を抱えていることから、県内各市町村の国保財政は非常に厳しい状況にあり、平成20年度決算では実質的収支で30市町村が赤字となっている。国では市町村国保の広域化を推進する方針であるが、本市としてこれらについて今後どのように対処されていかれるのか伺います。

次に、国保会計予算について伺いますが、本年度執行されている予算も相当厳しい中で運営されています。これから23年度予算が編成されていかれるわけですが、さらに厳しいことが予想されますが、その編成方針と現在までの進捗状況について報告を求めます。

なお、現在行われている医療費のお知らせ、各家庭へ発送されている通知書ですが、費用としてどのくらいかかっているのかをお知らせ願いたい。

次に、工事契約並びに施工監理について伺います。

現在、市及び病院では大きな工事を数多く行っております。特に市では平成18年度より各学校の改築、改修を行ってきました。その結果、生徒にとりましては、すばらしい環境の中で勉学に励むことができ、この上ない喜びを実感されていることであろうと拝察しているところ です。

一方、病院でも本体工事が順調に進められていて、新病棟で診療が早く開始されることを多くの市民、また市民以外の方でも望まれていると思われます。そうであっても、やはり工事は確実かつ手抜きがあってはならない。そこで重要視されるのが施工監理業務であり、現場では監督する技術者になろうかと思ひます。

そこで1点目、建築で現在、設計と施工監理を同一業者が行っていますが、大きな工事を発注する際には設計と監理を分けてはと思うが、また県では監理業務を専門的に行うような担当もあるように聞いています。

以上の点についての取り組む考えはないのか市長に伺いたいと思います。

2点目、工事を契約する際に専任の技術者の配置を義務づけることがあります。そのときは契約する業者より選任された技術者の提示があると思います。その確認及び審査方法、また専任である以上、工事期間中は常に現場に張りついていられると思うが、それらについて問題視することがなかったか。この関係では何か所かの工事について監理技術者の報告をいただきたいと思います。その工事名は平成19年3月契約の豊畑小学校と干潟小学校、同じく6月契約の中央小学校及び滝郷小学校の校舎大規模改造工事であります。前2校は平成20年2月末、後の2校は20年3月21日の工期になっていると思います。

3点目、大きな工事はより数多くの下請業者が入ると思います。それら下請業者の業務資格等について建設業法に基づいて審査をされているか報告を求めます。

次に、地区懇談会について伺います。

11月2日の市長の地元、矢指小学校を皮切りに6会場で地区懇談会が開催されたと思います。今年は残念ながら私は1会場にも出席することができませんでしたが、例年の参加者は市民の参加より職員の参加が多いように感じる。本年度の出席者についてはどうであったのか、各会場別に出席者数を市民と職員に分け、報告を願いたい。

地区懇談会は市民からの要望が数多く出されることと思います。より多くの職員も参加してもらうことはよいことだと思いますが、地区懇談会で出された要望や意見について、市政にどう反映させていこうと考えられているのか、この点についても市長より答弁いただければと思います。

次に、広報財政事情公表について伺います。

11月1日、広報あさひに「こうなっています、旭市の財政状況」という記事で5ページにわたって詳しく掲載されていました。私も会計の制度、システムというか、全般にわたって理解できるほどの知識を持ち合わせてありません。ただ、公表されている中に見方によっては大きくずれが生じてしまうのではと感じたところがあります。

そこで、1点目の質問になりますが、財務4表が掲載されていました。市民に市の財政事情をより分かりやすく公表でき、すばらしいことであると思います。しかし、私など素人には分かりにくいので、この財務4表とは別に、簡単により分かりやすくなるように公表することはできないか。

次、2点目、市債残高と地方交付税算入見込額を円グラフで示してあります。全会計の市債現在高485億8,656万円あるうち地方交付税として53.2%算入できるので、実質負担額は

227億3,927万円、一般会計では市債残高264億1,861万円のうち地方交付税で188億4,754万円、国が面倒見てくれるから実質負担額は75億7,107万円で済み、市は有利な起債を活用しています。また、そのような内容のあいさつを市長、地区懇談会でされたようお聞きしました。あいさつを聞かれた市民から、このような有利な財源があるなら、こせこせしないでもっとどんどん事業を進めるべきではないかと言われましたが、その際聞かれた方に対して、私は答えることはできませんでした。臨時財政対策債、合併特例債は決して不利な財源とは思っていませんが、過信は禁物だと思います。交付税は国が担保してくれるものではないと思うが、このグラフを見て、あるいは私は聞いていませんでしたが、市長のあいさつを聞かれて、違った意味での理解をしまう方もあるかもしれません。そうでなく、私が間違った理解をしているかもしれませんので、改めてお聞きさせていただくものです。

なお、再質問は自席で行いますので、答弁は簡単明瞭にお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に3点、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

工事契約及び施工監理について、設計と施工監理を別々の業者にしてはどうかということを考えているのかというような質問だと思いますけれども、そのことにつきましても、いろいろと検討しました。今のところ施工監理と設計が一緒のほうがやはり自分の設計したことを監督できるというふうな中で、そのほうが合理的ではないのかなと、そんなようなことで当分の間は今の状況でやっていきたいと、そんなように考えているところであります。

また、地区懇談会についての要望や意見を市政へどう反映させるかということでもありますけれども、要望事項いっぱい各地区から受けました。そうしたことをまとめまして、すぐ対応できるもの、これから少し検討しなければならないものをよく精査して、整理して取り組んでいきたいと、そんなように思っているところであります。

市債残高と地方交付税の算入見込みということでもありますけれども、私は地区懇談会で申し上げましたのは、今までの実績のことを申し上げまして、これからどうするというふうなことは言わなかったつもりであります。その中で市民に誤解が生じたということであれば申し訳ないと、そんなように思っていますけれども、市債残高、今一般会計で280億円、290億円だと思いますけれども、そういうことを申し上げまして、地方交付税がその中で200億

円くらい後年度に算入してもらえると、そんなような発言をしたと思いますので、そのことは理解をしていただきたいと。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、日下議員の1点目の国民健康保険制度及び予算についてにお答え申し上げます。

まず、市町村国保の広域化について本市の考え方はということですが、国の都道府県単位による広域化推進の方針を受けまして、千葉県では国保広域化等支援方針の策定作業をしているところであります。その目的は、市町村単位では規模が小さく、財政が不安定になりやすいこと、被保険者は無職や高齢者の方が多く、保険税の負担能力が低い一方で、高齢化率の高いところではより医療費も高くなるなど構造的な問題を抱え、市町村国保財政は厳しい状況であります。今後もさらに高齢化が進むなど一層厳しさが増すことが予想され、県単位での広域化及び財政の安定化を推進するよう厚生労働省が求めているものであります。

この支援方針によりまして、平成25年度までは各市町村ごとの運営に対し千葉県が指導、助言を行うこととなります。例としましては、千葉県の標準的な保険税や保険料の基準値や赤字解消に向けた目標年次や収納率目標などを例示し、赤字解消を進めつつ、広域化に向けた環境整備を進めるものです。

この支援方針は25年3月末までの方針でありまして、その後は本来国が目指している県が保険者となるような抜本的な改革が行われるのか、後期高齢者で行っているような広域連合方式なのかは、それまでに決定されることと考えております。

市の希望としましては、県が保険者として責任ある立場で運営するようなことが望ましいと考えておりますが、現状では全国知事会の反対等があり、難しい状況となっております。

続いて、23年度の予算編成と現在までの事務進捗状況についてということでございます。平成23年度予算編成に当たりましては、歳入歳出、適正かつ的確な見積もりでなされるよう努めているところでございますが、事務の進捗状況については現在財政課、税務課と協議しながら23年度国保税の試算をいろいろなパターンで行っているところであります。一般会計からの繰り入れをお願いしながら、改定幅はなるべく低くとの考えで進めているところであります。詳細については、国の交付金等の試算値が固まる年明けには数値が固まるのではないかと考えているところでございます。

それから、医療費の通知の経費のご質問がありました。この医療費の通知につきましては、

通知書の作成までは国保連合会で行う共同事業によって行われております。年4回実施しているところでございます。したがって、旭市の負担は各家庭への郵送料でございまして、実績を申し上げますと、平成20年度が年4回合計で209万6,711円、平成21年度は年4回合計で198万1,172円でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは2番目の工事契約及び施工監理の中の（2）監理技術者、主任技術者の確認及び責任という中で四つの工事の監理技術者名についてお尋ねがございました。平成18年度、19年度に執行した分でございます。これ、うちのほうもちょっと調べました。豊畑小学校はオノセさんですね、それから干潟小学校はハヤシシンジさん、中央小学校の大規模改造についてはウタガワアキヒコさん、滝郷小学校の校舎の大規模改造についてはイトウヨシノリさんということでございます。

それと、次の3番の下請業者の届出の確認ということでございますが、財政課におきましては契約を結ぶまでと、その後、工事執行課におきまして契約案件を戻すわけなんですけれども、そこで下請選定通知書の提出を求めます。これは当然、建設業法第22条、これは一括下請の禁止並びに入札契約適正化法第12条、一括下請負の禁止に違反していないか、また指名停止期間中の業者及び無許可業者が下請工事を請け負っていないか等について確認しているものでございます。

次に、財政課のほう4番目の広報財政事情公表についてということで、財務4表についてご質問がございました。より分かりやすく公表をということでございます。まずこの広報の財政事情の公表なんですけれども、この財務4表、これは広報あさひに掲載してございますけれども、11月1日号、これは昨年も掲載しておりますので、今年で2回目ということになります。この財務4表につきましては、従来の現金主義、単式簿記というところから発生主義、複式簿記という企業会計の手法を導入するということで資産や負債などの財務状況を全市的にまとめまして、明確に説明しようとするものでございます。

分かりやすくということでございますが、広報あさひの紙面限られておりますので、掲載する情報量もおのずと限定されているという状況もあります。これで分かりにくいということであれば、またもう少し他の団体のいい例などを研究してまいりたいなと、そのように考えております。

次に、（2）のこれは市長お答えなんですけれども、ちょっと補足させていただければ。

これも広報に載っていきまして、日下議員おっしゃるとおりの数字でございます。これについては本当に交付税で算入されるのかというところが住民の方も不安なところであったんだと思います。これはもう国が制度として約束しておりますので当然算入されると。交付税を計算する中では、起債の償還に対する算入分というのは通常分の交付税の計算とは別に計算して加えますので、算入されているというのは間違いありません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、私のほうから地区懇談会の1点目、各会場の出席者数ということで、市民の参加が少ないんじゃないかという部分でありますけれども、これについて各会場の出席者数について開催場所ごとにとという質問でございます。

11月2日の矢指小学校皮切りに市内6か所で実施しまして、合計で494名の参加というふうになっております。その内訳でございますが、11月2日矢指小学校につきましては、参加人数が77名、そのうち市民の方が58名というふうになっております。そうしますと、職員は19名と。11月4日、中央小学校の体育館、参加人数87、市民のほうは57、うち職員30と。一緒に質問、意見等の件数もお話したいと思います。矢指小学校は14件、中央小学校についても14件。

次に、飯岡保健センターの部分ですが、参加人数87、市民の数が34、職員が53、質問については11と。11月8日、総合体育館については参加人数80人、市民の数が27、職員53、質問件数8件。11月9日、海上公民館、参加人数が95、市民の人数54、職員が41、意見要望等が17。11月10日、干潟公民館、参加人数68、市民人数27、うち職員41、質問件数8と。トータルの参加人数は494、市民の人数が257、職員が237、質問・要望等72と。市民の数については参加者の52%というふうになっております。

ちなみに通知の方法でございますけれども、これにつきましては、うちのほうも努力しているつもりでございまして、市民の周知につきましては、各戸の回覧を回しております。各家庭に回覧という、区長さんを通して。それから、広報あさひへの掲載、市ホームページ、当日は防災無線でも周知をしているところでございます。

また、直接通知につきましても、区長さんをはじめとしまして、その他25団体1,042人に直接通知で出しております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 失礼しました。国保関係の広域化ということでございますけれども、国民健康保険法がここへ来て改正されましたよね。その改正法については、恐らくやはり広域化を想定したものも含めてだと思っておりますけれども、それらの法的な拘束力というか強制力というか、各市町村に対してはどれだけあるのか。法律だからあるというふうなことなのか分かりませんが、ある程度そういうものが考えられると思うんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 確かに法律ですから、法律の場合には法的な拘束力があると思いますが、また支援方針によりますと、一応千葉県が指導助言を行うことになっています。

今のところすみません、以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よくちょっと分からなかったですけども、じゃ例えばこの市町村広域化連携会議というのがもう既に8月に開かれていますよね、県で。第1回会議開催されているということで、多分されていると思うんですよね。その会議にはどなたか出席されているんですよね。その結果、出席された結果も当然市長に報告されていると思うんですけども、それら出席者と市長に報告された具体的内容をお願いします。

それと併せて市長、報告受けたのに対してどう考えなのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） すみません、その8月の会議ですが、申し訳ありません、自分出席しておりません。

（発言する人あり）

○保険年金課長（花香寛源） ちょっとすみません。自分は出席しませんでしたけれども、係が出席しているかどうか……。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時28分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 誠に申し訳ありませんでした。

その会議については千葉縣市町村国保広域化等連携会議だと思いますが、その構成は12市町で当市は入っていませんでしたので、通知も来ません。会議にも出席しておりません。内容等まだ検討中でございますので、内容等の報告も受けておりません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、これ11月5日に県議会の代表質問ね、ここに国民健康保険制度についての広域化の問題、県内市町村の国保財政はどのような状況か、また国は市町村国保の広域化を進めることとしているが、県はどのように対応していくかというような質問があったみたいです。これは要約だと思います。そうしたら、その中に県では市町村等の意見を聞く場として市町村広域化等連携会議を設置し、8月に第1回会議を開催しましたと。市町村の意見を聞くということで開催しているわけですよ。それが旭市にはなかったということはどういうことなんですか、市長、これについて。それ市長に來ているでしょう、これは多分。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 來ていない。

じゃ、そういうことになれば、こういうことを県で開催しているのに出席の何も通知も來ないということであれば、いわゆる一方的に広域化進められては困るということなんですよ。ここに私、19年の国民健康保険の年報を実は保険年金課からもらって持っていますけれども、これ19年、これが多分一番新しい数字じゃないかと思います。しかし、ここで旭市は1人当たりの医療費、療養諸費25万685円、これ県内56市町村で一番低いんですよ。それで、一番高い所、長南町ですけども、42万9,768円、この差というのは幾らあるんですか。17万あるんですよ、17万。ただ単純にこういったのを一緒くたに何も連絡も何も会議の説明もなくして一緒にされること自体おかしいでしょう。そういうことじゃないですか。その辺、市長、

当然これから、今までの通知はなかったということですが、今後当然あると思いますから、その辺含めて市長お考えをお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに今、広域化の問題、知事会も全国市長会もそうした問題を話をしております。それゆえに、さっき答えようかと思ったのは、市長会で話がありまして、市長会で広域化の部分、まだ医療費が安い所と医療費が高い所、今もお話がありましたように、そういった中で調整も全然始まっていないのに、そういったものが先走りしたらまずいではないかというような話の中で、それを広域化でやるということになれば、どこの市が、どれだけメリットがあって、どれだけデメリットがあるのかということをよく研究してから、そういった話を持っていこうというような市長会での話もありましたし、市長会としては広域化が果たしていいのかどうなのかということも、まだ詳細には議論をしていないところでありますが、これからそういった部分であれば、うちのほうとしてはあまり、もっと国保税も高くなっちゃうということもありますので、慎重に進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 4回目の質問やっちゃったもので、次に進まなければならないと思いますけれども、いわゆる市長、こういう会議がもう既に行われているということが公表されているんですから……

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） じゃ、そういうことについて市長から県に申し出てくださいよ、とんでもない話だと。そうでしょう。こういったの一緒くたにされたら困るわけですから、それはぜひ市長の権限でやってください。お願いしますね。

じゃ、次の予算について行います。過日、議案質疑で伺った際、財政調整基金へ繰り出しであった2億4,500万円を5,900万円減額して財政調整基金へ戻すと、そんな会計処理をしたということを議案質疑で伺ったわけでございますけれども、一般会計のほうから繰り入れる方法としては適正な方法ではないのではないのかなと私も質疑したわけでございますけれども、当然それは誤りでなかったということですが、私は予算について誤りがあったんじゃないかというふうな感じ方もしたわけでございます。

それと、この過去の議事録、実は私、見させていただいたんですよ。そうしたら、確かに

6月で7,000万円専決処理してありますよね。それ分かりました、たしか。それと9月議会で、これは決算委員会ですね。決算委員会で、ここにありますから、飯嶋正利議員の質問に対して、基金はどれくらいになるのかというような質問に対して答弁されているわけですが、もうここに中段ですよ。2億4,000万円ほどの繰り入れを22年度予定してあるんですけれども、実際には現状では1億8,600万円。ですから、これらについて足りない分、補正で対応しなければならない。ですから、非常に足りない部分は基金を早く言えば1億8,000万円ほどですけれども、22年中には現実的にはゼロになってしまう。ですから、その足りない部分は一般会計なり何なりの会計から繰り入れをしなければならないのかなと思っています。いいですよ、この文章見ますと。確かにそのとおりで今回補正されたと思います。

しかし、先ほども市長、高橋議員の質問の答弁だったと思いますけれども、ちょっとこれに似通った答弁されていると思います。それはなぜかと申しますと、こういうことなんですよ。議会にはかりもしないうちに繰り入れするということはどこで出るんですか、こういうこと。市長もさっきそういう発言したと思います。こういう形でなく、それに近いようなね。提案権は確かに市長にありますけれども、これもしこのような空手形みたいなのを切っちゃって予算組んじゃったでしょう。これが例えば専決じゃなくして、専決は市長の特権ですから、例えばこれ補正予算が通らなかった場合、どうするんですか、これ例えば補正予算が通らなかったとしたら。そうした場合には、5,900万円赤字になって決算されて9月、年度末の出納閉鎖時点で赤字になっちゃうわけでしょう、これ、特別会計。そういったものを我々のところへ出して赤字のやつを出したら、会社だったら空手形出しているんですよ、これは。こういうことについては、やはり議会も見逃すのもあったという、皆さんを信用、信頼して法に基づいてやっていただいていると思いますので、瑕疵あると思いません。その中で審査しているわけですよ。

しかし、そういう予算の組み方、それで議会の議決も経ない中で繰り入れしますなんていう、こういう言葉が出てくるというのはおかしいじゃないですか。議会無視ですよ、これは本当のこと言って。以後こういうことに気をつけてくださいね。これについてあまりこだわるとあれですから、次に進みますけれども、そのことについては十分に気をつけていただきたいと思います。

次、工事契約について、施工監理について伺いますが、先ほど豊畑小学校、干潟小学校、いろいろ4校について伺いました。これは専任の監理技術者を張り付けてありますよね。専

任を張り付けてあるんですよね。それで、専任というのは専任ですから字のごとく、その場所だけですよね、これは、その張り付けできるのは。それについて伺います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この4工事については監理技術者、しかも金額が専任に当たるということで専任で実施しておると聞いております。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） じゃ、私のほうから日下議員、資料提供の関係ございましたので、ちょっとその辺を精査してみました。それによりますと、もちろん専任でございます。豊畑小学校はオノセさん、干潟、ハヤシシンジさん、先ほど財政課長言ったとおりでございます。

その業者から主任技術者及び監理技術者ですか、その専任通知書を提出いただく際、監理技術者資格者証、これは写真入りです。それをいただきます。また、写真入りの監理技術者講習終了証、それと健康保険被保険者証の写しを、これ併せて提出、これを義務づけておまして、当時もそれはきっちりやったということです。

それで、もちろん工事打ち合わせに入る際には、担当の我々庶務課職員だけでなく、施工監理をする業者、監督員、それと都市整備課の職員、これ内部の管理をお願いしていますので都市整備課の職員、それと学校、現場の職員も本人確認をしております。また、工事に入りますと週1回ほぼ必ずその工事の工程会議なり打ち合わせをやりますので、その辺は間違いなく、それぞれの人間が現場で専任で動いていたということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私のところに実は資料、これだけ資料持っているんですよ。これどなたが持ってきた、例えばいろいろな話を今流している方がいらっしゃるんですよ。私はこの入札関係の質問やることに対して、ある一定の業者に頼まれてやっているんだなんて、決してそんなことはないです。この資料だって、全くそういうところから出てきた資料でないんですよ。しかし、いいですか。この豊畑小学校、工期19年3月13日から20年2月29日、干潟小学校が同年3月20日から翌年2月29日ね、若干違いますね、始まりが。それで、中央小学校が19年6月28日から翌年3月21日、滝郷小学校も同じですね。

それで市の発注した工事、道路工事、清滝2期地区とあるんですけども、その工事の19

年4月から19年9月にオノセさんは監督として現場ついているんですよ、これ監理者として。ハヤシさんは、やはり19年9月から19年12月、市の管渠建設工事ということです。これ下水道か何かの工事でしょう。それで、イトウさんは民間ですけども、19年5月から19年8月まで株式会社成井通信造成工事、ここに監督として出ているんですよ。こういうことが、どこで調査しているんですか、その辺は。伺います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、入札の段階でその技術者がいるかどうか。この……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 今言ったのが事実であるとすれば、それはうちのほうは把握しておりませんでしたので、その辺、仮にそういうことがあったということであれば、それは業者のほうをきちんと確認をして、また何らかの形で処理をする形になると思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） こういうことがある、例えば建設関係だとコリンズとか何とかという専門的な問題、私よく分かりません。しかし、そういったものを見れば一目瞭然出る話だと思います。

それともう1点……、時間なくなっちゃうからな。県のほうへ、旭市はこれでいいんですよ。旭市はこれでいいんですよ。これ確かに4人張りつかれていますから、いいんですけども、県に報告してあるんですね。県に報告してあるのに二つの工事をダブって1人でやっているんですよ。県の報告にはね。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） 多分この建設業法違反だと思いますよ。年度が違うんですよ、その際。これ19年3月に契約したのは18年度事業年度になりますね、事業年度。19年は19年度になりますけれども、そこへ多分このオノセさんだと思いますけれども、両方に張り付いてるんですね、県の報告は。どうします、そういうことに対しては。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 県の書類というのを私どもちょっと見る立場にないもので、すみません。

それで、先ほども申し上げたとおり、教育委員会の工事に関しましては、すべて先ほど報

告した人間がやっておりますので、現場、現実ダブっていたという事実はございません。

(発言する人あり)

○庶務課長（加瀬寿一） それはすみません、その内容については把握していません。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） コリンズで確認すればということがございました。コリンズで確認した結果、現実に豊畑小学校はオノセさん、中央小学校はウタガワさんという形で記載されておりました。ちょっとこの辺、県の書類どういうものかということで知っている方にちょっと確認はしたんですけれども、単純に工事の実績の記載をするところというような話もありまして、それは既に訂正されたという話もちょっと聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 課長ね、訂正されたって、これ19年でやっているんですよ、実際。それが現実この間まであるんですよ、この間まで。それで、そういったことに対しては、ここにありますよ、処罰方法。例えば経審の書類審査で30日の営業停止だとか、何日の営業停止、入札、そういった指名停止になりますと。それで、これ今年度9月に県が公表したの、建設業法違反、いいですか。現場専任が求められる千葉県及び成田市の発注工事において、これは営業所の専任技術者ですけれども、専任技術者と主任技術者等の配置するべきものをほかにやっていたと。2か月の指名停止ですよ、これ。その他、今あれしますと、そういったのについて、これ専任の関係。もう一つここにもありますけれども、同様のことでやはり2か月くっているんですよ。

それで、その他不誠実な行為、いわゆる虚偽の報告なんていうのは、あるいは雇用関係だとか、そういうものについて、やはり2か月の県の指名停止くっているんですよ、現実に。これは建設業法からいいますと時効ないんですよ。そうしますと、これ発覚した時点で市は県に報告して何らかの措置をしなければならないでしょう。

○議長（林 一哉） 日下議員、4回終わっていますので、次の質問へお願いします。

○17番（日下昭治） ぜひその辺は早速調べてくださいね。それで、こんなの私らが調べても分かるわけですから、この本会議、この会議が12月議会終わらないときに、ちゃんとこの席で報告してくださいよ。前回、私6月議会にやったものが9月になってあんな結果をされては困りますので、この議会中に、会期中に最終日でもいいですよ、あしたでもいいですけ

れども、ぜひそういうことを調べた結果も含めて報告してくださいね。

それと、なぜこういうことをあれするかというと、当然下請にしても技術者にしても、やはり重要だと思うんですよ。当然、下請業者にしても、やはり管理者がしっかりしていただかないと下請業者だって、うっかりしたら手抜きされるかも分からないですよ。それで、工事関係だと木造で2年、コンクリートで条例で通常の瑕疵責任というのは1年と2年しかないでしょう。であるから、やっぱりそういうこと冒頭にあれしましたけれども、監理の面、県に何らかの形で依頼してやってもらうとか、業者を信頼しないわけじゃないんですけれども、そういうものは大事だろうと。そういうことなんですよ。ぜひそれについてもお願いしたい。

じゃ、次に進みますね。

地区懇談会については先ほど林議員の中にもありましたので、これをただパフォーマンス的にやればいいということではなくして、やはりいかにそれをやるのが必要だということですから、いかに重要に皆さんに理解してもらうか。それと、やはり場所によっては職員がいて市民が半分しかいない。そういうことでなくして、やっぱりしっかり市民の意見を聞く。やっぱり市政にそれを反映してもらおうということについてですから、しっかりその辺をただやればいい、パフォーマンス的にやればいいということではなくして、やっぱりそういう面をしっかりとやっていただきたいと思います。

あと時間、先へ進んじやったもので最終のあれですか、広報関係に進みますけれども、広報の財務4表ですか、財務4表についてでございますが、広報11月見て、先ほど申し上げましたね。私はもう実はそのやつが初めて掲載したものと認識してしまったわけですよ。それはおわびしなければ申し訳ございませんが、昨年に掲載あったと聞かされて、改めて自分の物忘れが激しいこと、それと去年は実はご案内のとおり我々選挙前だったんですよ。そうしますと、そういったものに目が届かなかったか分かりません。その辺は大変おわび申し上げなければならないと思います。

それで、実はこの財務4表について初めて私が知ったというか、実は総務省が今、公会計改革の推進をしておる。それ地方財政健全化の法案実施に合わせて2008年度決算を2009年度に公表するよう要請してきていること、そんなことは私は知りませんでした、はっきり言って。特に私もはっきり言って、あまりそういった財政に興味持っていなかったんですよ。

しかし、たまたま8月23、24日という形の中で、つくば市において全国市町村議会議員研修会、実はここは申し上げますけれども、佐久間議員と柴田議員に誘われて参加したんです

よ、政務調査費使いまして。そしたら、そこでその際、地方財政関係の一般的な全員対象の研修会がございまして、2日目は地方財政に対しての分科会で地方財政のほうへ実は私ども3人参加したわけですよ。

それで、実質公債費が21年度決算で17.7ですか、それで20年度は18.6、19年度は19.2になったものが、いかに19年から21年比較すると1.7も改善されているんですよ。そのことについて、これは6月議会で話に出たのかな。その際、財政課長にどうも私が理解できないということで改めて説明受けました。その際、説明受けたのは分かりましたよ。要するに交付税算入分が除かれているというの。そうしますと、実際我々が見たときに残高が全然減らないのにどんどん実質公債費だけ下がっていくということは、どうも私は理解できなかった。それで説明受けたんですけれども、そしたらそのような説明受けて、確かにそれは制度だから当然そうなるのかなと、実は思ったんですよ。

それで、たまたまその際、地方財政についての研修会の交付税の説明をされた中で、質問時間あったんですよ。それで、たまたま私も佐久間議員、柴田議員はどんどんほかの質問していましたけれども、私はその1点だけ実は質問させていただいたんですよ。そういった指標、このただ4指標、いわゆる公債費負担、赤字比率だとか、そういったものだけでは何か私ども分からないんだと。交付税で差し引かれたり何かすると。

そこで、実は質問したときに、この公会計制度ですか、そういったものがありますよと。そうすると、そういったものがあるから、そういったものを見ていただければある程度理解できるんじゃないでしょうか。私もその際、実はこういうのも買っちゃったんですよ、1,800円も出して。「自治体の財政」、ここによく書いてありますよ、これも政務調査費使わせてもらいましたけれども。

はっきり言って本当に我々に分からないのが幾らでもあるんですよ。だから、先ほど単純に分かるような説明ないのかなと申し上げさせていただきましたけれども、いろいろなものを私も暇なときに見るんですけれども、インターネットですね。インターネットよく使えないんですよ、しかし見るくらいたまにできますので。千葉県にも、これ長生村ですね、やはり合併をしないで頑張っている村、ここで「長生きマネーブック」というのを出しているんですよ。この前、面談のときに申し上げましたけれども、「長生きマネーブック」、やはりこれは予算ですけれども、予算の概要説明よく説明されているんですよ。そういったもの、あるいはそういった分からないものがあるわけですので、ぜひそういったものについて、これから考えていただきたいなと、そんなことをまずお願いして、この1点目の財務4表等の

1 点目についてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに市民に対する予算の説明ということでございますが、長生村に限らず、幾つかの自治体では予算の内容を例えば家計簿に置き替えて説明するなど、いろいろな工夫をしている団体がございます。それは確かに承知しております。ただ、これも財務 4 表と同様、広報あさひの掲載では限界がありますし、現在旭市では当初予算については広報 6 ページ使って説明しているんですね。この 6 ページが多いか少ないか、分かりやすいか分かりにくいかというのは、いろいろ意見があるかと思います。それをさらに工夫して分かりやすくするというのはあるんだろうと思います。

長生村の長生きブックですか、その話が出ましたけれども、これも別冊で作って、わざわざ作って全戸配布しているという状況であります。そうすると、これを作るにも相当のお金をかけているという状況もありますから、その辺どちらがいいのか、当然内部では検討していく必要があるだろうと、そのように思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17 番（日下昭治） その辺は検討していただきまして、やはり経費がかかってしょうがないと言えば、それで終わっちゃうかもしれないけれども、しかし、やはり市民は先ほども言いましたように市長のあいさつは本当に重要です。聞き方によっては、こんなにいい財源がある、有利な財源があると。それで、これだけ実質負担しなくてもいいという話をされると、じゃどんどん事業進めるべきだというふうな、そんな理解をしてしまうんですね。それで、この広報にもありますけれども、確かにこのあれだと赤く塗りつぶしてある、若干赤く塗りつぶしてある所、それと白くなっている所ありますけれども、実質負担額という形で出ているんですからね。実質負担額、これだけ負担すればいいのかなと、そんな理解をしていいんですか、これで。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これは市債の現在高に対する交付税の算入と、あと実質の負担額はこれだけですと。確かに別計算でやられていますから、市の実質的な負担はこれだということによろしいかと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 何回目になっているんですか、これ。

○議長（林 一哉） 今度4回目です。

○17番（日下昭治） もう1回くらいあるね。そうしますと、例えば交付税の算定基準になります単位費用、単位費用の変遷というのは当然あると思いますが、単位費用はどうですか、例えば市道1キロで1メートル当たり幾らということたしかあると思いますけれども、その辺は過去と比較して減っていませんか。当然総額で抑えられているわけですから、多分単位費用はかなり減っていると思うんですが、その辺は財政課長どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 交付税全体のパイがという話があるんだと思います。確かに個別の算定経費があって、一般的、例えば交付税は10万人の市が一般的な行政を行うための交付というのがまず標準にありますから、それを基にして計算されます。そうすると、それぞれ例えば道路1メートル当たり幾らで、あと人口規模によっても補正されますし、人口が急減しているところも補正がある。急増しているところも補正がある。さらに事業をやっていれば、その事業に対しての補正もあるという形でどんどん補正をされます。確かに単位費用については毎年若干の改正はあります。ですから、その費用については場合によっては引き下げられているものもありますし、その時々で重要だと思えば、例えば福祉が重要だと思えば、そういう項目に対しては上乘せされると。それはその年にきちんと地方交付税法が改正された中で決定されていきますから、一概に増えた減ったというのはなかなか言えないところはありますということ。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、（1）（2）ちょっとダブっていて回数が……。最後にしてください。

○17番（日下昭治） 最後になります。最後3回に、もう時間は……。3回まとまらなと思いますけれども、交付税法、実は私もこんな交付税法ここにもあるんですよね。それで、交付税の原資、所得税の32%、酒税の32%、法人税は34%、消費税は29.5%、たばこ税の25%、それが原資ですよね。それで、その原資が国は今減ってきていると思うんですね。そのピーク時は19兆円台の交付税財源があったと思います。今、多分3兆円くらい減っていると思いますね。それで交付税会計、何か33兆円だが、赤字だと、国ね。そんな話もあるわけですよ。そうしますと、例えばこの交付税法はただ事業やれば交付税がつくというだけのものでないと思うんですね。要するに税収の少ない自治体、財政力の弱い自治体に対して、こ

それは憲法第25条で保障する一定水準の行政運営が実行できない心配があるから、こういう交付税で措置しますよということなんです。

それで、小泉総理がいつでしたか、ちょっと忘れましたけれども、衆議院の本会議で地方交付税は国が地方に代わって徴収する地方税であって、自治体の固有財源であると答弁されているわけですよ。例えば合併しようが合併しまいが、最低一定水準を維持するために国はある程度そういう交付税は措置しなければならないという決まりになっているわけと思うんですね。合併をしたから財源が有利な財源だということではないと思うんですよ。その辺どうですか、市長。市長11年間、議員時代、財政に取り組んできましたので、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 交付税の問題でありますけれども、合併した所だから厚遇すると、厚くするというような部分、当然特例期間はそういった部分であるわけでありまして、今、市長会でも話がありますけれども、言葉は適当でないかもしれませんが、合併した所はかなりの血を流しているわけですよ。いろいろと問題もあるし、合併して本当によかったのかどうかというような部分もありますし、いろいろなところの問題で合併した所を今まで以上に冷遇するということなどは絶対にやってはならないと、市長会で県のほうも国のほうへも要望していくということで、今そういった方向で要望書を出すということになっていますので、旭市にとっては26年後半からだと思いますけれども、それまでには少しは改善されて国も交付税に優遇をしてくれるのではないかと、そんなような今思っているわけでありまして、そういった運動に力を入れていきたいと、そんなように思っております。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 最後って、私さっき。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） じゃ、最後。この前に最後って、私言った。

○17番（日下昭治） そうですか。じゃ、ちょっと私のこの計算の方式が間違っているのかわかりませんが、ちょっと市長メモしてみてください。合併特例債事業、全額10億円特例債事業として認められたと。そうしますと、95%、9億5,000万円が特例債事業として認められますよね。その9億5,000万円の70%が交付税措置される。それは分かります。そうしますと6億6,500万円になるかと思います。旭市の財政力指数、幾つですか、0.53ですよ。0.53というのは自主財源でしょう、自主財源。そうなりますよね。そうしますと、6億

6,500万円の0.4%が、基準財政需要額に対して基準財政収入額が減るから4.7が出るんですよ。そうしますと3億1,255万円、これだけは交付税で見てくださいよということじゃないんですか。そういうことになりませんか。

いやいや、待って待って、1回しかないんですから。

そうしますと、私の計算間違っているか分かりません。まだ財政課長がその辺詳しいですから。例えば0.53は基準財政需要額で収入額として差だけが交付税措置されるということ、いいですか、それで。計算細かなものはあると思いますけれども、大ざっぱに言ったときに違いますか。まるきり違うの。

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) 後で、じゃこれはもうあれにしよう。そうすると、私が訂正しますが、しかし全額交付税措置されると言っても、70%されると言っても、これはたまたま金利は別ですからね、今出した。金利は私も分かりませんから、金利は別にしてやったら、そういうことに今ちょっと私の勝手なこういう計算ですから間違っていたら訂正しなければならないですけれども、その辺詳しくまた教えていただければと思いますけれども、そういう形でただ70%、100%と言っても、税収なり基準財政収入額が合わねば、この間も言いましたけれども、例えば成田市等はこれ優遇措置なくなったのか、多分ないですよ、交付税は。そうでしょう、不交付団体になっちゃうんですから。そうすると、旭市はそんなことになりませんが、例えばこれが0.53が0.7になったときには、交付税はもっと減るわけですよ。だから、そういう安易なことで我々も理解できないんですが、そういうことではないでしょうと思いつつも、実はよく交付税の措置は分かりませんので、そういうことをただ単純にやったんですけれども、その辺ちょっとまた、ここの中で説明では分かりませんが、ちょっとお答え願います、最後でしたので。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) まず簡単にお話ししますが、一般的に行政を行う経費というのがまず標準であります。それが例えば10億円かかったとします。それで歳入が5億円しかありませんので、その5億円については交付税措置します。この一般的な行政経費、それに合わせて今度個別の算定で公債費の場合、例えば臨時財政対策、合併特例債、それは元利償還分がその一般的な経費の10億円に上乗せされるんですよ。実額で上乗せされる。ですから、例えば3億円払うということであれば13億円になるんです。5億円しかなければ8億円の交

付税になる。だから、合併特例債と……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） いや、平準化して払いますので、必ずしも大幅に増えるわけではありません。

それと、過去に例えば臨時財政対策債にしても、もう13年もやっているわけです。その償還もありますし、その前にも財源対策債であるとか、いろいろな制度がありました。それらも交付税算入されていますから、それも上乗せされています。ですから、実際の上乗せ額というのは、それらが払い終わったときに今度合併特例債が始まりますから、それだけぼんと上がるわけではないということです。

ですから、起債が20年、例えば合併特例債20年かけて返すというのを全く皆さん誤解して、その年度で例えば10億円借りたら10億円もらえとか、そういう話ではないということです。10億円借りても20年で払えば5,000万円ずつですよ。5,000万円ずつだと、そういうことなんです。ですから、それは完全に計算の中で上乗せされていますから、それは上乗せされるということに。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） その議論にしちゃうと、それ以外に例えば下水道についても交付税算入されるとか、事業費補正で散々やってきたものがあります。じゃ、それらも過去にはみんな交付税の増額分として計算されていたわけです。じゃ、それらがどのくらいの数字で今回合併特例債の分はこのくらい、それは若干増えているかもしれませんが、地方全体で借りる起債の元利償還で交付税算入される分というのは、比較的安定した形で若干増えているぐらいの話じゃないのかなということなんです。ですから、確かに一切借りられないところは多少交付税として少なくなる可能性はあります。これはないとは言えません。あります。ですけれども、せっかくうちのほうはもらえるのであれば、それは有利に活用したほうが得だということなんです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時25分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

平成22年12月の第4回定例会に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。一般質問1日目の最後ということもあり、大変にお疲れと思いますが、よろしくお願いをいたします。

近年、地方自治体の財政が厳しいと耳にいたしますが、その要因が、社会保障費、人件費など義務的経費が大きな要因となっているようですが、地方自治体の財政の弾力性を示す指数とされているのが経常収支比率で、従来総務省の指導としては道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされ、経常経費80%から85%が要注意、85%を超えると赤字再生団体目前と言われております。平成21年度決算カードを見ますと、経常収支比率87.2となっております。

そこで1点、財政について伺います。

1 点目、財政構造の弾力性について。旭市では弾力性は近隣と比べて少ないのでしょうか。

2 点目、扶助費について。扶助費の中で補助事業の割合と単独事業の割合がありますが、単独事業はどのようになっているのでしょうかお伺いします。

3 点目に、物件費について。物件費の中で指定管理者の委託料はどのくらい占めているのでしょうか、お伺いします。

4 点目に、経常的経費の削減はしているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、職員の数が多いと時々聞かれます。また、公務員の給料が高いという市民もおります。

そこで、2 項目めに定員管理の適正度について。

1 点目、市民人口1,000人当たりの一般職員数は何人でしょうか。

2 点目に、ラスパイレス指数、旭市では何%なのでしょうか。

1 点、2 点とも近隣の状況も含めてお聞きします。

次の質問に入ります。

最近、発達障害の児童が全国的に増えております。発達障害などで読みが困難な児童・生徒のためのマルチメディアデイジー教科書を、文部科学省は配布対象を今まで児童・生徒本人のみに限定していましたが、従来の方針を転換し、指導する教員への配布も可能としました。

そこで1 点目、旭市の発達障害の生徒の教育はどのように行っているのかお聞きします。

以上、1 回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答えいたします。

財政について4 点ほどご質問いただきました。財政構造の弾力性についてということで、まず近隣と比較してどうなのかということでございます。確かに財政構造の弾力性を表すための指標としてよく使われるのが経常収支比率でございます。この比率、旭市は確かに87.2%、21年度決算の数字です。県内の36市の平均なんですけれども、これは91.4%でございます。旭市は県内平均よりも4.2ポイントよい数字と。また、近隣の団体の数字申し上げますと、お隣の銚子市91.0%、匝瑳市88.4%、香取市が86.8%ということでございます。

それと、扶助費につきまして、これは単独の扶助費ということでございましたけれども、決算統計でやりますと一般財源の充当する扶助費というのがあるんですけれども、その一般

財源を充当した総額でよろしいでしょうか、それとも単独分だけ。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦）　じゃ、単独事業の扶助費ということで、これは21年度の決算額で7億3,193万9,000円、20年度が7億1,578万1,000円、19年度が6億7,972万8,000円、18年度が4億7,633万5,000円という数字でございます。これも増えている状況でございます。

それと、物件費ということで、これは指定管理料についてということでございました。指定管理料の推移ということで18年度、これは4件ございまして、指定管理料3,545万5,000円、19年度、同じく4件で3,481万2,000円、20年度が6件、1億2,074万4,000円、21年度が6件で1億2,436万5,000円という数字でございます。

それと、経常経費の削減というその辺の努力でございますが、最初の経常収支比率とも密接に関連していますけれども、この辺、健全な財政運営を進めていく上では欠かせないところでございます。特に経常経費の削減の最大のもの、これは何といたっても職員数の減によります人件費の減でございます。この金額につきましては、本来総務課からお答えすべきかなとは思いますが、そのまま財政のほうでお答えさせていただきます。

削減額ですけれども、これは行革のアクションプランでも示してございます。平成18年度が2億8,700万円、2年目の平成19年度、さらに1億6,400万円ほど上積みされます。合わせますと4億5,200万円、3年目の平成20年度はまた1億5,200万円ほど上積みになって、累計で6億500万円、4年目の平成21年度は1億5,300万円ほど上積みして7億5,900万円ほどという数字になります。これは採用の件も計画的に取り組んでいますから、この4年間の削減額の累計、今の数字がそれぞれ上乘せされていますから、4年分合計いたしますと21億円ほどの総額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（林　一哉）　総務課長。

○総務課長（平野哲也）　それでは、定員管理の適正についてというところで人口1,000人当たりの職員数ということでございます。

同じ規模の市でありまして、特殊な事情といいますか、ございまして、例えば匝瑳市、香取市は消防が組合でやっておりますから、消防の職員ゼロ、ところが旭市と銚子市はいる。それから、旭市の場合には公立の保育所が15か所あるということで、その辺が多い。あるいは銚子市の場合ですと、市立の高等学校を持っているので学校の職員は多い。そういったのがありますので、その辺のところの部分を除きました、いわゆる一般行政部門というところ

の人数ですね、職員数を21年4月1日の住基人口で割り返した、単純に割り返した数字ということでご理解をいただきたいと思います。

申し上げますと、旭市の人口1,000人当たりでは旭市が6.8人、近隣の銚子市が5.8人、それから匝瑳市が6.7人、香取市が7.1人ということになっております。合併した香取市、匝瑳市、旭市に対して銚子市は少ないんですけれども、これは合併してどうしても支所、旭市だけじゃなくて香取市も匝瑳市も支所というものがございますので、その辺はちょっと多いのかなということでございます。

それから、2点目のラスパイレス指数でございますけれども、ラスパイレス指数について近隣も含めてということでしたですけれども、ラスパイレス指数、旭市の場合97.3ということで、これは県内35市の中でも下から4番目に低い数字と。近隣を申し上げますと、銚子市はうちよりもっと低いわけございまして、95.4、それから香取市が100.7、匝瑳市は100.8という状況でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、私のほうから発達障害の児童・生徒の教育はどのように行われているかという質問にお答えを申し上げます。

児童・生徒の発達障害としては自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等が知られているところであります。現在、知的に遅れがなく、それらの障害が顕著に見られる児童・生徒については、保護者のご理解、ご協力のもとに特別支援学級、これは自閉症、情緒障害学級での指導が行われております。

一方で文部科学省の調査によりますと、全児童・生徒数の6%は何らかの障害があるとの分析も報告されております。通常学級においても相当数の支援の必要な児童・生徒が存在すると見られます。本市では各学校に特別支援教育コーディネーターを置き、該当する児童・生徒の把握とともに個々の支援計画を立て、特別支援学級への通級や通常学級の中での個別指導などに学校全体で取り組んでおります。教育委員会といたしましても、教諭補助員の配置でありますとか、担当者を派遣しての支援方法の助言等、必要な支援をしているところでございます。

なお、市内の状況でございますが、通常の学級で支援が必要と思われる児童・生徒数は現在120名と報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 再質問をさせていただきます。

旭市は近隣と比べても、まだ弾力性があると思っっているんですけれども、決算カードで見ると24%ぐらいの余裕があると考えていいのでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 24%というその余裕の数字なんですけれども、それはどこから出てきたのかなと一瞬思うんですけれども、確かに義務的経費がまずあって経常経費を出すと。それから、投資的経費等に振り向けているものが相当あります。ですから、その割合を見たときには投資的経費の構成比が約2割、21年度の決算でもございますから、その中でさらに積み立て等も実施しているということであれば、それは20%を超える数字になるだろうと、そのように思っております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次の質問というよりも関連ですけれども、予算でも決算でも表に出ない数字というのがありますけれども、一時借入金ということなんですけれども、夕張市は長期、次年度またがって一時借り入れをして利子が膨らんで赤字再生団体になりましたけれども、旭市は黒字だと思うんですけれども、旭市では一時借入金というのはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一時借入金のご質問でございました。予算の中では各会計ごとに一時借り入れの最高額を定めております。一般会計ですと、ちなみに20億円を限度額として定めておりますけれども、一般会計においては借りたことはございません。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次に、この一般財源からの繰出金9億4,000万円、今後扶助費、増えていくと思われますが、今後、単独事業も補助事業もともに増えていくのか見解をお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 扶助費でございますよね。扶助費につきましては全体として5年間の推移を見ますと総額として右肩上がり、ちなみに21年度全体の数字が28億8,700万円ほど、

17年度が22億5,000万円ほど。ですから、この間ずっとほぼ右肩上がりです。比例して増えてきている、そういう状況でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次に、次の質問ですが、指定管理者がこれからも増える傾向にあると思います。これはどこの市町村も同じだと思いますが、今後、委託料がだんだん増えてきているということですが、この委託料が増え過ぎないような指定管理者への努力も必要だと考えていますが、その辺はどうでしょうか。

要するに今までの指定管理者と、それから指定管理本来のあり方というのがあると思うんですね。ですから、その辺のところでは今までは福祉施設等が対象となっていたと思いますが、これからは営業努力とか、そういった形で指定管理者の指導というのはこれからできると思うんですけれども、これからの見きわめで、あまり指定管理者の委託料が増えている場合には市のほうからは指導というような形でできると思うんですけれども、その辺の努力というのはこれからしていくのでしょうかお聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 指定管理者料でございますけれども、今の指定管理の委託は実際に必要な金額を算定して、少なくともそれは出すという形で計算してございます。今後、件数が増えて、じゃ委託料全体の額を削減できるかというのと、それがなかなかやはり難しいかなと。要するに大きく収益を得て利用料金制で、それが運営できるような形であれば支出するお金は少なくて済むんですけれども、例えばパークゴルフ場がいい例だと思うんですけれども、それなりの収入があつて、指定管理料は相当低く抑えられている。ただ、干潟保育所も指定管理者ですけれども、あそこはどうしても必要な人員は必ず確保しなければならないとか、いろいろな制約がございますので、安くなるのはやはり限度があるだろうと。ただ、その中では指定管理料のあり方自体も当然精査しながら、検討しながら当然物件費ができるだけ低く抑えられるように削減に努めていくというぐらいしか、ちょっと言いようがございません。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次の質問ですけれども、4点目ですね。質問というよりも、これは要望ですけれども、今後もまた引き続き市民のサービスに支障のないような努力をしていただきたいと、このように思います。

2番目に移らせていただきます。定員管理の適正度についてですが、近隣の状況というのは先ほどお聞きしましたが、旭市はさほどほかの近隣の市と遜色ないような状況でいるということで、決して職員数が多いとは私は思えないんですね。ですので、このまま市民サービスの努力に努めていただきたいと思います。

次に、給与水準ですが、これは非常に給与水準の中では旭市はかなり低いほうになっております。どこへ行っても職員が多いんじゃないか、多いんじゃないかという声がありますので、あえてここで質問をいたしました。これも水準どおりでありますので、影響はないと私は思っています。

3点目に、デージー教科書の件で質問をいたします。今後、発達障害の児童・生徒は増える傾向にあると思いますが、まだ始まったばかりですが、このデージー教科書を取り入れるというお考えはありますでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） デージー教科書の導入についてお答えを申し上げます。

デージー教科書と申しますのは、パソコン上で普通の教科書と同様の文章や画像を、文章に音声をシンクロさせて読むことのできるものです。平たく申し上げますと、カラオケの機械を思い起こしていただければと思います。自らが歌う場面には文字が強調されたり、または色が変わったりということになろうかと思います。つまり音声で聞こえている部分が色が変わって表されていると、そういうものでございます。児童・生徒は音声を聞きながら反転強調されたテキストを読んで、同じ画面上で絵を見ることもできます。文字や文章の読み取りが、どちらかというとそういう部分での支援の必要な児童・生徒には大変有効であろうと、このように考えます。まだ、全国的に導入された例は大変少ないようでございます。本市では各学校の普通教室等に児童・生徒用のパソコンを導入済みでございます。発達障害に対する有効性でありますとか利便性をさまざまな角度から研究をし、検討してまいりたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時49分

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成22年12月3日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 推 進 課	林 清 明

総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	国民宿舎 支配人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 局長	平野修司	農業委員会 事務局長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。

平成22年旭市議会第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

国の政権与党民主党は、内政、外交に失態が続き、野党自民党に支持率を逆転されております。この沈滞した経済を早く国会レベルで活性化していただきたいものです。

先般、議会運営委員会の行政視察で訪問した中国地方の2市では、2市とも財政力指数0.9以上、自主財源比率60%以上、実質公債費比率十四・五%でも、議会も職員も財政に重大な危機感を持っており、旭市の執行部の10年大丈夫という見解とは大変かけ離れており、関西のシビアさが如実に表れた行政視察でした。

旭市では、新庁舎を建てたいというぬるま湯的な考えは、一体どこから出てくるのでしょうか。地元の経済情勢をしっかりと把握してもらいたいものです。

では、質問に移ります。

文教民生政策について。

Aとして、ゆとり教育を実施している9年間の義務教育の中で、児童・生徒に日本の領土や国旗についてどのような教育方針にのっとり教えているのでしょうか。

Bとして、台風の襲来した10月30日に、旭二中周辺で大渋滞が起きました。これは、八銚線と市役所通りです。どのような理由で起こり、どのように対処したのでしょうか。

Cとして、10月17日に初めての市民体育祭が挙行されましたが、私の聞いた限りでは、各地区の区長さん方には不評でした。そこで、体育祭の総括と、地区体育祭が実施できなかった区のメリット、デメリットについて、当局はどのようにお考えなのかお示し願いたいと思います。

Dとして、旭中央病院について。旭中央病院の薬局は、トータルしたら、かかっている人の利便性、また、中央病院の収益に貢献する大事なセクターだと思います。新館完成後、どのようになるのか。昨日の高橋議員の質問もありましたが、院外薬局と病院内の2本立てでいくのか、それとも完全に院内だけでいくのか、お示し願いたいと思います。

また、外来診察して精密検査の日程が2か月後と言われた市民がおりますが、市民でなくとも、患者は病状の内容を早く知りたいと思いますが、どのような理由なのでしょうか。

Eとして、保育士は、日本の将来を担う子どもたちを最初に導く大変重要な現業職であります。ここ数年、すぐ戦力にならない保育所職員の採用と、大勢いる臨時職員からの本採用がなぜ進まないのか。これは当然、採用試験に受験、合格してからの話であります。

Fとして、何年前にも同じような質問をしておりますが、埴、飯岡、三川とも老朽化が進み、もう限界近くにあると言われていています。一向に進んでいない飯岡地区3保育所の統廃合については、どのようになっているのでしょうか。どのような構想で、いつから始めるのか、行政は地区住民にアナウンスすべきではないでしょうか。

Gとして、滝郷診療所と保育園の併設が地元から提案されているそうですが、どのような内容なのかお示し願いたいと思います。

2番目として、産業活性化に向けたゆるキャラ、B級グルメについて。

ゆるキャラとは、千葉国体のマスコットキャラクターのチーバくんや、ご当地キャラの代表格の彦根市のひこにゃん、スカイツリーのソラカラちゃん等、素朴でかわいい姿が受け、イベントでの集客力はアイドル並みです。特産品の宣伝や記念行事のPRに活躍し、自治体の売り出しに貢献しています。旭市は今、道の駅を造る方向で検討しておりますが、ゆるキャラを作り、道の駅とともに旭市を全国に発信するという考えはございませんでしょうか。

また、先月の産業まつりで、食のまちおこしを通じて地域を元気にしようという商工会の皆さんが、もつカレーとジャージャーめんではB級グルメに挑戦しています。B級グルメとは、安くておいしい、手軽、ご当地、この三つのキーワードで、ラーメン、うどん、お好み焼き、焼きそば、カレーライス、ハンバーガー、どんぶりものなどが代表的なB級グルメとされています。地元の食材を活用したB級グルメを行政として応援する考えはあるのでしょうか。

第1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、10月17日の体育祭の総括ということでお答えをしたいと思います。

旭市民の一体感を醸成するため、第1回旭市民体育祭を東総運動場で開催いたしました。東総運動場というすばらしい施設を活用し、地域と地域をスポーツでつなぎ、市民のきずなをつくるのが目的でありました。

体育祭の総括であります。市内15小学校区対抗ということで、全地区から選手を出していただき、役員の方々と一般応援者含め、延べ5,000名の市民の方々に参加をいただきました。盛会裏のうちに終了したところであります。

特に、実行委員会の皆様方には、準備段階から当日の運営まで協力体制を維持していただくとともに、各地区の区長さん方には、小学校区ごとに組織づくりと選手選考に取り組んでいただきました。

確かに、議員おっしゃられるように、当初、区長さん方には大変な重荷だというような部分で不評を買った部分もあるのかもしれませんが、しかし、中盤から後半になって、せっかくやるんだからみんなで協力しようというような一体感が築かれたと、そんなように私は理解をしているところであります。

そして、実行委員と各地区代表者であります区長さんの、区長代表であります皆さん方合同による反省会が行われました。組織づくりは大変だったがうまくいったと、そんなような、地域を越えて成功した喜びの意見をたくさんいただきました。まさに、市民一体感の構築が図られたものと感じているところであります。

来年の第2回大会以降も、第1回の反省点を生かし、より多くの市民の方々が楽しんで参加できる体制を作り、毎年、旭市民体育祭を開催していきたいと今思っているところであります。

ます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、私のほうから、義務教育で領土や国旗についてどのような教育を実施しているのか、そして、10月30日に二中周辺が渋滞を起こしたその理由、どのように対処したかについてお答えを申し上げます。

まず、義務教育での領土や国旗についてでございますが、文部科学省から示されました、小・中学校の学習内容を示す学習指導要領では、領土や国旗については、社会科、特別活動の授業で扱うこととなっております。

領土につきましては、小学校第5学年「我が国の位置と領土」、これを調べる学習の中で、我が国を構成する主な島の名称や位置、領土の北端、南端、東端、西端、日本列島の周りの海を取り上げ、地図帳や地球儀などで具体的に調べる活動を行っております。その際、領土については、北方領土の問題についても取り上げ、現在、ロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国はその返還を求めていることなどについて触れることとなっております。

なお、最近話題となっております尖閣諸島につきましては、日本の西端である与那国島を学習する際に扱われております。

また、平成24年度から完全実施となります新しい学習指導要領の中学校地理的分野では、「日本の地域構成を大観させる」学習の中で、北方領土の問題に加え、我が国と韓国との間に竹島をめぐる主張に相違があることなども触れることになっています。

さらに、中学校公民的分野では、「国際社会と世界平和」の学習の中で、国家間の問題として、領土については、我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していることなどを理解させることとなっております。

国旗の指導等についてであります。小学校社会科では、次のような事柄について理解できるようにしております。1、国旗と国歌はいずれの国も持っていること。2、国旗と国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。3、我が国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、長年の慣行により、「日章旗」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていることなどであります。

また、中学校公民的分野では、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面、例えばオリンピック等を取り上げ、相互に尊重することが国際的な儀礼として定着していることを理解さ

せ、我が国のみならず諸外国の国旗や国歌を尊重する態度を育てることとしております。

さらに、小・中学校特別活動では、入学式や卒業式以外の全校児童・生徒及び職員が一堂に会して行う行事については、行事のねらいや実施方法が学校によりさまざまであるため、国旗の掲揚、国歌の斉唱等を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断することが適当としています。

なお、市内でのすべての小・中学校の入学式、卒業式におきましては、国旗掲揚、国歌斉唱が行われております。

今後とも、学習指導要領に沿った指導が、発達段階に応じて丁寧に行われるものと考えております。

2点目のご質問でございます。10月30日に二中周辺での渋滞の件でございますが、10月30日土曜日は、第二中学校の文化祭の開催日であり、体育館では、各学級が練習を積み重ねた合唱の発表をコンクール形式で行うとともに、保護者やゲストの合唱、演劇部の発表、吹奏楽部の演奏等が行われ、多くの保護者、家族の皆さんも参観に来場いただいたとの報告をいただいております。

この日は、議員もおっしゃっていたように、午後から台風14号の接近が予想されており、学校では、登校時に警報が発令された場合は、文化祭を翌日の31日に順延することを前日までに決定しておりました。また、文化祭開催途中で警報が発令されたときの対応として、当日のプログラムの時間を繰り上げるなど文化祭の日程を変更することと、安全への配慮から下校時に迎えを保護者をお願いすべく、前日の29日に文書を配布いたしました。

当日は、10時20分に大雨洪水暴風波浪警報が発令されたこともあり、生徒の下校する午後3時に、予想を超えて車が集中することになってしまいました。

このような状況の中、学校では渋滞解消のため、教頭ほか、その時点で生徒の指導から離れることのできる教職員を学校の門周辺及び門内に配置をし、交通整理を行うなどの体制をとり、渋滞緩和に努めました。

事後の対応としまして、学校は、徒歩や自転車による通学を生徒や保護者に呼びかけるとともに、車での送迎を必要とする場合は学年ごとに送迎場所を指定することとし、2学期終了までの間、試行という形で保護者及び近隣住民にご理解とご協力をお願いしたところであります。

なお、送迎のための迷惑駐・停車や雨天時に集中する車両の混雑により、ご近所の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきましては、学校教育課でも承知しております。これまで

にも、雨天時の対応として、交通整理のための学校職員の配置や保護者への現状の理解と交通ルールやマナーについて、機会あるごとに周知をお願いしてきたところであり、学校も繰り返して文書配布やPTA集会での呼びかけ等に努めてくれております。

今後は、学校が車両混雑の緩和策として行う試行の成果を注目してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） お尋ねの4番のことではありますが、きのう、事務部長が答弁しましたように、今までどおり院内薬局でやっていくつもりであります。

それから、その2か月先というのは、これはちょっと医療というのは個々によって非常に違うものでありますので、どういうことでどうなったか、ちょっと調べてみなきゃ、もう少し詳しいことが分からないとちょっとお答えしようがないんですが、一般的には、毎月報告が出ていて、その機械、特に光学機器の利用についての予約状況というのも把握しておりますが、最大10日以内というふうに把握しております。

恐らく2か月先というのはいろいろな事例があると思いますので、ただ、問題は、よくご理解いただかない、ご説明不足であったということはあるのかもしれませんが。ですから、その個々の例についてもう少し教えていただければ、それについてよく反省して、よくご理解をいただけるように説明するように今後改めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、体育祭のほうですけれども、地区体育祭ということで、これが実施できなかったところのメリット、デメリットと、こういうことでございます。

地区体育祭につきましては、旧干潟地区の3地区、それと旧旭地区の6地区、合わせて9地区で実施されてきた経緯がございます。その中で、議員おっしゃるように、開催されなかった所ということですが、私のほう今のところですね、中央地区、それと矢指地区、共和地区、3地区につきましては、今のところ申し出がございませんので、今のところ実施されていないというふうに判断をしているところでございます。

それで、この地区体育祭につきましては、かねてから、地域に根ざしたスポーツということで、私のほうも、地域におけますコミュニティ活動という観点から、非常に重要な地域のスポーツ活動というふうに、こうとらえておりますので、まず、この地区の体育祭についま

しては、地域の意向、考え方、それとその方針ですか、こちらのほうにゆだねたいというふうに思っております。

お尋ねのその、もし開催されない場合のメリット、デメリットということですが、開催した場合のメリットというところからご判断いただければなと思いますけれども、いわゆるスポーツの実施の機会の少ない中高年の方々の健康づくりというのは、まずこれは挙げられるのかなと思います。それと、地区住民の方々が集まってきますので、地区でのその参加交流するということで、そのコミュニケーションですか、これが図れるんじゃないかなという、これが2点目だと思います。そのほか、地区で多くの方が参加するわけですので、経済効果もあるんじゃないかなというふうに、こう考えるところでございます。もしその地区が開催されないということであれば、この逆が考えられるのかなというふうに思います。

また同じことを申し上げますけれども、地区の体育祭につきましては、地区の意向、そして方針に基づいて開催のほうを私のほうはゆだねたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、Eの保育所職員、臨時職員からの本採用をなぜできないのか、あるいは進まないのかというところでございます。

職員の採用につきましては、地方公務員法第15条で、その基本ですね、職員の任用については、受験成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうな、基本、根本基準というのが一つございます。したがって、保育士に限りませんで、職員の採用については、公正及び透明性の観点から、また規則にも基づいて、競争試験による採用というものが適切であるということで考えております。本市においても、試験を基本として採用しているところでございます。この辺をご理解いただきたいと思います。

また、当然、現在の臨時の保育士についても、門戸は開かれているわけですね、受験をする資格はあるわけでございますので。そういったことで、これに加えて、平成22年度からは、この保育士については年齢制限を30歳から35歳までに引き上げまして、応募者の範囲を広げたというところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、Fの飯岡地区3保育所の統廃合に

ついて、どのようになっているのかという点と、Gの滝郷診療所と保育園の併設が提案されているが、どのような内容なのかということの2点についてお答えいたします。

確かに、滑川議員、以前にも同様の質問をされているということは私も承知しておりますが、今現在、その飯岡の3保育所については、本年度からスタートしたアクションプラン第2次の中で調査・検討して、24年度から順次、統廃合を進めていくよということに書かれております。

そのような状況を踏まえまして、子育て支援課、今年新たに発足した課でございますけれども、この保育所の問題については、非常に重要な課題であるというふうな認識は持っております、できるだけ早く進めたいという認識は持っております。

それにしても、保育所というのは、地域の皆さんとの密着性というか、非常にやっぱり地域とも密着しているということを踏まえまして、今後、進め方については、保護者、あるいは地元の皆さんとの、その意見を聞きながら進めたいというふうに今思っているところです。

それから、滝郷診療所と保育所の併設の件については、私のほうでは提案というものを聞きしておりません。

以上です。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、私のほうからも、今のG、滝郷診療所と保育園の併設が提案されるかどうか、どのような内容なのかということですが、滝郷診療所につきましては、地元の議員、それから地元の区長さん方からは、建て替えの要望は出されておるところでございますが、併設の提案ということにつきましては聞いてはおりません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、私のほうからは、産業活性化に向け、ゆるキャラ、B級グルメについてという部分で、最初にゆるキャラのほうでございますが、市の産業を全国に発信、PRするためのゆるキャラを作ってはという部分でございます。

ゆるキャラにつきましては、2004年ごろから全国に浸透し始めまして、自治体を中心に一大ブームとして盛り上がっております。このキャラクターブームに乗ろうということで、多くの自治体でゆるキャラが作られましたが、所属団体の組織力の強さ、それからPRへの力の入れ具合、財政力などによって存在が左右されるのも、ゆるキャラの大きな特徴であります。大部分のものは、作ってはみたもののという部分で、ほとんど認知されることなくひっ

そり消えてしまっているという現状もございます。

当市でも、子ども議会などで、キャラクターを作ってほしいとの意見もいただいておりますが、最初から市を代表するようなキャラクターを作るのは非常に難しいと考えております。まずは、例えば市のPRビデオにキャラクターを登場させてみたり、道の駅など一つの事業、それからイベントなど、PRするためのポスター等にキャラクターを使ってみたり、そういうところから始めてみたいと思います。そのものが人気が出るようであれば、また全市的に利用を検討していきたいというふうに考えております。

もう一つ、B級グルメでございますけれども、行政として応援する考えはという部分だと思います。B級グルメにつきましては、市においては、地域資源価値創造事業の一環として、本年6月に、B級グルメブームの生みの親という部分で、富士宮焼きそばの渡邊氏をお招きし、市民向けの講演会を実施したところでございます。

最近人気のB級グルメでございますけれども、現在マスコミに取り上げられているような成功事例につきましては、従来からそのまちにある伝統的なものを活用したものや、地域の特産を生かしたものなど、地元市民の盛り上がりから発展したものでございます。当市におきましても、基本的には民間の盛り上がりにより進めるものと考えております。

現在、旭市におきましても、若い飲食店関係者を中心にしまして、B級グルメを立ち上げようと相談をいただいております。今後とも、このような活動や取り組みが盛り上がりまして、将来的に地域経済の発展につながるよう、市としても支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、再質問いたします。

最近、領土問題ということで大分騒々しくなっておりますが、北方四島、竹島、尖閣諸島は、徳川幕府が大政奉還し、明治新政府ができたとき以来の日本固有の領土です。先ほどの教育課長のお話がありましたように、これからの小学生、中学生、将来の日本を担う子どもたちに、今我々に言われたことを、15の小学校、五つですか、中学校で、ぜひ100%実施していただきたいと思います。現実にはそうでないところがあったから、こういうような話が出ているわけなんです。それについて。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校で実施をいたします授業については、先ほど申し上げました、指導要領に示された内容、目標を、教科書を使って子どもたちに指導をさせていただいているところでございます。その授業内容のチェックでございますが、年間の指導計画、これを単元終了時にチェックしたり、さらには、授業実践がどうであったかについては、1週間ごとにまとめて記載をいたしますが、週案というものがございます。週の時程をどのように組んで勉強のほうを進めていくか、そういったものを中心にチェックをしているところでございます。

そのほか、管理職による授業参観等々はございますが、教科書そのものをすべて教えるのではなくて、教科書を用いて授業を扱っていく。内容としては大変重要なことでもありますので、この辺については、指導計画のチェック等を行きと行うというようなことで確認をしてまいりたい、このように考えます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。来年度から小学校で、再来年度から中学校で、ゆとり教育の見直しが行われるということですので、よろしくお願いいたします。

また、民主党政府は大臣の中にも、国旗に敬意を払わない常識外れな大臣もおります。格言に、鉄は熱いうちに鍛えよと言われていますが、イデオロギーに関係なく、日本の将来を担う児童・生徒に、しっかりした国旗、領土の教育もお願いして、この教育問題を終わります。

次に、二中の渋滞なんですけれども、これはこれからもマニュアルとして残してずっと、千葉県最大の中学校でございますので、代々に続いていかせて、今回の教訓を生かしていただきたいと思いますが。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

先ほど、試行という形で、第2学期、この案を保護者の皆様にお伝えをし、また、ご近所の皆様に校長自らご近所を訪ねまして説明をさせていただいたところでございます。けさも大変風雨が強うございました。私、7時15分に二中の正門に参りまして、その後、7時55分までの間、繰り返し車を流したりしながら、その登校の様子を見ておったわけでございますが、まだ十分にこの試行が保護者の皆様に浸透しているとはなかなか言えない部分もございます。そういった点で、けさほど中学校のほうとは、さらにこういった内容についてはしっ

かりと周知ができるように互いに努めてまいりたいというふうなことで意見の一致を見ているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） はい、どうもありがとうございます。

もう一つ関連なんですけれども、職員の皆様も多分ご存知だと思いますが、今まで雨の日になると、二中の放課後になりますと、市役所の中央玄関に大変混雑しております。その辺のことについても、ぜひ行政のほう側からも指導していただきたいと思いますので、これは大勢の市民から要望が来ていると思うので、私のところだけではないと思います。その辺のことについてはいかがなんでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 市役所正面玄関での待ち合わせ場所、たまたま東側に二中の玄関があったときには、大変多かったようにも記憶しております。現在、二中の正門が西側に移動してからは、中学生の待ち合わせ場所としては非常に少なくなったのかなという印象を受けております。

私、本庁舎に必要があつて来るときには、必ず玄関付近を見回りまして、特に小学校の子どもたちには声をかけさせていただいております。やはり一般の市民の方々が利用する場所でございますので、占有することなく、お母さんやお父さんと待ち合わせするならば、少し端のほうでかばんを置こうねというような話をさせていただいているところでありますが、保護者の皆さんの中では、やはり公共の施設で子どもたちを待ち合わせの場所として使えることは、安心・安全のためには大変ありがたいことであるというお話もいただいております。ただ、他の皆様に大きな迷惑となることがないように、これからも学校のほうにそういった部分ではお話をさせていただきながら、多くの市民の皆様の見守りの中で、子どもたちが安全・安心に登下校できるような体制が作れたらと、このように考えるところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

体育祭のことですが、来年度も実施するという事なんです、来年、旧3町で行われる熊野神社の祭礼が、多分9月から11月にかけて、大分、日程が詰まっていると思いますので、その辺のことにつきましての体育祭の挙行日程については俎上にのぼっているんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） ご質問の件でございます。

実は体育祭につきましては、先ほど市長が申しましたように、反省会も開いておりますし、第2回に向けての反省点、あるいはアンケート結果等もまとまってきましたので、これを受けて、次年度どういう形で実施していくのか、この辺をやはりこれから進めていかなければならないという観点から、今月の一応20日の日に、実行委員会、それと各小学校区の代表区長でしょうか、集まっていただきまして、その日程等につきましても十分協議をしていく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） たしか9月から11月までの中で、特に旧干潟地区につきましては、大変な祭礼のための人、それから場所、そういうことで、体育祭がやっていなかったと思うんです。そのことによりまして、多分、体育祭については、この3か月については大変な影響が出ると思うので、その辺のことを十分考慮した上での開催をお願いしたいと思います。

それから、中央病院なんですけれども、たしか手術、検査等で、大変、今、混雑しておりますが、要するに新館が落成してから、オープンしてからの対処方法というのはどのようにとらえておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは新館ができるできない以前の、今からもう既に、日常、どうしたらその混雑を解消できるだろうかというふうなことを考え、あるいは実行しておる次第であります。特別、新館ができたから早くなるというわけではありませんが、今のより機能的に病院がなりますので、そのようなことで、少なくとも今よりはスムーズに運用できるだろうと、このように考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 昨年までですか、顧問であった松山幸弘先生が、最近、公立病院の垂直統合を叫ばれています。中央病院の混雑緩和には、近隣の病床稼働率の低い公立病院との連携についてはうたっているわけなんですけれども、中央病院としてはどのようなお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 広い意味では、おっしゃるように、今、既に千葉県、この東総地域に香取・海匝2次医療圏の医療再生計画というのがもう既に始まっておりまして、これによって、その病院の機能分担をより明確にしていこうというふうな話をしているわけがあります。これにつきましては、どんどん進んでまいりまして、この計画がうまくいけば、やはり中央病院に対する一極集中が緩和されると、このように考えておりますが、これは千葉県の県の指導のもとに、あるいは千葉大の協力のもとにやっておりますので、これにつきましては、うちの病院も中核となるということでもありますので、協力して進めていきたいと、このように思っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、保育所のことなんですけれども、数年前、干潟保育所が指定管理者制度になっても、実際にはコストは、行政としては数百万円の削減にしかならなかったというのは、まだ耳新しいことだと思いますが、ここ四・五年の新入保育士の採用者人数と年齢をお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） ここ四・五年の採用の人数というのを、年齢はちょっと今、手元にございません。人数で申し上げます。平成17年度が4人でございます。18年はゼロ、平成19年度もゼロ、20年度が2人、21年度が4人、それで今年は、今、2次合格者ということで、今のところ5名が予定されております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 平成17年に、若干名ということで最終合格者が4人、平成18年なし、これは今言っていることは総務課から出ていると思うんです。19年には2名程度で2人、20年も2名程度で2人、21年は2名程度で4人、22年度は若干名と言いながら5人なんです。若干名というのは、相当幅が広いですね。

それで、普通であれば、もっと低い人数が若干名と言えるんじゃないかと思いますが、これは書類を見ますと、合格点数の低いラインというのは、例えば17年が105点とか、19年が116点とか、20年が109点、21年が110点、今年に限っては102点なんです。

それで、私が前々から言っていた、これは総務課長には届いていなかったと思うんです。

れども、臨時職員というのも、今、大分大きな力になっているんですよ。それで、若いときには、たしか新入職員と臨時職員の給料差は、逆に言えば臨時職員のほうが高いかもしれません。しかしながら、何も保障がなくて、リスクは100%同じなんですよ。そういうことであれば、なるべく臨時職員の優秀な方を行政として試験を受けさせる方向で進めるべきではないかと思うんです。

先ほどの答弁では、30歳が35歳ということになっておりますけれども、だから先ほど、年齢は何歳ですかと聞いたんです。もうちょっと、例えば昔、中央病院が臨時職員で、将来的に本採用になるだろうと、そういうアドバンテージがあるから一生懸命やってきたということも昔は答弁でありましたけれども、これは正式に採用すればいいことであって、何もその臨時職員の芽を摘む必要はないと思うんですよ。現実には、やはりこれは現業職でありますので、なれるまでに大変な時間がかかるんですね。そういうことであれば、何年も前から言っていることですが、ぜひそういう採用方法をもうちょっと考えるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、お答えいたします。

ご意見はもっともなところもあるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、これは保育士に限らず、保育士は特殊な世界ということもありますけれども、そのお気持ちは分かるんですけれども、現在のところ、試験によってやるということでやってきております。

保育士を臨時を優先と言われましても、試験制度があるということで、その試験をやはり受けていただくしか現状ではないのかなということで、そういった中で、さっき申し上げましたように、少し範囲を広げようということで、今年から5歳上げたわけでございます。

なお、参考までに申し上げますけれども、このやはり地方公務員法の中の22条というところにもありますけれども、採用に当たって、これは保育所だけではございませんけれども、臨時職員について、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではないというような条項もございます。ですから、そういったところで、保育士に手を加えるということもできませんし、やはり一般のとなっちゃいますけれども、試験を受けていただくというのがあくまでも基本だということで、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 昨日の高橋議員のお話でも、大分その辺が問題になっておりましたが、では、採用したい職員に対しては合格ラインを下げるんですか。こんなにばらついているというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは、ラインを下げるとか下げないとかと、きのう、高橋議員のご質問でもお答えいたしました。これは、採用予定の人数によってそれをやっているということでございますので、きのうの答弁と同じ形になります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、次です。納得がいけないんですけれども、次にいきます。

公立保育所の職員の数と、それから教室数と定員数をこれはもらいました。定員が1,295人、これは平成22年ですね。児童数が1,063人、14か所で所長も14人ですね。保育士が臨時も含めて107人です。教室数が80です。そうすると、1教室に約13人の保育園児がいるということなんですよ。これはゼロ歳児もいるし5歳児もいるしということで、ばらつきがあつて当然なんですけれども、先ほど言いました、飯岡中央、三川、塙、この辺に当てはめますと、極めて能力があつても実際の児童数がいらない、先生のほうが事によつたら多いんじゃないかと、そういうような状態になっていると。なおかつ、逆のことが言えまして、すし詰めでなっている所が、例えば共和とか、それから第三とかその辺だと、もうぎゅうぎゅうなんですよ。

こういうことに対してのアンバランスを、今までのお話では、私が行政にアタックした中では、もうそういうことはやらないと、いつ子どもが減るか分からないから教室数は増やさない、そういう話でありますけれども、こういうことをやったら、定員で言えば9割しかないのに、120%もオーバーしている所が何か所もあつて、ない所は半分もないと。これはやはり行政改革を早く進めるべきじゃないかと。今年から始まる5か年計画、そういう緩いことではちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。今まで5年間で何もやってこなかったということは、これからも5年間もやらない可能性もあるんじゃないですか。その辺のことをもうちょっと具体的に。

それで、例えば飯岡3地区につきましては、やるのであれば、その前に、やはりその地区の市民の同意が必要なんですから、ずっと前からやっていくべきじゃないんですか。こういうことだから、行政はこういうことをしていきますと。突然言われたって、賛成する人は誰

もないと思いますよ。行政はどう思うんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 滑川議員おっしゃるとおりで、保育所によって大分ばらつきがあることは事実でございます。それは、私が子育て支援課へ今年4月に来ましてまず感じたのは、まさしくそのとおりのことを感じているわけです。

そうは言っても、その過去5年間何もやらないで、これから5年間何もやらないかという、そういうことにはならないし、したくないと自分自身で思っておりますので、できるだけ早い時期に、今、いつとは言えませんが、今年度中に、できればそういったことの一步を踏み出したいというふうに思っています。

具体的にどういう進め方をしていくかということは、今、この場所でまだ申し上げることはできませんけれども、とにかく子どもたちを安心にお預かりする保育所としては、まさしく適さない場所であるわけですから、それは早急に今年度中に、ある程度の一步を踏み出す方向性を進めていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

小さいお子さんたちが初めて団体生活を体験するのは、保育所、幼稚園です。団体生活に適した最低園児数というのは、行政としてはどのくらいに考えているんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 最低園児数、もう一度、申し訳ありません、お願いできますか。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（林 芳枝） そういう意味ですか。

具体的に、確かにおっしゃるとおり、例えば5人で保育所になるのかという話はあると思いますし、じゃ、それが10人ならいいのか、15人ならいいのかというのは、正直、数字等は決まっていないというふうに認識しています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英）　ですから、マンツーマンで教えるようになってちやっつてもしょうがないでしょうということ。ですから、なるべく早く、先ほど課長が言われましたように、改革するところは改革するべきではないかと思いますので、今後とも検討をよろしくお願いいたします。

滝郷診療所につきましては、検討委員会がどこまで検討されているのでしょうか。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源）　滝郷診療所のあり方検討委員会のことだと思います。これは、5月に市長から諮問がありまして、その滝郷診療所の役割、機能、運営について、地元の視点からいろいろ議論いただいているところでございます。

そのあり方検討会のどこまでということですが、実は11月に答申を市長のほうに提出しております。その答申のことですけれども、一応、議会の最終日、全員協議会で報告を予定しておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員。

○12番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

何かその地区では、保育所につきましても、狭いとかそういうことで、例えば今でも併設していると同じような状態ですけれども、もし滝郷診療所が移設していただければ、その所も保育所で使えるとか、そういうような構想も持っている人もあるみたいなので、よろしくお願ひしたいと思います。

大きい2番目として、ゆるキャラとB級グルメなんですけれども、手間暇がたくさんかかりますが、箱物行政と違い、ソフト事業だと思います。行政としては、この二つについて、今までのお話ですと、どうも引っ込み思案かなと。牽引していくのか、それとも全面支援をしていくのか、それとも側面支援なのか、明確なお答えをいただきたいと思います。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄）　行政のかかわりがという部分ですが、こういうものに限らずなんです、やはり市民の盛り上がりという部分が一番大切になるというふうに思っています。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、若い飲食店関係者の人が、やりたいという話をしている。もちろん相談に乗っていますし、その話を聞いた中で、旭市全体で、ある程度そういうものを持っていけるという部分も、ある程度検討していただいて、当然、そんな

れば、市のほうについても、旭市ブランドづくり委員会とかいろんな委員会もあるわけですから、そういった委員会と共同実施ができないとか、そういう検討はこれからしていきたい。ただ、今の段階では、こういうのをやったらどうかなという部分なもので、まずは市民の盛り上がりからという部分でお答えいたしました。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 例えばそれにつきましても、キャラクターにしてもB級グルメにしても、もっと旭市のホームページを使って情報発信することはできると思うんですよ。例えばいいおか荘のネーミングにしましても、ネットを使って、大分広範囲から募集いたしましたよね。ですから、何もぬいぐるみを作ると言っているわけじゃないんですよ。一応、キャラクターにしても、旭市を代表するような、ぬいぐるみにならないまでも、やっぱりネットで募集したり、ないしは小学校、中学生、それから旭市にあります二つの高等学校を利用して活用していただいて、そういうことでも、例えばキャラクターを作ることについては賛成していただける、ないしはアイデアを出していただけるんじゃないかと思いますので、その辺のことまで、金をかけないことだったらできると思うんです。

だから、先ほど言ったように、手間隙をかけたくないのかということなので、手間隙をかけるのは行政の当然の仕事だと思うので、その辺のことにもう一度、先ほど言ったような、側面支援なのか、全面支援なのか、その辺はもうちょっとはつきり。相手がやればやってもいいよということじゃないと思うんです。旭市のホームページを使うのに、民間でできるわけではないんですから。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） はっきり言いますけれども、市としてはやる気十分であります。というのは、先ほども申し上げましたけれども、ゆるキャラに例えますと、さっきご答弁申し上げましたけれども、市のPRビデオにキャラクターを登場させると。今、うちのほうとしても、市のPRを作ろうと、その中にキャラクターを入れていこうというふうにも考えていますし、いろんなイベントについても、そんなに深く考えない中においても、こういうキャラクターという部分を持っていこうと。

簡単な例を申し上げますと、ここにこういう、これは匝瑳市ですけれども、「赤ピーマン食べてね」という、ピーマンだけの部分ですけれども、やっぱりこういう感じのものでまず

はいろいろ考えた中で進めていこうと。その中で、もっと盛り上がるものがあって、これを市のキャラクターにしようという部分があればなおいいなという部分でありますので、うちのほうとしても、全面的にそういう部分についてはやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 前向きな答弁をどうもありがとうございました。

私が言っているのは、ぬいぐるみじゃないですからね。今、課長が言われたような、募集して、やはり旭市の広報にも載せる、書類にも全部載せていく、旭市の市のマークだけではなく、そういうところから売り出していくべきだと思うので、今後とも企画課を中心にして絶大なご支援のほどよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本会議場、暑くなっておりますので、上着を脱いでいただいても結構でございます。引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（林 一哉） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（3番 宮澤芳雄 登壇）

○3番（宮澤芳雄） 3番、宮澤芳雄です。平成22年第4回定例議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

昨夜からの暴風雨、まだその余韻が残っておりますけれども、何か大原幽学先生のお気持ちが一刻も早くお静まりいただきたいと、そういった気持ちがあるところであります。

それでは、質問を行います。質問は2点あります。

まず1点目として、千葉県総合スポーツセンター東総運動場に関することについてお尋ねいたします。

1として、駐車場の増設について。

この施設は、平成13年9月にオープンいたしました。健康管理や人と人との出会い、コミュニケーションを作り深めるという観点から、近年、スポーツに対する人気が大変広がる中、地元では大きな期待を持ちました。

そのような中、オープンすると、幾つかの問題がありました。駐車場が狭いこと、近くに宿泊施設がないこと、お弁当など軽食を販売するお店の問題等であります。中でも駐車場の問題は切実であります。施設を利用する人たちからも、また近隣の方々からも、路上駐車に対して大変なクレームがあるところであります。県の施設ではありますが、市として県に対して駐車場の増設を働きかけるお考えはあるのか、お尋ねいたします。

2として、行事を知らせる看板等の設置についてお伺いいたします。

大変大きな施設で、多くの大会が開催されるにもかかわらず、看板等でPRされていないことは大変残念であります。体育協会としては、体育館内に掲示コーナーを設け、大会と日程をお知らせしていますが、できることであれば、施設近くの目立つ場所に看板等を設置してPRをできないものなのか、お尋ねいたします。

2点目として、大原幽学についてお尋ねします。

大原幽学先生没後150年祭の式典は行われるのでしょうか、お尋ねいたします。

大原幽学先生の功績については、私から改めて申すまでもありませんが、簡単に説明いたしますと、今からおおよそ170年前に現在の旭市長部に定住し、この地を本拠地として、幕末の東総一帯に教えを広めた方であります。当時の東総地方は、数多くの領主がかかわっていましたが、領地を治めようとはせず、収奪することに専念しているありさまでした。そのため、住民は生活が苦しく、夜逃げをする人が後を絶ちませんでした。そんな中であって幽学先生は、長部村の名主遠藤良左衛門に強く要請されて、住民の力によって村を治め、生活が成り立つように指導を広めたのであります。

主な功績を上げてみますと、最大の功績は、先祖株組合の結成であります。先祖株組合は、現在の農協組織の原型と言われており、当時の門人の結束を大いに強めました。このほか、耕地整理の指導、農業技術の普及、換子教育と言われる子育ての仕方等々、数え上げれば限りがありません。

このような多くの功績が認められ、昭和27年には大原幽学遺跡は国指定史跡となりました。

現在、国指定史跡の部分は2万5,000平方メートルに上ります。さらに、平成3年には、幽学先生に関する文書類のうち407点が国の重要文化財に指定されました。これらは、多くの人々の努力によって現在に伝えられています。本年度は、大原幽学先生が生活していた旧宅の改修工事も竣工いたしました。

そこで、市長にお尋ねします。没後150年祭の式典を行うお考えはあるのかお聞きいたします。

2回目以降は自席で行います。

○議長（林 一哉） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の2番目の質問の大原幽学先生についてということで、お答えをいたします。

大原幽学先生は、宮澤議員が述べられましたとおり、世界で最初の農業協同組合である先祖株組合の結成、耕地整理、農業技術の指導を行ったほか、高い倫理と哲学に基づいた生活改善や換子教育等、今の世に必要な道德教育を実践した郷土の偉人であります。そしてまた、旭市としての誇りでもあります。

活動の拠点となった長部地区の大原幽学遺跡史跡公園は、国の指定史跡となっており、大原幽学記念館が設置されていますが、今後とも、もっともっとPRをしていかなければならないとも思っております。

記念式典についてであります。幽学先生の功績を後世に伝えるため、安政5年に没後130年まで10年ごとに行われてきたと聞いております。没後150年を迎える式典については、今年度末で完了する大原幽学「旧宅」の半解体修理事業の竣工と併せて、地元保存会や関係する方々、市内有識者等で構成する実行委員会を立ち上げ、進めていただきたいと考えております。そしてまた、合併後初めての周年事業ということもありますので、広く参加の範囲も広げていただければと、そのように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは私のほうから、2点ご要望いただきました。お答え申し上げます。

まず、千葉県総合スポーツセンターの東総運動場、これへの駐車場の増設ということでご

ざいます。

まず、現況を申し上げます。東総運動場につきましては、千葉県が整備いたしまして、議員おっしゃるとおり、平成13年に運用を開始したものでございます。その管理につきましては、財団法人の千葉県まちづくり公社が指定管理者として管理をしているものでございます。

主な大会でございます。これはホームページを開いていただければ分かりますけれども、平成22年度の、今まで実績ございますけれども、計画ということで、陸上競技場、メインスタジアムのほうですけれども、62の大会が開かれている、また計画されております。テニスコートでは51の大会、そのほか独自のイベント等も開催しておりますので、これが9つ、合わせて122の大会が開催されるという、そういう計画を持っているようでございます。

それで、これに対しまして施設内の設備ですけれども、駐車場の可能台数が、もうご存知かと思えますけれども、300台ということでございます。東総運動場のほうでお借りしている部分の土地があるようですが、これが100台ということで、400台の可能スペースがあるということを知っております。

通常の大会におきましては、この駐車場の不足はないというふうに、こう聞いておりますけれども、先ほど答弁いたしました体育祭のほう、第1回旭市民体育祭につきましては、開設以来の一番大きな大会となったということで聞いております。このほか、高校駅伝等、およそ15の大会が、700人以上集まる大会ということで聞いておりますが、こういった集客力の大きい大会につきましては、主催者側で運動場の周辺、あるいは公共施設等をお借りして対応している状況にあるということを知っております。

現在のところ、お聞きしましたところ、施設のほうでは、千葉県においては、駐車場増設についての計画はないということで聞いておりますけれども、ただいま申し上げましたように、交流施設というふうなことで、交流人口の増加にもつながりますし、また、小・中学校等の大きな大会、これらのスムーズな運営というようなことから、やはり旭市といたしましても千葉県に強く要望していきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、東総運動場についてですけれども、行事を知らせる看板ということでございます。これにつきましては、これも現状ということですが、東総運動場で開催いたします行事等を一般に知らせる看板ということですが、施設を管理しております千葉県においては、現状といたしまして、施設の周辺に大会の告知看板等は所持しておらないということでございます。また、県のほうの総合スポーツセンターがあるわけですが、こちらの施

設についても、そういった施設は今のところ設置をされていないようでございます。

それでは、議員ご指摘のその、現在どのようにこういった大会等を告知しているのかということですが、まず、先ほども言いましたように、ホームページ、これで掲示していることはもちろんですが、人気のあるサッカーとかそういう大きな大会につきましては、近隣の商店等にもポスター等を配布しているようでございます。広報あさひにつきましても、独自で開催していますウォーキング教室とか、あるいはサッカー教室、そういった主催行事については広報あさひのほうにも掲載しているということで聞いております。

したがいまして、ご提案いただきました東総運動場につきましては、自然豊かな立地条件ということと、スポーツ設備の充実した施設でございますので、開催されている大会を一般の方たちに観覧していただくこと、これは地域スポーツの振興という観点からも必要と考えますので、また、交流人口を増やすということにもつながるということで、駐車場の確保、駐車場の増設ということとともに、施設管理者であります千葉県のほうに強く要望してまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） 大変詳しい説明ありがとうございました。

この駐車場に関してですが、1番目の、実は干潟町時代に、先ほども自分は言いましたけれども、大変なクレームがあるということで、年間どのくらいの、駐車場300台で足りない大会がありますかといった話をしましたら、入り口西側に地権者からの話し合いでお貸しいただいている所に100台止まるということで、この400台で足りない大会というのは、年間通して、10では足りない、20はないという説明をいただきました。

この確かに県の土地なんですけれども、地元で本当に有効に使おうと、そういった気持ちがあれば、これはその地権者の方から、実はそこに1町歩ちょっとあるんです。その3分の1を、草刈りをするという条件で貸してもらっています。これは町が話をつけたんです。県が話をつけたんじゃないんですね。町のほうでお願いに行って、駐車場として使わせてくれということで、そのまま使わせてもらっているそうです。これはその地権者と私が話したわけじゃないんですけれども、もう売りましょう、買いましょうという話まで実は干潟町時代になっていたよと、あのままでは雨が降ったら全く使えないということですので、できることならそういった話も強くどうか進めていただきたいというふうに思います。

看板のところは、確かに、私も高校野球で県の施設へいっぱい行きます。ないです。でも、

何回も言うように、私たち、この旭市の市民のために、もうちょっと、せっかく、あれが千葉市にあるんだったら私も言わないです。木更津市のほうにあるんだったら言わないです。せっかく旭市にこんなすばらしい施設があるんですから、何とかして、もうちょっとあの施設を有効に利用する中で、旭市のスポーツを通してすばらしい市づくりに努めてもらいたいと、そう思うんです。

今年は、スポーツの大会、大きな大会が、国体と、それから市民体育祭と二つありました。職員の皆さんも本当に大変だったですよ、実行委員の方も大変だった。我々も体育協会の役員ということで裏方のお手伝いをしました。初めてのことでしたので、私たちが流した汗の本当に半分は、冷や汗だったです。しかしながら、選手の皆さんのさわやかな汗は、将来の旭市に必ずや輝き続けることだと確信しているんです。そういった中であって、スポーツとこの果たす役割というのは本当に大きくなったと思います。ぜひとも施設を有効に使うためにも、それらの今要望しましたことを進めていただきたいと思います。

それでは、大きな2番目に移らせてもらいます。

今、市長のほうより明快な答えをいただきまして、大変ありがとうございます。ありがとうございますと私が言う立場じゃない……。

これ、規模の話も今お聞きしましたけれども、具体的に何かもうちょっと補足することがあれば。いいですか、ありますか。お願いします。

○議長（林 一哉） 宮澤芳雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） こういう時代でありますので、支出といいましょうか、それはある程度のもので、その範囲の中で、いろいろ実行委員会に考えをいただきまして、その中で、私の気持ちとしては、1市3町合併してから初めての周年事業であるということもありまして、できれば旧1市2町のほうから大勢の皆さん方が、干潟公民館で入りきれないくらいの人ぜひ集めていただきたいなという、今、希望は持っているところでありまして、それをどのような形でやるかということは、実行委員会のほうと執行部のほうで検討していかなければならないものだと、そんなように考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） ありがとうございます。それでは、その旨、地元に戻りましてお伝えさせていただきたいと思います。

没後152年なんですよ、今年ね。この先生、実際にはもうお亡くなりになって152年たつわけですけども、この先生の教えというのは、今でもこの干潟地区、はっきり言うと、しっかりとこれを受け継がれているというところは大変すばらしいことだと、そういうふうに思うところでもあります。現在の無縁社会になりつつあるこの時代にあって、大変役に立つ教えではないかと、そういうふうに考えています。市長におきましては、150年祭を機に、このことを世界に向けてメッセージを発信していただければと思います。

それで、これは通告にありませんので答弁は結構ですけども、実はこの、きょう、冒頭に、大変何か分からないことを言ったんですけども、大原幽学先生がお静まりになればという話なんですけれども、実は干潟時代は、もうこの10年置きのお祭りは、やろうかやるまいかじゃなくて、もう国と県としっかりしたパイプができていて、もうやることありきで、もう次の10年目が終わったら、次の10年後のことに向けてもうスタートしていたぐらいで、それが何の誤解か、旭市のほうで今まで主体になってやったことがないからなんでしょうけれども、地元に対して大変な誤解が生じていたわけなんです。その誤解こそが、まさに今この合併して新市になった中で生まれているような、そんな簡単な誤解でありまして、やるやらないという話をしていること自体が、大原幽学先生は怒っているよと。これは別にちゃかすわけじゃないんですけども、そのお亡くなりになった年が1858年なんですね。1858年というこの数字は、市長車の番号と一緒になんです。偶然なんです。本当に偶然が三つ重なったんですよ、市長。自分は本当に驚いているんですけども。こういったことをひとつ誤解のないように進めてやってもらいたいと思います。

大変失礼な話なんですけれども、今話して言っていることは、いろいろなことで市民に対して説明がされないということは、大変残念なことであります。それは、今回のことが一つのいい例なんですけれども、各課を回って、私もいろんな課を回って話を聞くと、実に窓口は、しっかり業務のほうは、大変よく市民のことを考えてやってくれているんですけども、最後の部分、市民に伝わらないという部分もあると、それが合併によってこういったことが生じちゃったのかと、そういった誤解を生むということが、これがやっぱり一番怖いことだと思います。まちづくり懇談会のときから、それこそ座長のイシバシ先生、あのときからずっとこう心配して懸案であった、こういった話であります。

ですから、今回の、マニュアルにもありましたよね、職員の数は合併したら減る。減るけれども、資質を高める。これは本当にありがたいです。行政改革推進委員会の中でも、みんなで要望したことがしっかりとこうマニュアルに入っている。こういったことをいま一度も

う少し市民に、全体に広めていただいて、しっかりした政治といいたいでしょうか、行政運営をお願いしたいところであります。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。平成22年第4回定例会において、4つの項目、9点について質問を行います。昨日も6名、本日も6名が質問を行いますので、皆さんお疲れのことと思います。答弁は短くて結構です。分からないことがあったら自席で伺いますので、よろしくお願いいたします。

では、通告に従い、順次質問を行います。

まず最初に、日本一住みよいまちづくりを目指してについて伺います。

合併前の旭市のキャッチコピーは「東総の中核都市」でした。当時、隣の町に住んでおって、この言葉を聞いて、まさに的を射たぴったりのいい言葉だなと関心をしておりました。今度は「日本一を目指して」です。「住んでよかった」とか「住んでみたい」とかいう言葉はよく使われますが、「日本一」という冠を頭に持ってきている自治体は、そんなになんにも思われます。それなりの自覚と責任を持つべきだと思います。

そこで、旭市は、旭市が誇れるものは何か、人口減に対する対策、生活道路の整備について、旭市の発展に欠くことのできない中央病院をどのように生かしていくのか、以上4点について伺います。

次に、ゲリラ豪雨対策について伺います。

正しい日本語にはまだこの言葉はないようですが、異常気象の影響により、突然、狭い地域に集中的に発生し、甚大な被害を与えることから、この名前がついたようです。新聞やテレビでもよく使われているので、使わせていただきます。

他の地区でもあることと思いますが、今回は、海上の広原、大間手、滝郷、この3地区の排水対策について伺います。

質問の大きな3番目は、道の駅構想についてです。

この件については、前回もたくさんの議員、また、今回も昨日、大塚議員が質問したとこ

ろでございますが、それだけ市民の関心も高いということなので、私なりの角度から質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

この構想、現在どのぐらいまで進んでいるのか、お伺いをいたします。

最後に、環境対策について伺います。

通告ではEM菌という名前を出しましたが、これは商品名だそうでございますので、有用微生物ということで改めさせていただきます。

有用微生物やバクテリアなどを使って水質の浄化やにおい対策などが、各事例が各地で発表されております。農業や水産にもよい影響があると思うものですが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、1点目の質問でございますが、日本一住みよいまちを目指してについてということで、その小項目3点についてお答えいたします。

1点目、旭市が誇れるものは何かという、全国に誇れるものはどういうものがあるのかというご質問。まず、旭市におきましては、診療圏人口100万人と言われる旭中央病院があります。ほかにも、障害者施設や高齢者福祉施設も多数あり、医療・福祉の充実は県内随一でございます。農産物の販売額も、県内第1位となっております。他に誇れる賑わいもあります。加えて、温暖な気候と、ほとんど大きな災害を受けない地域という特徴もあって、「日本一住みよいまち」という言葉がしばしば登場するようになり、平成19年に策定した旭市総合計画で将来像の副題として掲げ、以来、旭市は、自然環境や利便性、安心・安全など、トータルとしての日本一住みよいまちを目指しております。

ちなみに旭市での日本一を挙げてみますと、旭中央病院は、自治体病院では外来患者数が日本一、特産品の丸干しいわしの生産量が日本一、農産物ではマッシュルーム、パセリ、春菊、花のペチュニアが日本一、農産物はこのほかにも全国20位以内を挙げますと19品目もあり、農業は全国に誇れる産業と考えております。

そのほか、小・中学校の耐震化に取り組み、安心・安全なまちづくりを進め、コミュニティバスの運行拡大など交通機能の利便性も向上し、また、公園整備など快適で潤いのあるまちづくりを進めております。本年8月のアンケート調査でも、旭市を「住みよいまち」、旭

市に「住み続けたい」と答えた人は、80%を超えています。旭市を「日本一住みよいまち」と感じている人も数多くいるのではないかというふうに思っております。

2点目、人口減少に対する対策はという部分でございます。

日本の将来推計人口によりますと、平成17年から30年間に約1,700万人、13%の減少と言われております。当市においても、平成17年から22年まで5年間の登録人口で1,532人の減少というふうになっております。

今後は、さらに総人口の減少及び少子化、高齢化の進行が見込まれております。とりわけ地方圏は都市圏より減少が著しい状況でございます。

そこで旭市では、定住自立圏構想を取り組みまして、都市機能の充実を図り、都市圏への人口流出を食い止める対策を考えていかなければならないと思います。

また、少子化対策として、子育てしやすい環境の整備に努めており、保育所の充実や、つどいの広い場、紙おむつの支給、放課後児童健全育成事業など、子育ての支援にも力を注いでいきます。

さらに、晩婚化や未婚化に歯止めをかけるため、平成19年に旭市後継者対策協議会、これは出会いコンシェルジュでございますが、それを立ち上げまして、さまざまな活動を行っております。その活動の結果、徐々にではありますが、その効果が表れております。

そのほか、産業振興や企業誘致といった方策も重要と考えております。

人口減少に対する対策は、一つの事業、一つの施策でなし得るものではありませんので、いろいろな分野で対策を講じ、総合的に進めていかなければならないと考えております。

次に、4番目になりますが、中央病院をどのように生かしていくかというご質問でございます。

安心・安全は最高の福祉と言われております。犯罪や災害の少ない、また病気になっても適切な医療が受けられるということは、市民にとって最高に幸せなことだと思います。医師不足の自治体や、救急車で受け入れ病院を探すとか、どこの病院へ行くか分からず不安であったとか、ほかではよく聞く話でございます。旭市民は、そういう不安はなく、安心して旭中央病院で医療が受けられるわけでございます。

来年6月には、医療再整備事業が完了し、新館での診療が開始されますので、より効率的な運営が行われ、市民の安心・安全の部分は一層充実が図られます。

また、市民向けの健康・福祉に関連する講座や講演会の開催も、今まで以上に活発になると思います。受診者はもとより、学会等で遠方から来られる方々も大勢いますので、そうい

った経済効果や旭市の知名度アップにもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、生活道路の整備についてと豪雨対策についての広原地区、大間手地区、滝郷地区の排水対策としてご回答申し上げます。

生活道路の整備についてですけれども、いつも申し上げますとおり、各地区からの要望を基に、地域バランス等を考えまして、整備後の効果を考慮しまして、計画的に整備をしていきたいと考えております。

次に、広原地区の排水対策ですけれども、きのうも林七巳議員のほうから質問がありましたけれども、同じような回答になると思いますけれども、合併前の海上町からの懸案事項であり、市の重要課題としてとらえております。平成20年度から、その冠水対策を図る意味で、海匠農業共済組合のわきの排水路を改修しまして、21年に萩原工務店前の排水路を新設しまして、今年度、県のほうで県道銚子旭線の横断工事を行っております。それで、来年、県道飯岡停車場線から浜仙前の排水路を新たに設けまして、仁玉川上流に流すような形で計画しておりますので、これができればある程度、解消はできるのかなと考えております。

次に、大間手地区ですけれども、大間手地区は、恐らく議員がおっしゃられているのは、県道銚子海上線について、大雨になると県道の山側半分が冠水して、長時間水たまりができて通行に支障を来しているということではないかと思っておりますけれども、この地区は昔は沿線沿いに耕作した水田がありまして、水田が耕作されず埋もれた状態になっておりまして、水田が調整池の役割をなしたのが、今、役割をなさないということで冠水するような状況になっていると思っておりますので、この地区に関しましては、県のほうで大間手歩道整備が地元区民と地元議員の要望によりまして計画されておりますので、そのときに併せて排水整備を県のほうに要望していきたいと考えております。

次に、滝郷地区ですけれども、滝郷地区は、幾世地先の県道小見川旭線、安藤本店交差点の付近の冠水のことだと思います。県道小見川旭線の側溝は、県が現在、排水整備の工事を行っておりまして、豪雨時にはこの排水量が限界を超すために道路が冠水するものと考えております。県の排水整備が今年度、22年度、鉄牛川のほうまで今年度やるとつながりますので、それができるとある程度解消されるのかなと。また、その地形的にも、市道からの排水が勾配があるために、流れが急で土砂が多く堆積するとのことがありますので、市のほうでも土砂の撤去等はやっておりますけれども、地元のほうの方にもお願いして、維持管理の面

でお願いできたらなと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、私のほうから、道の駅の構想について、現在この構想がどのくらい進んでいるかというご質問につきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように、道の駅構想につきましては、本年の5月に道の駅等設置推進委員会、これを発足させまして、先般、つくば市のみずほの村市場、いろんな所へ視察研修、そういうものを含めまして、現在まで5回にわたる会議を開催しております。

去る11月19日には、市内の有志の方々とともに、隣のふれあいパーク八日市場の常務取締役でありますオオキヒデコさん、このふれあいパークというのは、彼女で成り立っていると我々も確信しているわけですが、この方をお招きしまして、「直売所を核とした地域産業の活性化」、こういうものをテーマとして市内で講演会を開催させていただきまして、委員の皆さん方にもご参加をいただいたところでございます。旭市におけます道の駅のあり方、こういうものにつきまして、オオキさんからの講演、再度認識を新たにしたいところでございます。

今後、具体的な検討に入りますために、推進委員会、これを三つの分科会に分けまして、当地域での実情を十分踏まえた施設や、あるいは用地、さらには管理運営等につきましてこれから議論を重ねていきたい、そういうふうに考えております。

それともう一点、議員のほうから、EM菌、あるいはバクテリアを農業の中での活用というようなことでご質問があったかと思えます。

実はこのEM菌の中にいろんな菌がまざってEM菌ということで我々も理解しているわけですが、市内の農家の中には、この中の光合成細菌、こういうものを使いまして、より農産物を、収量を多く、品質をよくして、生産体制を整えている方もいます。具体的には、レンコンを作って、先般も知事にお土産として渡したわけですが、県内では抜群のレンコンを作っている。

ただ、言えることは、結構高いもので、自分たちで培養する技術がないと、やはり生産性の中で問題があるのかなと。この方は、通常50万円ぐらいかかる経費を、自分で培養することによって3万円程度で済んでいるという、そういう培養する技術も農家に求められているのかなというふうに考えています。

それと、畜産業の中では、臭気を取るというようなことで、いろんな菌を使っておる方、

あるいは発酵を促進するための菌を使っている方、もうそういう事例が市内に農業関係であるということで、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 私のほうからは、環境対策の中の有用微生物やバクテリアをその対策として利用してはということについてのお尋ねにお答えしたいと思います。

旭市では、河川等の水質の改善及び保全のために、水質汚濁の大きな要因の一つである生活排水の適切な処理を目標として、合併処理浄化槽の設置を推進しております。くみ取り式のトイレ、あるいは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する方に補助金を交付しているところでございます。

議員おっしゃっている有用微生物群を利用した河川等の水質浄化に取り組んでいる団体や自治体の話も聞いておりますけれども、その費用、あるいは使用後の効果等について、そういった情報を今後収集しながら、関係各課とも協議をして、今後勉強をさせていただきたい。推進については勉強をさせていただきたい、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時 ０分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一番最初のこの旭市が誇れるものということでございますが、先ほど課長さんから、よくお調べになって、いろいろ細かくご説明を受けました。やはり旭中央病院、それと農業ということですが、やはり一番最初に旭中央病院というお答えになったように、やはり私もこうかなと思っています。よく旭市の基幹産業は農業と言われますけれども、私は、この中央病院を中心とした医療じゃないかなと、こう思っております。ですから、ぜひこれを、先駆者たち、そして今の院長、事業管理者をはじめ皆さん方が立派に経営をしていただい

ります。これをやはり何としても旭市の宝として、これから旭市が活性化する、衰退する、この中央病院にかかっていると言っても過言ではないかと、こう思うわけであります。それで、先ほど滑川議員の質問にも出ましたけれども……、これは、ごめんなさい、4番に最後にやりますね。

それと、丸干しが一番というのが出ましたね。イワシですか、これ、やはりきのう、向後議員が質問して、イワシが鮮度が落ちちゃうと。そのとおりですね、魚偏に弱いと書いて、一番鮮度が落ちちゃうと思いますけれども、これが逆に旭市をPRする一つの目玉かなと。と申しますのは、やはり控室で太田議員が、おいしいイワシを食べられるのはこの辺だけなんですよねと、こう聞きました。意外と地元にいる人は分からないですが、やはりイワシは弱りやすいので輸送もあまりききませんから、ひとつこれを旭市の目玉としてやっていったらいいのかなと、それで今、急いで原稿を書き直したんですけれどもね。

たしかイワシは健康にもいいし、しかも安い、コレステロールを下げる力もあると、誰もが認めるところであります。ですから、イワシだんごにしてもいいし、イワシのつみれ汁もおいしいですし、イワシのハンバーグだって子どもには人気があります。

ですから、この後また質問しますが、道の駅、できるのかできないのか、それはまだ分かりませんが、仮にやるとなれば、このイワシを旭市の道の駅の目玉にしたらどうかかと、こう思います。やはり目玉というのは、地元でとれるのでやるのが一番であって、漁獲量が日本一のこのイワシを使って何かやったらどうかと今思いついたので、質問させていただきました。どなたかお答えできる方があったらお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからイワシということで、本当にありがとうございます。

先般、市長からも提案がありまして、イワシのつみれ汁、これは旭市から九十九里一帯にちょっと、すべてここで食べれるようにしたらどうだという、そういう実は指示をいただきまして、県の生産販売振興課のほうにつないでございます。県のほうでは早速、旭市一つだけでなく九十九里沿岸というようなことで、今、房州の館山市のほうにいっぱい観光客が行っていますので、ぜひこちらのほうにも来ていただくような、そんな施策を県のほうにもお願いしたい。それにはぜひイワシを使ってという、そういう提案も県のほうにしていきたい。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはりたとえイワシであろうと日本一というのはいいですね。周りを見てみますと、やはり結構日本一あるんですね。例えばお隣の銚子市は、日本一日の出が早く見れるというキャッチフレーズは、もう全国的に通っています。あと匝瑳市にしても、日本一の植木のまちといったら、大体の人が、ああ、八日市場でしょうと言いますね。今、匝瑳市になりましたが。それとあと、日本一の焼き芋という栗源と分かりますね。日本一のツツジという館林市かということで、やはり日本一が一つがあるということで、わざわざそこに行く人がいるんですね。ツツジを見ながら、わざわざ、日本一のツツジがあるというだけで館林市まで行くわけですからね。ああ、これが日本一かと。ですから、イワシを見に来る人はいないと思いますが、日本一のイワシの水揚げが揚がる所で、新鮮なイワシ料理が食べれるということは、一つ大きな目玉になるんじゃないかなと、こういった思いで今質問させていただいております。

先般、やはり研修に沖縄へ行ったんですが、そのときにやはり旭市のパンフレットを持っています。そうすると向こうで、ああ、日本一の住みよいまちを目指してかと、やはり感心してくれるんですね。それで、やはり日本一というのはいいなと。ただ、場所はというと、銚子市と、こう答えちゃうんですが、そこがちょっと寂しいところなんですが、やはり日本一ということで、大いに旭市は自信を持って売り出していきたいなと、こう思うものがあります。

それで、日本一住みよいまちを目指す旭市が、やはりこの人口が減少していたんでは、どうもこれ、ちょっとさまになりません。先ほど課長のお考えでは、もう当然、日本は人口が減っていくんです。これはもう抑えようがないんですけれども、しかし、沖縄3か所へ行きました。みっちり研修をやってきました。独立行政法人、那覇市に行って、それと名護市も行きましたね、EM菌のやつで。それともう一つ、中城村、姉妹都市へ行ったんですが、この三つとも意外と活気があるんです。何でかという、この三つの市村も、いずれも人口が減っていないんです。増えているんですよ、若干ですが。ということは、やはり人口が減るということは、住宅も空きが出てきますし、貸し店舗が空きが出てくるんですが、人口が増えているということは、既存の住宅では足りないわけですから、まちに活気があります。ですから、やはりこの人口減というのは避けては通れないんだなと。それであえて質問をしたわけでありまして。

ただ、人口を増やすためには、先ほどいろんな定住自立圏の構想等であろうと思いますけれ

ども、あとコンシェルジュもやっていますが、やはり自然増には限りがあります。やはり社会増を増やしていかなければと、このように考えます。これは当然ですね。

ところが、自然増といっても、1974年からですか、出生率がこのままだと人口が維持できないというのは、もう既に30年以上前に言われていたんですよ。ところが、慣性の法則というか、巨大タンカーがエンジンを止めてもすぐに何キロも進んでから止まるように、既に出生率が下がっても30年間は人口が増え続けてきました、2005年まで。2005年から、これからもう減少です。ですから、今、逆のことが起こっています。ここで今度幾ら出生率を上げろ上げろと言って、例えば2.7%とか3%ぐらいになると維持できるんでしょうが、仮に今年からその時点に上がったにしても、今の減り続ける人口は、増えるまでもう60年かかると言われています。出生率が今ここで上がってもですね。ですから、もうこの人口減には歯止めがかからないんです。もう40年ぐらいしちゃうと8,000万人台になっちゃって、明治時代と同じになっちゃうんですよ、日清・日露戦争のあのころと。

ですから、もう日本は完全にそういう時代になっちゃっているんです。ですから、そこでも沖縄は増えているということは、頑張っているということなので、やはり旭市も増やすためにということで、そのほかに何かいい、なかなか難しいでしょうが、何かございませんでしょうかね。何とか歯止めをかける方策といたしましょうか。

近隣を見ると、銚子市とか、減り具合から比べれば旭市は少ないんですね。少ないんですけども、やはり何とか人口を増やすためにということであれば、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 人口減少の対策でございますけれども、これは非常に難しいわけで、冒頭申し上げましたけれども、日本全国そういう部分が多い、特に地方圏が多いという部分でございます。その歯止めをかけるためにという部分については、ちょっと統計を見てみますと、日本の少子化の要因の一番大きいという部分については、その要因としては、全体の減る数の7割というのは、未婚率が高いという部分の中でそういう結果になっているというふうに言われております。これは1975年から2005年ということの統計の中におきましては、当初、1975年から始まったその統計の部分を見ますと、そのころの未婚率という部分については、20代で、25歳から29歳までの未婚率というのは20%だったんです。それが2005年になった時点では、60%が結婚をしない。ですから、20代で結婚をしない人が60%、10人のうち

6人は、20代では結婚しないと。また、30歳から34歳につきましても、統計をとり始めた部分については7.7%の未婚率だったものが、その30代であっても32%というふうになっているという部分で、やはり一つには、少子化という部分の対策を講じていかなければならない。それが一番大切なことなんではないでしょうかというふうに思います。

もう一つは、そうは言っているけど急に子どもが増えるわけではないので、そういった少子化対策をどんどんやっていくと同時に、旭市は旭市の地域の特性、そういうものを生かした中で、交流人口を増やしたりしていかなければならないというふうに考えております。

ですから、例えば旭市は、先ほど話しましたけれども、農業であったり、中央病院であったり、そういうのもあるわけですから、企業誘致にしても、そういった農業とか中央病院を生かした中でこの企業誘致を進めていかなければならないんじゃないかなと。あとは産業の振興という部分についても、少子化ともう一つは、若い人たちが働く場がないという部分もあって、若い人たちを中心に都市部のほうへ働きに行ってしまうという部分もありますので、そういった意味では、そういう働き場という部分をやっぱり考えていかなければならないと。個々具体的にこういうふうにとった方がいいかという部分については、非常に難しい部分でございますので、いろいろこれからそういった部分について検討していきたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 確かにそのとおりだと思います。働き場がない、働けない所ではいられませんから、そのとおりだと思います。

ですから、これもいいのか悪いのか、今、公務員が多過ぎる多過ぎると言われていますけれども、この旧町でも大体100人が役場へ勤めていましたから、大きな雇用を創出してくれていたわけなんですね。大体、長男とかが役所へ入ったりしていると、ここにいる課長さん方もみんな長男で、地元に残ってくれてよかったんですが、これも今、全然、もう全旭市で5人とか10人ですから、もうほとんど残れないですね。当然、もう同じような経済団体、JAもそうですね。何か先般聞いたら、JAを受けた人は、全員が今、大卒の人が受験だと。大卒でも今、就職する所がなくて、もうありとあらゆる所に就職を申し込むんですが、それでも入れる人はごく一部、本当に働く所がないんですね。ですから、これが一番の原因だと思います。ですから、旭市に関しても、人はそれだけで済む問題でないの、何とか考えていただきたいなと、こう思います。

逆に、工場誘致と言っていますが、どんどん出ていっちゃっている工場がもうあるんです

よ、現実にはね。金石舎の後の京セラだとか、例えば日華化学、あれも今度、神栖市へ行っちゃうんです。逆に出ていっちゃっているんですね、旭市から。そうすると、もう従業員が、例えば、行った先で今度雇用するでしょうから、地元で雇用がなくなっちゃう。その建物がなくなれば、当然、市にも固定資産も入ってこないし、ダブルで大損害ということになるんでしょう。

ですから、非常に難しいながらも、この問題は後から続きますけれども、移住対策というものもありますね。逆に来ていただくというのがありますが、そういった環境を整えるためにも、やはり道路を整備していただいたりとか、あるいはそういうことも考えて質問をしているわけでございます。

仕事をやっている人には別にあれなんですけど、旭市へ来たくて、一番というか、嫌われるのが、畜産のにおいですか、これがやっぱり嫌だと言う人が結構いるんですよ。私どもは別に感じませんが、住みたいんですけども、どうも夕方になると畜産のにおいが嫌だと。ですからこれなども、やはり畜産もちゃんとした立派な産業ですからあれなんですけど、やはりこういう対策もこれからは徐々に考えていただかないと、やはり人口を増やす面には不利なのかなと、こう思います。

ですから、それがこの間、沖縄へ行ったときに、有用微生物群を使ってやったら、そのにおいが消えたというんですね。それで、そういった対策も必要ではないかなと思うので、それはまた後でやります。すみません。

それと、道路の整備ですね。次、じゃ、道路の整備をお願いします。

道路が、やはり大きな道路もいいんですけども、生活に密着した道路が整備されていまして、やはり家を建てるといっても、建てる人はいないし、今現在ある人でも、もう不便だから出ていくという、こういう現象も現実起きています。ですから、狭い道路の舗装をやってほしいといつもお願いしているんですが、予算の都合ということで断られちゃうんですが、これは例えばそういう道路はどのぐらいあるのかと聞いても、すぐはお答えになれないと思いますが、結構あると思うんですが、そんなにお金はかからないので、やっていただくことはできないんでしょうかね。

舗装の所まで150メートルぐらい舗装してもらえば歩けるんですよ。この前も言いましたが、お年寄りが、おばあちゃんが老人車、おじいちゃんが電動の車いすなんですよ。外へ出られないんですよ。ですから、そういった弱者に対するそういったのは、予算がないからできないと一口に言われちゃうんですが、じゃ、いつになったらできるんですかと。ずっ

とできないんですかと。このままではずっとできないんじゃないかなと思うんですよ。

なぜかという、きのうも大塚議員の質問にもありましたが、交付税がもう18億円、10億円と減っちゃうでしょう。そのほかに今度市民税も減ってこなく、もっと減るわけですよ。その減った分の予算が減った分はどうするんだと。扶助費とかどうしても必要なものは出るんですから、生活保護世帯だってどんどん増えているし、そうすると一番しわ寄せが来るのがその道路じゃないのかなと。今やっていただければ、果たしていつやってもらえるのかなと。合併して、もう間もなくもう4年半で10年になっちゃうんですね。そういった点のちょっと質問、切実な思いなんですけど、この点はどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） いつも同じような回答になってしまうんですけれども、要望箇所はかなりございます。毎年100本ぐらいの工事、要望箇所だけではありませんけれども、市で計画する道路とかという形で100本ぐらい工事はやってはいるんですけれども、要望するか、そういった数が多いので、なかなか目に見えてパーセンテージが上がるということではないんですけれども、予算のつく限り、ついた予算を有効に使って、できるだけ数はやっているつもりでいるんですけれども、なかなかその要望等、数が減らないというのは分かるんですけれども、なかなかそれがちょっと、いつも同じようなことになって申し訳ないんですけれども、やっているんですけれども、やっている数と同じぐらい毎年要望が来ますので、大もとの数が減らないというような形の、今、状況でございましてけれども、予算がついた範囲の中において、できるだけ有効に使って整備していきたいという形の回答になってしまうんですけれども、申し訳ございませんけれども。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 本当にいつも同じ質問で、いつも同じ回答になってしまいますが、平行線ですが、ぜひそういった面でやっていただきたいと思います。今計画してある道路はもうしょうがないでしょうけれども、中央病院の東西線、南北線、それと飯岡海上連絡道ですか、これはもうしょうがない。あとこれ以上は、市長がきのうもお答えになりましたが、公園も凍結する、下水道も凍結すると。一つ、生活道路をやらないうちにもう大きい道路も凍結と、このぐらいのちょっと意気込みというか、そっちを優先しますというような意気込みをお願いしたいと思うんですよ。もう実際に困っている人が、予算がないと言っているのに、できれば便利でしょうけれども、今現在そんなに要望のない道路を造ると。反対でも

何でもないですよ、誤解されたら困りますが。

先ほども言いましたように、もう人口は、日本は減少期に入っていて、もう回復はしないんですね。この間も広島へ行って見てきましたが、原爆でやられて、60年間は草木も生えないだろうと言われましたね。20年から60年という、まだ本当は草木も生えないだろうと言われている段階で、あ、もう60年たったんですか。それで、そこが立派に再生しました。これは日本人の底力ですね。終戦をはねのけて見事に立ち直りました。それと、オイルショックもはね返したし、円高もはね返したし、ドルショックにも負けずに日本は経済大国を築いてきました。しかし、ここへ来て日本にはそういう昔のパワーはもうないんじゃないかなと。やはり人口減のこの影響もあります。ずっと人口が増えてきたのに、ここへ来て減少です。もう増えないんですよ。さっきも言いましたように、今から出生率をぐんと上げたって、母体の数が減っちゃっているんですから、亡くなる人より増える子どもの数までいくまで60年かかるというんですからね。もう不可能に近いんですよ。ですから、日本にはもうこれをはね返すだけの力はないと、こんなふうに思います。

ですから、何でも造ればいいんじゃないか、造る時代はもう終わったなど。私は、できることであれば、庁舎の積み立ても始まっていますが、庁舎の建築も凍結ぐらいの強い決意で臨んでいただければなど、こう思います。先ほど滑川議員も質問しました。研修先へ行ったら、物すごく財政力指数のいい所でも、危機だ危機だと言っているんですよ。そういう地域が、恐らくそれが当たっていると思います。どんどんお金が減るんですから。みんな何でこうやってこれたのか、これは借金借金だからですよ。40兆円しか収入がないのに100兆円も使っている。一家の家計で例えるなら、40万円しか収入がないのに100万円ずつ使っているのと同じですからね。足りない分は借金をして、あとの人に埋め合わせをすると。子どもたちの借金ですね。それと同じことを今、国はやっているわけですから、こんなのいずれ破綻しますよ。

日本が何でつぶれないかというのは、日本は国債の95%を日本国内でやっているからです。ギリシャみたいによそから借りたなら、金返せと言われたらその時点でパンクでしょう。日本は、国債で日本の国内でやっているから、これはいいだけの話で、もうとうにパンクの状態なんですね。

ですから、こんな状態は続くわけではないんですから、できればそういった面でも、これ以上そういった面にはお金をかけないで、生活に困っている生活道路、それが終わってから新しい道路を造るなり庁舎なり、これはこれでいいと思いますが、そういった意味での、今、

私の考えであります、市長のご見解を賜りたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 生活道路の整備ということの中で、生活道路の位置づけというのがどういふものなのか、今、議員から聞きました、その弱者といいましょうか、車いすとか、そういった部分での舗装道路までに150メートルとか、そういった部分の中で、その位置づけがそれぞれ面々違うと思うんですけれども、今、旭市でそういったような部分がどれだけ要望が上がっているのかどうかということも、担当のほうによく調べさせまして、そういった生活道路で本当に生活弱者といいましょうか、交通弱者といいましょうか、そういった方々が苦勞されているということであれば、ぜひやっていきたいと、そんなように思っているところでありまして、また、ほかの道路は凍結というようなことになると、やっぱりバランスのまちづくりというようなこともありますし、各地区で要望がいっぱい出ていると思いますので、凍結ということは、都市計画道路の大きな道路をあまり造らないということは理解をしておりますけれども、道路舗装のことにつきましては、バランスよくこれからもやっていかなければならないと。

昨年も今年も、きめ細やかな交付金事業というようなことの中で、予定しなかった部分で政府が地方に金を出してくれると、そんなようなことがありまして、道路舗装はそんな中でも、十分とはいきませんが、その予算を使って舗装を進めているところでありますので、そういった部分でもご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 市長の、今、説明で理解はいたしました。

ただ、市長も去年のときにやはり厳しい選挙をやられて、各所を歩いて、やはり感じていたと思うんですよ。旭市はこんなに道が悪い所があるんだと、これも何とかしなきゃいけないと、こうおっしゃっていられたので、今言ったように、じゃ、道路のほうを見て、できる所はやってくれるということで、では、それに本当に期待をして、次の質問に移らせていただきます。

中央病院を生かしてということですが、やはり人口減に歯止めをかけるのも、これもやはり中央病院の力をかりなければならぬのかなと。何でも中央病院、中央病院で本当に申し訳ないんですが、やはり市はそれだけ期待もしております。

それで、この前、やはり、先月ですか、東京で地域医療フォーラムがあつて行ったんです

が、途中で嶋田茂樹議員とも一緒になって聞いてきたんですが、そのときに病院の先生の話がありました。最初が厚生省の課長補佐の自治体病院の話で、次が地域医療に携わっている先生の話で、その先生の言うことには、3時間待ちの3分診療とよく言われますけれども、それでないと患者をさばけないんですよ。患者さんが、顔を見て、先生、話してくださいと言うんですが、顔を見ながら話をしていたんじゃ3分で終わらないそうなんです。カルテを書きながら、じゃ、こうしてねと。ですから、本当に患者にとってみれば物足りないんですが、それだけ医師が不足しているということですね。

それで、それを解決するのは簡単ですよ。6分間診療してやると、患者さんは満足するというんですね。それには今の医者数を倍にすることだから、それは簡単だ。でも、それは不可能だと。それはそうですね。お医者さんが一人前になるまで約15年かかるというんですから、今、一生懸命、医学部、定員を増やしてやって、これが第一線に出てきてなるまで15年ですから、これは無理です。

ですから、先ほども言われていましたが、中央病院にも患者が集中するのは、これも大変だなと、こう思います、確かに。1人で何人診るのか分かりませんが、大変過酷な状態なのかなと。私もそれ、帰り、電車の中で、いや、私はそれすら知らなかったんだと今反省しているんですが、中央病院に患者が集中しています。時々、救急の何ですか、センター長ですか、テレビとか出ますが、もうお医者さんが倒れる寸前なんだよと、こういうことをおっしゃっていますが、こういう現状を私らもいつもそうだとは当たり前には思っちゃっていましたが、講演先で先生の話の聞くと、なるほどお医者さんは大変だなと、こう思います。

この現状を、今のこの中央病院の現状を市長も認識していると思いますが、この厳しい条件の中、ずっとお願いするとか、あるいは何とかする方法をお考えなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど院長のほうからも、事業管理者のほうからもお話がありました。

今、香取・海匠医療圏の連携ということで、その公立病院の抱えている病院長、そして首長、集まっていますとそういった問題を検討しているわけでありまして、国からも25億円の香取・海匠医療圏へ出費をいただいています。そういった中で、中央病院を核としてこの地域が提携をもっと進めまして、中央病院の過重労働といいたいまいしょうか、そういったものを解消していくと。具体的なやはり方策を今示していただいておりますので。

やはり私もこういういろいろ出て感じていることは、やはり首長、病院長、そういったような中でこれを進めていくというのは、非常にペースが遅くなるというような感じを受けておりまして、今回、たまたまその医療圏の問題で県が指導的な立場になって進めていくということの中で、ある程度きちっとそういったものが図られていくのかなと、そんなようにも今感じているところでありまして、もうしばらく中央病院の先生方には大変な部分はあるかと思いますがけれども、徐々にそういった部分は解消されていくのかなと、そんなように期待をしているところであります。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 近隣とのその提携、それをやっても全然解消していないということとは、やはりやり方にある程度問題があるんじゃないかなと。医師を派遣していて診てもらっているということであれば、中央病院の混雑はもう少し解消してもいいと思うんですが、それが解消しません。病院のベッドの状況も、片方は満床、片方は入っていないと、こういう状況が続いているので、これはやはり、私は素人で分かりませんが、もっと検討する余地はあるんじゃないかなと、こんなふうに考えております。

ただ、今、市長がおっしゃったように、やはり市長だとか事業管理者は、なかなかこのことは言い出せないのかな、言い出しにくいのかなという気はあります。ですから、それであれば、我々議員が一生懸命頑張らなきゃならないのかなと、こんな思いもしているんですが、中央病院が一番大事だというのは、みんなもう分かっていると思うんです。

それで今、最近話題になるのが、よく、海外からの医療ツーリズムですか、セコムが医療ツーリズムに参入をします。というのは、世界の医療のその大半が今、アジアに来ちゃっているそうなんです。それで韓国では、もう済州島に4,000億円をつぎ込んでこの拠点を作る計画です。ドバイでも大規模な開発が進んでいるということでございます。ですから、こういう医療ツーリズムですか、こういったのも旭市としても乗り遅れないで、時期が来たときにはこれはやるべきだと、こう思うんですが、千葉県では亀田総合病院がやっているようでございますが、こういったのはちょっと今お答えにくいと思いますので、これは思いということでは言わせていただきます。

次に、排水対策について伺います。

広原地区の排水については、昨日も林七巳議員から質問がありまして、お答えをいただきました。やはり前が県道であるとかいろんな条件がありますけれども、それはみんな分かっているんですね。それで、なった原因も分かっているんですよ。国道ができて、それで旧役

場のほうから総掘線ができて、あの辺がちょうど囲まれちゃったからなんですね。それと、旧役場のためがありましたね、旧海上役場の前に。そのため池も埋め立てて住宅地になってしまいましたし、広原のためも埋め立ててしまいました。この二つが遊水池の役目を果たしていたわけであって、そうすると、地区の住民にとってみては、これは人災なんですよ。もともと排水の悪い所に住んでいたなら文句は出ないんでしょうが、周りの開発によってそういう被害を受けていると。ですから、状況が違うんです。

それで、何度も私も呼ばれて聞かれるんですが、聞きたいことは二つだと言うんですよ。もうそうなったのは仕方がないから、じゃ、あとはこれからどうしてくれるんだという、その答えを聞きたいと言うんです。それと、2年前に地区懇談会があって、当時、広原の役員はみんな出たそうなんですよ、それをお願いするのに。そうしたらその席上で、当時のその出席した方々が、やりますと答えたと。答えたやつが何でできなくなっちゃった。それで、やると言われたものですから、その人たちは安心して、昨年の地区懇談会には出ていなかったと言うんですよ。出ていないはずでしょう、調べれば分かります。それがここへ来てやはり駄目だということになったもので、この間の地区懇談会では大勢出て、私どもは研修に行っていて出られなかったんですが、大変な意見が出たということでございますが、その2点を聞きたいと。この2点を明確に答えていただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、ただいまの質問ですけれども、確かに18年度に排水管の改修、基本の設計ということで、三川派線を調査業務委託ということで、三川派線に流すべく調査をいたしました。その結果としまして、三川派線のわきの県道飯岡停車場線ですか、それに大量にボックスカルバートを埋設して海に排水を流す案で計画をしたんですけれども、三川派線のわきには日華化学の排水管と送水管が入っています。また、市の水道も入っていますし、現状の排水路を改修して、日華化学の排水管を併用して使うということに対して、結構お金的にも日数的にもかかると。それとあと、その下を工事するには用地買収もしなければならぬと、拡張するにはですね。それとあと、工事費が高くなるということ、そういうふうな結果が出まして、本来であれば蛇園地区と広原地区で一緒にやるというのは、当初計画はしてはいたんですけれども、そういったいろいろな問題がおきまして、取りあえず、この間も地区懇でお話ししたんですけれども、ちょっと怒られたんですけれども、広原地区に関しては、県道の部分が冠水するということで、県と協議をしながら進めていこうと。蛇

園に関しては、市の部分ですから、どこもお手伝いしていただけませんので、排水のない蛇園に関しては、市のほうで工事を行っていききたいなというような形で変わったのかなと。当初は一緒にやるという計画でございましたけれども、調査した結果、いろいろな諸問題が起きて、断念したというような形だと思います。

今後とすれば、この間も区長さんと自宅へ行ってお話もしたし、先月の19日ですか、そのまま海匠整備事務所に伺いまして、県のほうも2年か3年で職員が代わってしまいますので、今までの経緯を十分にお話ししまして、取りあえず、今、工事、先ほどもお話ししましたように、浜仙の前の排水管を23年度のできればもう梅雨にならない時期に早目に工事をやっていただいて、その成果的なものを見ていただいて、もしそれであまり効果的に出ないようであれば、また県のほうも違う方法を考えていただくような形でお話ししてきましたので、あと県のほうでも、それと併せて、バイパスの横断管がサイフォン管になっていますので、その辺の流入管と流出管の調査をもう一度していただいて、勾配的にあまり芳しくなければ、そういったものを直すのであれば、県の持っている、自分たちで持っているお金である程度工事はできるという話を聞いていますので、サイフォン管の調査をして、もしまずければその工事もお願ひしてきましたので、できる所からもやって行って、最終的に、にわの前もやって駄目、サイフォン管もやって駄目であれば、また県とも協議しまして、違う方法を考えるような形で協議していきたいと思いますので、何もやらないというわけではございませんので、もうちょっと結果が出るというまで時間がかかるとは思いますけれども、少しずつやっているような状況になっていますので、一回にできるという形にはなかなか、費用の面もありますのでできませんけれども、やっているということだけご理解していただければと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そういうことも言っていました、住民は。でも、それは無理だと言っているんですね。もう長く住んでいる人は、そのぐらいで解決する問題じゃないんだよということを言っていました、これはそういうお考えですから、それ以上はやむを得ないと思います。

ただ、一つ提案ですけれども、先ほど言った日華化学が太平洋まで排水のあれを持っていてあるんですね。それが今度は日華化学が神栖市へ行くので、そこを使わせてもらえば一気にいいかなと、こう思うんですが、旧町のときにそれを言ったら日華さんには断られたんですが、そののところはどうですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 市のほうでも、取りあえずそういった考えもあったんですけども、例えばこの日華化学の後にどういった会社が来るのか、あとその会社がその排水を使うとなると、またそれを使うということはできませんし、また日華化学の管も、恐らくもう古い管ですので、どのような形でなっているかもちょっと分かりませんので、あとは、その日華化学がいなくなった後にどういった会社に来て、それを使うのか使わないのか、それによって、またああいった形の工場であれば、工場が誘致されてくれば、当然、その排水管を使うような形になると思うんです。ですから、その辺は、日華化学がいなくなった後どうなるかによって、もし使わないとかということであれば、市のほうでも交渉する余地はあると思いますけれども、その後、何を使うのかによってまた変わってくると思いますけれども。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 実はけさ方も、ゆうべからちょっと雨が強くなってきたので、やはりそういうときには、その地域の人たちは大変心配だと思うんですよ。ちょっと雨が大きくなったら、あの辺の洋品店なんかは全部洋服を上へ上げたりするわけですよ。けさもちょうどそこを通ってきたんです。そうしたらやはりその店主が心配そうに西の空を見上げているんですね。ちょうど私が信号待ちで止まったものですから、あ、木内さん、きょうお願いしますよと、よろしく頼みますよと、すぎるような目で頼まれたんですが、地区の人に見てみたら大変なんですよ。今までとこの状況が違うんです。冒頭申し上げたように、ゲリラ豪雨ですからね。いつどこで起こるか分からないんですから。それが短期間に集中的に降るんですからね。これが同じようなことが、時間がなくなっちゃうので、そういった心配面がありますので、どんどん台風とかも大型化しますし、こういう集中豪雨、1年の降水量の何分の1も1日で降ってきちゃうと、こう、昔は考えられなかったんですからね。現実に関ここだって、消防車が、立ち往生した車を引っ張っていったり、役場の車が水没してエンジンが壊れちゃったり、もう何度もあるわけですからね。そういったことに、もしもそこで車高の低い乗用車だとかそういった場合には、人命にもかかわる問題が生じかねないところですので、そのところは十分配慮してください。

そうすると、いろいろ控室で議員の先輩の方々から聞くんです。そうすると、あそこはやっぱり遊水池を掘っちゃうのが一番早いよとか、あと大先輩にも昔言われました。下に貯水を造るのが一番いいんだと聞かれましたが、そういったことも視野に入れていただきたいと

思います。

それと、海上中学校、今、将来は売らなきゃしょうがないでしょうけれども、排水の問題が解決しないのに、あそこに売られちゃって、あそこに住宅ができちゃったらなお困るというので、その排水対策をクリアしてから、その売却なり何なり検討して考えていただかないと、地区住民から大変な反対を受けますので、そこは肝に銘じておいていただきたいと思います。

続いて、同じ排水で、大間手の排水ですが、これもやはりけさ通ってきました。課長おっしゃるように、あの田んぼが全部、今、使われなくなっちゃったから、みんな田んぼへ流れていたんです、水がね。私のほうから来たら、右側にはU字溝があるんですよ、全部。ですから、右側は何でもないですよ。左側は全部水がたまっちゃっているんです。一たんああんると、三・四日、水がそのままなんです。そうすると、中学生が自転車で行くのに、もう水たまりを走るんですよ。それで、小学生は帰ってくるときに、行くときはいいです、右側通行でU字溝のあるほうへ行きますからいいんですが、帰りは右側で田んぼのほうを歩いてくるんですよ。そうすると、みんな水をよけながら来て、車だってはねながら行くし、非常に危険なんです。これが、県のほうが造ってくれと言いますが、これは時間がかかるでしょう。

であれば、あれは簡単ですよ。私も見てきました、きょう。田んぼのほうへちょっと間に水が流れるように、土が盛り上がった所を取ってあげてやれば、水は全部引いちゃうんですよ。幾ら休耕といっても、道路ぐらい上がっている所もありますが、もともと田んぼですから低いんですから、もしもそれで駄目ならば、あれは大間手の区に了解をもらえばいいんでしょうから、多少上の土を取らせてもらって田面を下げれば、あれ一気に解決ですよ。ぜひこれお願いしたいと思います。

時間がありません。続いて、滝郷地区の排水も同じなんです。集中豪雨が通るときに、あの県道、水路が走っているんですが、そこが陥没しちゃうんです。そうすると、道路と水路の境がつかないんですよ。車が走っていて落っこっちゃいますよね。これも見たら、田んぼへいく水路がふさがっているとか、そういう問題なんです。ですから、そういった問題がありますので、これは巡回のときによくまた見ていただきたいと思います。それを取れば解決すると思います。

最後に、この環境対策について伺います。

これはさっきも言いましたように、研修に行ったとき、どこでしたか、口蹄疫になった所、

宮崎でしたか、あれは畜産が29万頭、埋設、埋めて処分したそうです。そのときはいいんですが、当然においが出てきます。物すごいにおいだったそうなんですよ。そうしたら、この菌を使ったらにおいが消えた。どのぐらいで消えましたと言ったら、5時間で消えたと言います。信じがたかったんですが、実際そうらしいんです。

実はきょうも、体験してくれということで、そのEMの菌と鶏を腐らせたやつを瓶に詰めて持ってきてもらって、議員の皆さんにかいでもらって、それをEMを使った後、消臭効果を確認してもらおうと思ったんですが、ちょっとあまりににおいが強いので、有志の議員何名かでそれはかがさせていただきました。確かににおいは消えています。ですから、効果はあるはずであります。

ですから、ここを、きのうの市長の答弁で、やっぱり検討させてもらおうということですが、これはもう早急にやってもらいたいと思います。そんなに時間がかからなくても、できる所から始めればいいので、前向きに検討なんて、いつになるか分からないので、すぐ答えが出ればいいんですが、早速取り組むとか、お答えをちょっとお願いしたいんですが。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） きのもお答えしましたように、その有用微生物ですか、EM菌というのは商標名だからというようなことでありますけれども、そういった菌を使っている所の実例、今、宮崎の話を書きましたけれども、本当に驚くような、私も信用できないような状況の中で、そのにおいが消えたということであれば、もう実態調査をしてもらいまして、旭市は畜産は大産業でありますので、畜産の方々に使っていただけるような方向で、担当の課で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） これはぜひお願いしたいと思います。幾らもかからないですから、原液だけなら。実際に、その別にEMとは限りませんよ、同じようなやつがあるわけですから、別に私、宣伝マンでも何でもありませんからね、それは結構です。

現実には、大塚議員だって、自分のポケットマネーで、それを使って田中の池へ投入していたり、それでにおいを確かめるためには、水洗でないトイレのお店に協力してもらって、それを自分で持って行って振って、効果を確認しているんですよ。個人の議員がもうやっているんですから、ぜひ市としても、その1,000円か2,000円のやつ、別に確かめるだけだから、100万円もする機械を買えと言っているわけじゃないんですから、ぜひこれはやっていただ

きたいと思います。お答えをお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、菌を使ってということでご指導いただきました。実は、市内、多くの畜産の方々がいらっしゃいます。その中でも、多くの方々、今、えさに菌をまぜて使ったり、あるいは堆肥に菌をまぜて発酵を促進したり、いろんな形で、においを取ったり堆肥の発酵を促進したりというようなことで取り組んでいる先進的な農家もいるというところでご理解いただきたいと思います。

ただ、それを、いい事例なり、あるいは失敗したという事例も実はございます。経費だけ高くなってあまり効果がなかったと。我々農水産課の中にも、いろんな方々がその資材を持って、紹介してくれということに来ていたことは事実でございます。いいものと悪いものを見きわめながら、農家の中に入って行って、勧めるべきものは勧めていきたい、そういうふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（林 一哉） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） 議席番号6番、島田和雄です。4項目の一般質問を行います。

1項目めは、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について伺います。

政府は11月9日、T P Pについて、関係国との協議を開始することを決定しました。もし我が国がこのT P Pに参加することになれば、参加国の中では関税が撤廃となり、関税によ

って保護されていた米をはじめとする農産物が、安い外国産に制圧される可能性があります。この結果、食料自給率は、現在の40%から13%へ大きく減ると試算されています。そうした中、世界の人口は今後大きく増加することが予想されており、しかし、これに対応できるだけの食料増産の見通しはなく、世界的に食料が不足するのは明らかな情勢です。こうした見通しの中でのT P P参加は、我が国が、食料を他国に依存する非常に不安定な国になると考えられます。一方で経団連などは、関税撤廃は輸出競争力が高まるとして歓迎の姿勢を示しており、国を二分しての議論が今起こっているところです。

このような状況下、旭市にとっては、農業生産額418億円で県下1位を誇っておりますが、T P Pへの参加は、農業だけでなく旭市全体の経済、雇用などに深刻な影響が考えられます。市長はこの問題をどのように考えておられるか、1点目として伺います。

2点目としまして、11月17日の読売新聞千葉版には、T P Pに参加した場合の県内農業への影響が出ていました。県の農業生産額4,216億円のうち1,380億円の損失が見込まれるというものです。旭市の場合はどのような影響が予測されるのか、農産物の品目別に伺います。

2項目めは、戸別所得補償制度について伺います。

T P Pに参加した場合の農業対策として、政府は、戸別所得補償制度で対応しようとしていますが、私は、戸別所得補償制度は、そうではなく、食料の自給率向上の観点から取り組むべきものと考えています。本年度の戸別所得補償は、水稻のみ実施されました。この対策により、旭市などの水田地帯でも、飼料米を導入することで積極的に減反に取り組むことができました。その結果、水田を食料、また飼料の生産にフルに活用することが可能になったわけです。我が国の食料生産基盤の確保と食料自給率の向上には、この方法しかないのではと考えています。

そこで、1点目としまして、本年度の戸別所得補償制度の実績をお伺いします。旭市において、この制度の対象農家戸数と実際の加入戸数はどのくらいであったかお伺いします。

2点目としまして、飼料米について伺います。来年度は、戸別所得補償制度の加入者が増えることが予想されますが、実際には、飼料米を買ってくれる実需者、実際にこれを使ってくれる人ですね、実需者がいなければ、この制度は成り立ちません。実需者を増やす対策はどのようにされているか伺います。

3点目としまして、来年度以降の課題について伺います。国は、飼料米に来年度も、今年度同様10アール当たり8万円の補助金を出すとされています。旭市は、本年度10アール当たり1万7,600円の補助金が、すべての条件を満たした場合、出ていますが、面積が増えるこ

とが予想される来年度以降の補助金はどうされるのかお伺いします。

3項目めは、行政評価について伺います。

今、事業仕分けが注目をされています。旭市においてはこれまで、こういった評価は内部では行われていました。しかし、事業評価として取り組みが始まったのは本年度からです。本年度は試行ということですが、来年度以降は本格的に運用され、さらに効率的で効果的な行政サービスや事業展開をしていただきたいと思います。

そこで1点目として、本年度の事業評価の試行の概要について伺います。1次評価、2次評価の結果はどのようなものであったのでしょうか。

4項目めは、乳幼児医療費助成事業について伺います。

11月19日の朝日新聞千葉版に、子ども医療費助成対象、県内市町村の状況についての記事がありました。これは、本年12月から小学校3年生までの医療費を県と市町村が折半し、無料化するとした助成制度についてであります。これにさらに上乗せ措置をしている自治体は、県下54市町村中33市町村ありました。近隣の香取市、東庄町、横芝光町は、6年生まで無料化とされております。このような中、子育てをしやすい旭市を目指すためにも、6年生まで無料化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田和雄議員のＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）ということの旭市の対応はということで、市長はどう受け止めているのかということで、お答えをしたいと思えます。

本議会にも請願も上がっておりますが、ＴＰＰに参加するかは、国の政策としてこれから実施されるかどうか判断されるものであると思っております。しかし、この問題は、関税の100%撤廃をするものであり、農業においても大きな打撃を受けることは、言うまでもありません。農水省は、国内の農産物が壊滅的打撃を受け、国産米のほとんどが外国産に置きかわるなどと試算しております。国民が生きていく上で欠かせない食については、国内で一定量の生産を確保する、いわゆる食料安全保障の観点からも、そしてまた食料自給率の問題からも、極めて重要であると考えております。

また、農地は、国土、環境の保全、防災など多面的な機能を持ち合わせております。この

ことは、ＴＰＰ、単にその直接的な影響だけではなくて、今度は、先ほども議員からの質問がありましたように、排水問題、洪水問題、ゲリラ的豪雨と、そういったものの対応にも関係するわけでありまして、そういった部分でも、ＴＰＰに参加する場合、農業支援にも大変な巨額な予算が必要になるはずであります。もっと将来の日本のあるべき姿について国民的な議論が必要だと、そんなように考えておりまして、私としても、本市の農業に影響は大きいことから、さまざまな機会をとらえて国へ働きかけ、積極的にその基盤整備、そういったものを十分に検討しながら行っていつていただきたいということを要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の中に、ＴＰＰに参加した場合に旭市の農業にどういう影響が与えられるか、その点につきましてお答えさせていただきます。

先ほど議員の質問にありましたように、国に倣いまして、千葉県、これも実は試算をしております。先ほどありましたように、1,380億円ですか、そういう数字を公表したわけにありますけれども、これに倣いまして、実は旭市でも試算をしてみました。旭市の農業産出額、現在公表されている418億3,000万円、これに対しまして、このＴＰＰがそのまま導入された場合には、我々は、県の試算、あるいは国の試算に基づいてのシミュレーションですと、138億8,000万円、これが旭市の農業に対する影響額、こういうことで理解をしております。これは単純に国・県の試算に基づいて市で試算をしたということで、ご記憶いただければと思います。

この中で一番大きいものが、実は畜産の中で豚であります。豚が市内の畜産業の中では70%減少するんじゃないか。あるいは米につきましても、39.3%減少するんじゃないかなと。そういうことで、数字的な面につきましてはシミュレーションをしたところでございます。

それと、次の点の所得補償の制度でございます。本年の所得補償につきまして、加入農家264件ということになっております。対象農家数につきましては、2,654件、率としましては、約1割の農家がこの所得補償に対しての恩恵を本年受ける、そういうことになっております。

それと、飼料用米につきまして、増やす対策ということでございます。これは、市内の畜産農家の方が多く使っていただきたい、そういうふうなことしかないわけにありますけれども、一昨日、市内の全畜産農家に対しまして、お集まりをいただきたいということでご連絡をしまして、ただ、なかなかちょっと集まり具合が悪くて、5件、五つの農業経営者がお集

まりいただきまして、来年に向けて、えさ米をぜひ多く使っていただきたい、そんなことでお願いをしたところでございます。話の中では、ぜひ、畜産農家個々でストックヤードを持つんじゃなくて、できればどこかストックヤード、倉庫ですね、それを確保していただければなど、そんなことも出まして、JA等とも来年度につきましては連携をしながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、来年度以降、所得補償に関連しまして、えさ米が増えるんじゃないかな、その中の市の補助金の体系につきましてご質問いただいたわけでありまして。これにつきましては、現在、農水産課の中では、国も実は一律、県も一律、例えば国は10アール当たり8万円という、そういう制度でございます。とれてもとれなくても8万円、そういうふうなことで、ぜひ多くとっていただきたい。そういうことを眼中に置きながら、旭市の補助金につきましては、できれば収量を多くとった方には多く補助金が行く、あるいは少ない方には少ない、そういう収量での補助体系に向けていきたい、そんなことで考えております。

これは国にも発信をしてありまして、8万円、多くとったら9万円、とれなかったら7万円とか、何かお考えくださいよということによってあるんですけれども、全国一律はなかなか難しいという話も聞いております。旭市からぜひ発信していきたいな、そんなふうに考えております。

あと補助金とは別に、国の8万円とは別に、ぜひ、農水省が今掲げていますのは、えさ米、お米をとった後、稲わら、これにつきましても活用できれば、8万円プラス1万3,000円という制度もございます。畜産農家、特に牛の農家と連携をしながら、お米の部分だけじゃなくて、稲わらの部分も活用して、よりよい制度を農家に紹介しながら、面積の拡大に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、3番目の質問になります。行政評価についてということで、本年度実施した事務事業評価（試行）の内容について説明をいたします。

今年度の実施については、第2次アクションプランに記載される事業評価の導入について、試行という形で前倒しで実施いたしました。対象事業につきましては、平成21年度の予算事業、406事業ございますが、そのうち主要事業として88事業について実施をいたしました。

評価方法につきましては、まず、第1次評価といたしまして、共通の事務事業評価シートを用いて、原課、各課でございますけれども、各課における自己評価を行いました。

この1次評価における総合評価の結果でありますけれども、総合評価については、AからGの7段階で示しております。まず、Aとして、現状を維持又は強化して継続すべきものというのは61事業、全体の70%でございます。続いて、Bとして、規模を縮小して継続すべきもの、5事業、5.68%。Cとして、事業を改善する方向で見直すべきもの、5事業、これも5.68%。他事業と統合して実施すべきもの、1事業、1.14%。事業を完了するもの、15事業、17.05%。民間に移譲すべきもの、1事業、1.14%。事業を廃止すべきものについては、ゼロでございました。

次に、原課で行いましたこの1次評価の結果を基に、行政改革推進課、総務課、財政課、企画課の4課を評価者としまして、総合計画での位置づけ、事業コストの妥当性、実績と成果など、総合的・客観的に判断するために2次評価を行いました。

評価結果でございますが、まず、Aとして、現状を維持又は強化して継続すべきものという部分につきましては、43事業、全体の48.86%で、これは1次評価より18事業の減。続いて、B、規模を縮小して継続すべきもの、3事業、これは2事業の減。事業を改善する方向で見直すべきもの、20事業、これは22.73%になりますが、これはプラス15事業。Dとして、他事業と統合して実施すべきもの、5事業、これは4事業プラスとなります。事業を完了すべきもの、これは15事業ということで、変わりません。Fとして、民間に移譲すべきもの、2事業、プラス1事業となります。事業を廃止すべきものについては、原課と同じようにゼロということでございます。一步踏み込んだ評価の見直しを行ったところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、4点目の乳幼児医療費助成事業について、小6まで拡大できないかというご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業については、市では、県に準じてこの12月1日より子ども医療費助成事業と改称し、助成対象を小学校3年生まで拡大したところでありますので、助成対象のさらなる拡大については、現状では難しいと思われませんが、今後とも千葉県の動向に留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、先ほどちょっと私の答えの中で、お米に対しての影響額、これを39.3%という表現をしてしまいました。39億3,000万円ということで訂正をよ

ろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） お米につきましては39億3,000万円、豚につきましては76億3,000万円ということでございます。その他大きいものにつきましては、実は乳用牛、これが11億4,000万円、そういうような試算になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 再質問をさせていただきます。

T P Pということで大変な問題が起きたわけでありますけれども、これにつきましては、市長も、大変、農業の市ということで心配をされているということだろうと思います。

また、旭市農家への影響はどうかということでお伺いしたわけでありますが、かなりの相当な打撃を受けるといったようなことが数字として示されたわけでございます。この問題につきましては、これまで私も農業を始めてからいろいろと農業問題というのがあったわけでありますけれども、これまでの中では最も大きな問題ではないかなということでは心配をしているところです。

そんな中でありますけれども、心強いデータもあるわけでございます。これは本年の11月5日に農林水産省が統計データ速報ということで出したものでありますが、この中に、これは農林水産省じゃなくて内閣府がとったアンケートということで、食料の生産、供給に対する意識といったようなことで内閣府がアンケートをとったわけでありますが、その中で、食料の生産、供給のあり方に対する意識といったようなアンケートでございます。この中で国民の皆さんの声をとったわけでありますけれども、外国産より高くても、食料は生産コストを引き下げながらできる限り国内で作るほうがよいと答えた方が53.1%、それから、外国産より高くても、少なくとも米などの基本食料については、生産コストを引き下げながらできる限り国内で作るほうがよいと、こう答えられた方が37.2%、合わせて90.5%の方が、国内で食料は作るほうがよいといったような答えをされております。外国産のほうが安い食料については輸入するほうがよいと答えた方は、わずかに5.4%、これだけしかいませんでした。これは今年の10月にとった調査なんですけれども、2年前にも同じような項目で調査をやっているデータがありますが、ほぼ同等、同じようなアンケート結果が出ています。

T P Pにつきましては、こういった国民の声とは反対の方向に向かおうとしているんじゃないかなと思います。食料がどんどん国産から外国産に代わってしまうと、そういうことだ

ろうと思います。ですので、国民のこういった声を背景に、ぜひ、先ほど市長はおっしゃいましたが、国に対しても、国民の声はこうだといったようなことを伝えていただきたいと。旭市としては、なおさらそういった強い要望をしなければならないと考えていますけれども、市も同じような考えだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、市としても、やはり食料、農業のまちでありますので、そういった部分では、これからもいろんな機会をとらえて、国内の食料を最優先していただきたいというふうなことを要望していきたい。実質的に千葉県の市長会の中でも、そういった方向で要望書を提出するというようなことになっておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは、2項目めの第1点目の戸別所得補償制度についての本年度の実績についての再質問をさせていただきます。

この制度の対象件数が2,654件ということで、加入者は1割程度、264件しかなかったということでございます。制度が新しいといったようなこともありまして、なかなかその理解が進まなかったというようなこともあろうかと思っておりますけれども、そういった中で、今回、加入した農家、この制度にですね、特に飼料米のことについてお伺いしますけれども、いろんな戸別所得補償制度の対象の品目はあるんですけれども、一番多かった飼料米の部分についてお伺いしますが、この飼料米について、加入した農家と加入しなかった農家、それぞれの所得があったと思いますが、こういったものだったかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、飼料用米を作って所得補償に加入した場合と、転作をしないでお米を精いっぱい作った農家、その所得の比較だと思います。

ご承知のように、所得補償に加入するには、生産調整、これの達成が一つ要件となっております。そんなことで、飼料用米を作った場合、若干、我々は、1ヘクタール、1町歩の農家で、ちょっと農家に説明した資料の中には、飼料用米と食用米、それと所得補償を受けた場合、総額で収入としては131万8,280円、そういうものを実はシミュレーションとして見込んでいるということでお示しをしました。

これには、当然、飼料用米を作りますと、残りの食用につきまして1万5,000円の所得補償があるわけですが、10アール自家消費を除く、そんなことで、えさ米を作った方は131万8,280円。それと、いや、転作はしないで所得補償も受けないよと、お米をすべて作った方、これにつきましては、未加入というようなことで121万6,800円。そんなことで、差としましては約10万1,000円、その程度の所得の差があるのかな。ちょうど今年の米価の下落、下がったという分については、所得補償に入った方については対応できたのかなと、そういうふうを考えております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 飼料米を作った方と作らない方では10万円の所得の差があったということでありまして、これはあくまで、加入しなかった方が減反をしないで全作、米を作った場合としての価格の差です。仮に減反を多少でもやった場合にはもっと所得は下がるというふうに考えられますので、一方、この飼料米のほうは、もう減反をすべて達成していると、そういう条件で1万5,000円の所得補償がつくわけですので、一方では減反をすべて達成している、一方ではもう減反はやらないでも所得が少ないということでありまして、減反を達成することが米価の維持にもつながると思いますので、こういった方向で進めていただければいいんじゃないかなというふうに、いい方法じゃないかなというふうに考えているわけでございます。

始まる前にも、こういったふうに所得の差が出るというようなことは、考えれば大体分かったわけなんですけれども、それが農家の方は、直接説明した方は、理解していただいた方もありますけれども、なかなか全部の農家は説明しきれなかったということで、農水産課のほうでも文書でいろいろ出して説明をされていたようですけれども、文書を理解するまで読むというのは、なかなかやらない方も多いということで、こういった加入率になってしまったと思うんですが、来年はぜひこういったことがないように、有利だということを説明していただきまして、そうしますと食料自給率も上がるということになると思いますので、それはひとつ来年は今年以上の農水産課の努力、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の飼料米についてでありますけれども、実需者の関係なんです、来年は恐らく、そういった方向で進めば、かなりこの飼料米に取り組んでくれる農家が多くなると思います。そういった中で、やっぱりこの需要者が本当にいるのかどうかと、それが一番心配の種なんですけれども、課長さん、どうでしょうかね、大丈夫ですかね。先ほど答弁をもらいましたが、再度伺いますけれども。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 畜産農家がどれだけ使ってくれるかということだと思っておりますけれども、先般、5戸の農家の方に集まってお話をしまして、ほぼ昨年の市内の124町歩、これは買えるよという、大体の意見はいただきました。いや、ただ、市はもうちょっと、もっとやりたいんだよという話をしまして、昨年は200町歩以上受けていただきましたので、その面積についてということで、その辺で今協議をしております。

ただ、1点、最終的に合意できたのは、本年買いましたキロ42円では、とても、ちょっと畜産農家としては採算には合わないということで、むしろトウモロコシ価格に近づけていただきたいという、そういう意見が出ました。要は、安くしていただければ、もう倍くらい買いますよという会社もいました。

それと、今、国外からも実はえさ米として入ってきております。例のMA米はえさに使っているわけですが、これが約19円50銭くらいするということで、極端に言うと、20円であったら日本のものの方がいいという、そういう評価もいただきました。海外から入ってくるのは、白米で入ってくると。どうしても家畜に与えるときには玄米のほうがいろんな成分上いいというようなことで、日本の米にまさるものはないというようなことで、価格を下げていただければまだまだいっぱい買いますよという、そういう実は回答もいただいたところでございます。

これから稲作農家と打ち合わせしながら、どの程度まで稲作農家に対応できるかどうか、そこを見出していきたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今、価格の問題が課長さんのほうから出たわけでありまして、価格につきましては、本年度、まず最初は50円ということでスタートしまして、生産がかなり多かったというようなことの中で、保管の問題が発生しまして、今、飼料会社のほうに運んで、その保管料、運送料といったようなことで、キロ12円余計にかかったということで、それを生産者と使うほうの方が折半をしまして、6円ずつ持とうということで、50円の値段が44円になったということだろうと思いますけれども、いろいろな会合に出てお話を聞いておりますと、やはり実際に使う方も、この米を使って、最初はいろんな米卵とか米豚とかいろいろそういった形で付加価値をつけて売ろうというような考えであったようにありますけれども、そういったことであれば、付加価値がつけばこの値段も大丈夫だということでありま

すけれども、実際は今、なかなかそうはいかないと、厳しいと。実際に米卵で売っても売れないというようなことで、やはり、今、課長おっしゃいましたけれども、トウモロコシ価格に近いような、近いというか同等の値段を設定していかないと、実際に使っていただける方に負担をかけるというようなことになりまして、使ってくれる方の経営を圧迫するようなことがあってはならないと思いますので、そういった形で、来年度以降、米の生産者の方のやっぱり合意を取りつけていただければというふうに思います。

もう一点ですけれども、貯蔵の問題と申しますか、私も畜産農家の一人なんですけれども、米も使いたいといったような希望は持っているわけなんです、貯蔵の問題がありまして、1年分をストックしなければならないということで、そういった設備ありませんので二の足を踏んでいるわけなんですけれども、恐らく大量にこの購入される方はなおさらだと思うんですよ。

そういったことで、えさの場合は、普通、電話をかければその必要な分だけタンクに運んでくれるというような形になっていますよね。そういったような、そこまではともかくとしまして、どこか保管しておいていただきまして、必要な分を取りに行くとか、そういう形ができれば、もっとこの需要者が増えてくるんじゃないかなというような気がしますけれども、そういった対策についてはどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員からおっしゃいましたことにつきまして、実は畜産農家からも先般の会議で出ました。一つは、畜産の補助事業で入れた、例えばえさのタンクが、これは家畜のえさで入れたんですよと、お米じゃないよという、お米も飼料用米でえさなんですけれども、どうも国が、制度が違うから駄目だというようなことで断ったという、どうにか、あれ、課長、してくれないかなという、そういうちょっと役人が考えればできそうなこと、そこも1点ありました。

それともう一点は、ぜひ、先ほど言いました地域の農協と連携をとって、その倉庫を使いたいなと、そういうふうに考えております。例えば、議員ご承知のように、海上地区に「ほのか」という大きなライスセンターがございます。あそこにもみでそのまま乾燥機の中に入れておいてくれないかなとか、それを農協の方がビジネスとして運んでいただいて畜産農家に使っていただくような、そういうことで農協に一枚加わっていただいて、何か来年についてはできる方法があれば、可能性を探っていききたい、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） よろしくをお願いします。

次に、3点目の来年度以降の課題ということでありますけれども、市の補助金についてお伺いしたわけですが、金額的なものははっきり言われなかったようですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 本年は、議員言いましたように、1万7,600円という10アール当たりの支援をさせていただきました。これにつきましては、県内でも高いというふうなことで我々も理解しております。それで、飼料用米が増えている。それと同時に、ある市に行きますと、土地改良事業等をやる際に、転作に向き合っていない所は国としてはやらないよという、そういうのがありまして、ただ、旭市は一度もそのことは言われたことはないということで、むしろ先進的ということで評価をいただいています。

来年につきましては、面積につきましては、我々としては、今年よりもさらにということで200町歩は目指したいなと。えさ米、飼料用米だけです。所得補償にのるにはまだまだいっぱい必要なんですけれども、畜産の受け入れ側からしてみたら、200町歩、これを一つのめどとして推進を図っていききたい、そんなことで考えております。先ほど言いましたように、単価につきましては、収量をベースにしながら、でき得れば、10俵とった場合には1万5,000円程度というようなことで、今、財政のほうには来年度の予算要求として担当課から上げてあるところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ちなみに旭市以外の近隣のその市の補助金、どういうふうになっているかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 近隣の支援ということでございます。県下の中ですべて市単独で支援をしているかということではないと我々は理解しています。それは一つには、買ってくれる畜産農家がないというのが、実は他の市の事例でございます。やりたくてもできない。そんなことで、本年は、遠くいすみ市のほうからも、旭市で受けていただきたい、そんなこ

とで受けた事例もございます。ただ、来年は、市内を最優先にしながら、市内で受けて、畜産農家がまだ欲しいということになれば、それは対応いたしますけれども、市内が最優先と。

そういった中で、補助金の金額につきましては、旭市が1万7,600円で一番高いということと理解しております。佐倉市も10アール当たり1万5,000円、あるいは隣の匝瑳市につきましては、やはり佐倉市と同じように10アール当たり1万5,000円、そういう金額になっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） では、もう一点、これは一つ問題と思うんですけれども、飼料米の契約をしますと、本年度の場合ですけれども、国と県と市から約10万円くらいの補助金が見込めたわけなんですよ。その1反当たり10万円というような補助金が見込めるということで、生産のほうに力が入らない農場が見受けられました。米は適当に作っても10万円もらえるからいいやといったような考え方だったんじゃないかなと思いますけれども、そういったやり方をされますと、本来のこの趣旨と申しますか、米を作って、飼料米ですから、えさにしてえさの自給率を上げるというのが本来の趣旨ということなので、それに趣旨に反したような、これで補助金を出していいのかなというような考えといえますか、そういったようなこともございました。その辺の対策もやっぱり考えていかなければならないんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員から言われたとおり、10アール当たり幾らという、そういう支援の仕方が、やはり多くとろうという意欲の減退につながるということで我々も理解しております。先般も国の職員が来たときに、この10アール当たり8万円というのはどうですかねという、そういうことは言いまして、ただ、その議論は国ではしたと。ただ、したんだけど、なかなか全国変えるというのは難しいということは、答えとしてはいただきました。ならば、旭市は実は来年から動こうということで、できれば10アール当たり11俵とれた人と、あるいは9俵とれた人、これは当然、販売金額でも変わりますけれども、市の補助金の中でもぜひ変えていけたらなと、そんなふうで今、担当課は進んでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄）　じゃ、よろしくお願いします。

それでは、3項目めの行政評価について再質問をします。

本年度の試行88事業、行われたわけでありますけれども、この評価が、結果が出たようではありますが、その中で特に、事業評価ですので、事業の評価の高いものについては問題ないと思うんですけれども、低い事業をこれからどう扱っていくかというのが検討課題だろうと思いますけれども、その辺の扱いについてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（林　一哉）　島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林　清明）　評価の低い事業をどう扱うかというご質問であります。

結論から申し上げますと、今回の試行で評価の低い事業、これを即そのまま廃止あるいは削減されるとは考えておりません。このことは、正式に実施されました国の事業仕分けでありますとか先進市の例でも、その後の予算査定等で復活している事業があるということからも、評価後の議論、これが重要になるというふうに考えております。まして、今回は試行ということで、職員の目線のための評価でありますから、なおさらだと思います。

とは言いましても、今回の評価結果につきましては、財政課にも報告し、担当課にもフィードバックされておりますので、新年度の予算要求に当たり、担当課で十分に議論がされているものでしょうし、また、予算査定の席でも議論されるものと考えております。

○議長（林　一哉）　島田和雄議員。

○6番（島田和雄）　今回の評価は試行ということで、職員のみの方が評価をされたということでございます。来年度以降につきましては、できればこの試行じゃなくて本格的に運用していただきまして、職員だけの評価でなくて、外部からも評価する人を導入していただきまして、外部の評価も含めて予算に反映させていくと、そういったような取り組みを進めていただきたいと思います。

当然、そうなりますと、外部への公表といったようなことにもなろうと思いますので、その辺、来年度以降、そういったような形でやっていただけるかどうかお伺いします。

○議長（林　一哉）　島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄）　今回行いました事務事業の評価、これにつきましては、評価をしたわけですので、ホームページで公開する予定であります。

今後の問題につきましては……。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 23年度からの事業評価ということであります。ご存知のとおり、第2次行政改革アクションプランでは、事業評価の導入という取り組み項目の中で、実施の目標年度を平成24年度としております。そんな中、企画課において試行的に21年度予算の中から評価をしていただいたわけではありますが、平成23年度につきましては、平成24年度の本格実施に向けて、もう一年、評価の方法、これは議員さんおっしゃるとおり、外部評価を入れるのか入れないのか、入れるとしたらどんな形で入れるのか、そんなことも含め、対象事業の選択、これらも研究しながら、もう一度試行という形で実施したいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） もう一年試行するというようなお話ですけれども、できればもう来年、1年試行したら、大体、やり方としてはもう分かったと思いますので、いろんな問題があると思いますよね、やっぱり実際に本格的に運用するには。外部のこの委員といいましても、実際にこの評価できる人をどう探すかと、どう選ぶかといったような問題もあろうかと思えますけれども、そういった問題をもうクリアしまして、来年からはできるだけ早くこういったことには取り組んでいただきたいと思います。前期のこのアクションプランにも、もうこれはやるというようなことで載っておりましたので、そういったことを踏まえれば、もうとっくにこれ、やっちゃってもいいというような、始まっていてもいいというような、もう時期じゃないかなというふうに考えますので、ひとつよろしくお願いします。

私どももこの行政評価につきまして、先日の総務常任委員会の視察で岐阜県の大垣市を視察してまいりましたけれども、取り組みについていろいろ勉強してきたわけでありましてけれども、平成15年からですか、大垣市では既に取り組んでいるということで、いろんなお話を聞いたんですけれども、とにかく3年くらいはこれがなかなか大変だったと、職員の皆さんは負担感を感じていたというようなことでありましたけれども、今になればそんなあれはなくなって、淡々とこの事業評価ができていたといったようなお話でございました。

旭市でも、最初は大変だと、なかなか取り組みづらいというような考えがあろうかと思えますけれども、ぜひ、行政改革推進課といったような課もできたわけですので、そういったものに積極的に取り組んでいただくよう、要望をしておきます。

最後に、乳幼児医療費の助成事業についての再質問ですけれども、これにつきまして、前回もこういったようなお願いをしたわけでありましてけれども、そのときも、ちょっと無理だ

というような答弁でございました。今回も、財政的な面もありまして、恐らくいい返事ができないのかなというような感じをしているわけなんですけれども、少しでもやっぱり近隣の市に負けないように先を行くということでやっていただければというふうに思っております。

6年生までの無料化、すべての無料化が無理だというようなことであれば、通院と入院というのがありますけれども、入院というのは、件数が少ない割にはそのご家庭の負担は多いというようなことで、入院だけに限って無料化というようなことも考えていただければというふうに思いますけれども、そういった市もあるんですよね。入院だけ6年生まで無料化、通院については3年生までということの中で、入院だけについて無料化しますといったような市もありますので、一歩先を行くということで、ぜひその辺でやっていただければと思いますけれども、どうでしょうかね。難しいですか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 近隣並びに県に先立って、近隣も入院費を出している所もございますから、入院費だけでも6年生まで拡大できないかというご質問ですけれども、子どもたちの疾病対策や数々の子育て支援を実施している所でありまして、これも重要な課題でありますので、県に先んじて対象拡大を実施できるか、しっかりと検討していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。平成22年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は5点の質問をさせていただきます。

まず1点目、小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン予防接種について、2点目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、3点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について、4点目、ジェネリック医薬品の利用について、5点目、旭駅のエレベーター設置について質問いたします。

まず1点目、小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン予防接種について質問いたします。

肺炎球菌による細菌性髄膜炎になった場合、死亡や後遺症が多い。感染初期も、風邪などと区別が付きにくい上に、抗生物質が効かない菌も増加し、特に重症感染症を引き起こす菌株は、抗生剤に対して高いのが大問題です。咽頭や鼻に存在する菌が飛び散る飛沫感染で、家族内でもうつりますが、低年齢の保育所が危険因子の一つです。かかる年齢は、ヒブ同様に、ゼロ歳代に多く、それ以後も決して少なくなく、5歳ぐらいまでは危険年齢と考えます。

また、ヒブワクチンについて、日本の予防接種制度は遅れていて、ワクチンで防げる病気で死亡したり、健康を損ねています。ヒブとは、インフルエンザ菌b型・ヘモフィルスワクチンで、世界ではもう用いていて、日本では導入が極めて遅れ、20年も遅れ、平成20年12月より認可され、発売されました。脳を包む髄膜に菌が取りつきますので、重大な病気です。早期診断が大変難しい上に、抗生物質が効かない細菌が増加しています。中には、電撃的経過といって、わずか1日で死亡することもあります。2大原因菌の一つがヒブ菌です。死亡する確率が5%、脳の後遺症が約25%、そのほか、軽く済んだように見えても、将来の学力低下が一部に見られることも分かっており、発症年齢は生後3か月から5歳ぐらいまでが多い。

この二つのワクチンの接種回数は、月齢によって変わりますが、乳幼児期にそれぞれ初回に3回、追加1回、合わせて4回の接種を行います。接種費用については、任意接種でありますので、全額自己負担で接種を受けることになり、ヒブワクチンは1回約8,000円ぐらい、肺炎球菌ワクチンは約1万円ぐらいかかるということです。

ワクチンで防げる髄膜炎の被害を大幅に減少を目指していくように、力を入れて助成ができないか質問いたします。

2点目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて質問いたします。

死亡原因の第1位だった肺炎は、抗生物質の登場で死亡数が急激に低下とありますが、1980年以降再び増加傾向にあり、高齢者の肺炎が急増しています。高齢者は、肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めています。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっています。肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。

肺炎球菌ワクチンは、自己負担が必要となっています。自己負担は、6,000円から9,000円となっています。それに対して助成はできないか質問いたします。

3点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について質問いたします。

子宮頸がんは、日本で年間1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっていると推計され、

近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。一方、がん検診と予防ワクチン接種でほぼ100%防げるため、ワクチンは世界じゅうで広く使われており、日本でも、12歳女性にワクチン接種した場合、発症を年間71.1%減らせると試算されています。

国内では平成21年10月に厚生労働省がワクチンを承認し、12月に発売が開始されましたが、接種費用が1回1万円を超え、半年の間に3回の接種が必要なことから、高額な負担を軽減するための公費助成を求めます。

我が旭市として、12歳の女性人口は327人とされており、これら全員全額を助成した場合、約1,400万円の予算となりますが、女性の生命と健康を守るために、子宮頸がん予防のために公費助成ができないか質問いたします。

4点目、ジェネリック医薬品の利用について質問いたします。

薬には、新薬（先発医薬品）と呼ばれ、高いほうの薬と言われ、ジェネリック医薬品（後発医薬品）、安いほうの薬で、患者の薬代の負担を軽くする薬のことです。高いほうの薬、新薬の特許が満了した後に、厚生労働省の承認のもとに発売されるお薬が、ジェネリック医薬品です。

ジェネリック医薬品は約510品目あり、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、抗アレルギー剤や抗生物質、抗がん剤、錠剤、カプセル剤、注射剤、点眼剤などで、長く服用しなければならぬお薬ほど安さが実感できます。例えば糖尿病の薬代1日3回1年間服用した際の薬代、新薬が1万4,240円、ジェネリック医薬品は7,670円、6,570円もお得になります。

現在では、医師の診察を受けた際に病院で処方せんを受け取り、病院外の保険薬局で薬を調剤してもらうときにジェネリック医薬品を指名する方法、また、医師が処方したお薬を薬剤師が品質とコストを考慮し、患者の同意の上で、同じ有効成分の他の薬にジェネリック医薬品か新薬かを選択することができるとなっています。

旭市内の病院及び保険薬局でも、ジェネリック医薬品をそろえ、選択することはできるようになっているのでしょうか、質問いたします。

5点目、旭駅のエレベーター設置について質問いたします。

JR旭駅の利用者は、朝夕の学生の乗降、また、旭中央病院に通院する乗客など多くの利用者がいます。旭駅のトイレはきれいに改築され、利用客も、清潔でよくなったとの声を聞いております。

もう一つ要望は、エレベーターを設置してほしいとの声が上がっています。他の町においては、道路の歩道橋にもエレベーターがついております。患者さんのためにも、障害者の皆

さんのためにも、高齢者の皆さんのためにも、乳幼児を抱いて乗りおりする人のことも考え、早期にエレベーターの設置ができないか、進言ができないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 8分

再開 午後 3時25分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは私のほうから、ご質問の1点目と2点目と3点目の各予防ワクチン接種についてお答えさせていただきます。

まず最初に、1番目の小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン予防接種についてと、3番目の子宮頸がん予防ワクチン接種について、一括で答弁させていただきたいと思います。

これらの予防接種は、国における緊急総合経済対策に基づきまして、子どもたちの疾病予防と保護者の経済的負担の軽減を図るために、12月定例会の補正予算に計上させていただきまして、平成23年1月より助成の実施を予定しているところでございます。

対象年齢は、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン接種については4歳までを助成対象とし、子宮頸がん予防ワクチン接種については中学1年生から3年生を対象としております。助成額については、国の基準に基づきまして助成を予定しております。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお答えいたします。

日本人の死因の4番目が肺炎で、インフルエンザにかかった高齢者の4分の1が細菌性の肺炎になるものと言われております。肺炎にならないためには、風邪やインフルエンザ予防が大事であり、インフルエンザワクチンの接種者には1人1,000円の一部助成をしているところでございます。

ご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成はできないかということでございますが、平成22年9月末現在、千葉県内で接種費用の助成を実施しているのは15市町村で、助成額については1,000円から2,000円という状況でございます。助成については、今後の国

及び県内市町村の動向を注視していきたいと今は考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは私のほうからは、4点目のジェネリック医薬品の利用についてご回答申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ジェネリック医薬品とは、低価格なのに安全性やきき目は新薬と同等と認められている後発医薬のことではありますが、その利用を希望する旨、つまり、私はジェネリック医薬品を希望しますよといった、そういった記載されたプラスチックカードの作成を、国保団体連合会との共同印刷に参加すべく事務を進めているところであります。これによって選択できるのではないかとということであります。

その交付時期でございますけれども、来年度の被保険者証の送付時期に合わせまして、3月中旬から下旬に各家庭に配布されるよう、地元医師会とも協議しながら準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、5番目のご質問の旭駅のエレベーターの設置についてお答えします。

旭中央病院の患者さん、障害者、高齢者の皆さんのためにも早期にエレベーターの設置ができないかと、その進言はできないかというご質問でございます。

旭駅のエレベーターの設置についての要望活動でございますが、この7月にJ R東日本千葉支社長を市長が訪問し、要望書を提出してございます。それに先立つ本年3月には、市内福祉団体より、エレベーター設置に関する嘆願書が、6,000名を超える署名を添えましてJ R東日本千葉支社に提出されております。そのほか、千葉県と関係市町村で構成します千葉県J R複線化等期成同盟におきましても、この7月にJ R東日本本社へ、8月には千葉支社へ、それぞれ旭駅のエレベーターの設置について要望活動を行ったところでございます。

それに対しましてJ Rとしましては、バリアフリー法により、1日平均利用者5,000人以上の駅について優先的に進めていきたい。特別な構造である駅、それから佐原駅のように大規模な改良を予定している駅を除き、千葉県としてはほぼ予定どおりバリアフリー化がなされているというJ Rの話でございます。

一方、旭駅の利用者につきましては、ご承知のとおり、3,984人と基準を下回っているわ

けでございますが、旭中央病院や福祉施設が充実しておりまして、高齢者、障害者の利用が多い駅ということもＪＲは重々承知をしているところであります。また、国交省におきましても、バリアフリー法を見直しまして、利用者5,000人という基準を3,000人か2,000人に下げようという議論もしていると聞いております。

そういった意味から、これからも国の動向を見ながら、機会があるたびに整備要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） １点目の小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン予防接種について再質問させていただきます。

来年の23年１月から助成を実施するというところでございますけれども、市としては、全額自己負担なしでという部分でのお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 今、国の基準がまだはっきり示されておりません。そこで、乏しい情報の中で、接種費用の公費カバー率というものがございまして、それが９割となっておりますので、私どもでは、９割補助でいきたいと今考えております。ただし、国が補助単価を示されましたら、その単価で実際には運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） ぜひ全額自己負担なしで接種できるようにしていただきたいと思います。

次に、２点目に移らせていただきます。高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の費用でございますけれども、県内15市町村ということでもありますけれども、市として今後どのように、予定というか、お考えなのか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成ということでお尋ねがありましたが、今15市町村ということで、それぞれの自治体、それぞれのいろんな部分での補助事業といいたいでしょうか、そういった方々への支給といいたいでしょうか、そういった部分はいろんな事業でやっていると思います。私どものほうも、旭市としましても、今の財政事情の中でやれること

の部分ではやっているつもりでありますけれども、近隣の市町のその動向を見ながら今後進めていきたいと、そんなように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、今後検討していただきたいと思います。

次に、3点目の子宮頸がん予防ワクチン接種の助成についてでございますけれども、来年1月からということでありまして、対象年齢が中学1年生から3年生までの女子とありますけれども、成田市などでは年齢を小学5年生から中学3年生の女子とありますけれども、旭市としてもその辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） お答えいたします。

国が今回の補正で示しておりますのは、中学1年生から高校1年生ということでございます。これは継続でやる予定でございますので、22年、23年、ですから、そういう形で3学年対象にしていきたいということで、漏れをなくしていきたいという考えでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、中学1年生から3年生とありますけれども、小学6年生でも12歳というお子さんもいらっしゃいますので、できることなら、もう5年生ぐらいから3年生までの女子を対象にこれから市としてもまた考えていただきたいと思います。

次に、4点目のジェネリック医薬品の利用についてでございますけれども、旭中央病院では、例えばそのジェネリック医薬品の利用の選択というのはできるのか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ジェネリック医薬品というのは、同効の後発医薬品というふうな位置づけであります。同じジェネリックでも、何種類もあると、値段も何種類もあるというふうなことでありまして、必ずしも品質的に、あるいは品質がよくても供給がちゃんとされなければいけませんので、私どもも、ジェネリックを国の方針に従って極力使うような方向で今進めております。現時点では、金額ベースで8%がジェネリックを使っております。

あくまでもジェネリックは、数種類置いて、これはどれがいいですかと選んでいただくというわけではなくて、処方権は医師にありますので、最もいいと思われるものにつきまして

は、既にそのように使っております。

それから、入院につきましては、DPCということで、包括診療というのをしております、病院にとりましても、薬価が下がれば下がるほどいいわけでありまして、その方向でやっております。外来につきましては、一応今お選びいただくことはできませんが、最もいい安い薬というふうな方向で進めておる次第であります。さらに将来的には、国の方針20%というのがありますので、そのように使っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 現在、医師が薬の処方せんを出して、患者さんが、処方せんを取り扱っている薬局で購入するということは、今現在はできないということですよね。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それは、先ほども申し上げましたが、当院では今、院内薬局というんですかね、院内処方、院外には出しておりませんので、そのようにはできません。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 今後、例えばそれが、患者さんが処方せんを取り扱っている薬局で購入することをやっていくというお考えはいかがなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 現在のところは、そのような考えはありません。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 今後また考えていただきたいと思います。

次に、5点目の旭駅のエレベーター設置でございますけれども、ぜひ市としても、JRのほうにもっと強気で積極的に早期実現に向けて働きかけていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今、千葉県内の駅という部分で143駅ございまして、そのうちの利用者が5,000人以上の駅というのは64駅ございます。そのうちエレベーターのない駅という部分については2駅というふうに聞いております。先ほど申し上げましたけれども、旭中央

病院があるということは重く受け止めているという部分でありますので、この2駅も今年度中にはある程度エレベーターの設置ができるという部分もありますし、1年延びても23年という部分もありますので、その次は旭駅なのかなというふうに私のほうでは思っております。

そういうことでありますので、先ほども申し上げましたけれども、機会があるたびに、要望活動ということで、千葉支社のほうに常に市長に行っていただくように考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） そうしますと、近々、予定としては、実現の方向というふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） まだエレベーターの設置ができていない駅が2駅ありますので、私の個人的な感覚の中で、次は、先ほど言いましたけれども、中央病院という部分についてはかなりJRのほうでも重く受け止めているという部分なども聞いておりますので、自分個人としては、この次は旭駅なのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） とにかく強気で頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、太田將範でございます。ただいまより一般質問に入ります。

まず第1として、環太平洋戦略的経済連携協定についてですけれども、先ほど先輩の島田議員がかなりの部分を取り上げていただきましたので、なるべく、はしょって質問させていただきます。

旭市議会第3回の定例会におきまして、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすE

P A ・ F T A推進路線の見直しを求める意見書が全員賛成で可決され、議会として明確な態度を表明してまいりました。同じような中身のT P Pというものが、現在、妥結に向けて菅内閣総理大臣が推進を表明しておりますけれども、これについて、先ほど島田議員からもありましたように、国民の9割の方々が、国産農産物を使いたい、そしてこれは、国民の食料主権だということを主張しております。食料主権という考え方は、その国でとれた農産物をその国の国民が消費するという、これが基本的な考え方だということが国際的なルールとしていろいろ定着しつつあるということです。

また、千葉県では、旭市でも行政と生産者と市民が協働して地域振興を図るために、地産地消という考え方でもって、地域でとれたものを地域で消費するという、こういう方針で今まで政策を実行してきたと思います。

また、市長の答弁にありましたように、農林水産業は、洪水防止、水資源の浄化、生態系の保全を通じ、C O₂を減らし、地球温暖化を防ぐ大切な役割を果たしています。しかしながら、これらの経費は100兆円を超すと言われておりますけれども、農産物の価格には全く反映されておられません。

農林水産業の動向というのは、今後、日本の国土や社会がどういう方向に進むのか決定づける大変重要な問題であると思います。T P Pの締結は、農林水産業に対する打撃だけではなく、すべての産業、政治経済に影響を与えるものであります。

関税を0%にいたしますと、日本では法律によってさまざまな規制されているものが、関税障壁ということになり、相手国との間で問題になってまいります。例えば食品では、食品添加物の規制、残留農薬や使用禁止の農薬、食料品の原材料の表示や原産地の表示、B S Eでおなじみになりました、月齢で30か月以内の輸入牛肉の禁止、賞味期限の表示など、こういったさまざまな規制があることによって、日本の食料品というのは大変安全で信頼性が高い。中国などでも、日本の食料品を、安全が高いということで輸入している動きもあります。ですから、これらの安全性というのは、これらの多くの規制によって守られております。ところが、規制がなくなるならば、一挙にしてこれらの信頼性は台なしになってしまいます。

A P E Cが、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアが加入することによって、日米構造協議と同じようなことがどんどん進められる可能性がある。たびたび日米の構造協議が行われた結果、日本の政治経済の規制や制度は、次々に変えたり、なくしたりしてまいりました。例えば商法の改正、企業会計原則のアメリカ化、金融規制や労働規制、郵政の民営化など次々に国際基準に改められ、新自由主義路線やグローバル化が進められてまいりまし

た。ＴＰＰの締結は、これらの総仕上げを行うということで機能してくるはずでございます。

しかしながら、既に新自由主義は、リーマン・ショックによって破産されて過去のものとなっております。ＴＰＰ締結は、日本の進路を破産に導く方向です。これらの動向に対し、いち早くＪＡをはじめとする農業団体や地方議会から反対の声が起こっております。旭市議会におきましても、ちばみどり農業協同組合より、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願が提出されておりますが、採択に賛成することを表明した上で、次の点を質問いたします。

農林水産省による影響評価について。

旭市における農林水産業地域の産業に対する影響について。

ＴＰＰに対する旭市長の見解を求める。これは先ほどご答弁がかなりございましたので、言い忘れたことがございましたらご答弁いただければと思います。

次に、第２点、住宅リフォーム助成制度についてということです。

今、住宅リフォーム助成を行う自治体が急激に増えております。全国で175にもなっており、昨年と比較しますと２倍近くに増えております。これは、今までバリアフリー化、合併浄化槽の設置、太陽光パネルの設置など目的が限定されていた制度に代わり、目的を問わず、住宅リフォームに対して助成する制度として制定されております。助成の対象となる工事の範囲は広く、助成の対象となる市民も、納税要件を満たしていれば、ほとんどの住宅所有者が該当します。

もともと建築業は、20近くの職種の職人が集まり１軒の家を建築するという、すそ野の広い業種であり、受注の増減が、広い範囲で影響が出るという特徴を持っております。その上、リフォームが済みますと、それに併せてカーテンを入れたり、家具を入れたり、調度品を買ったりということで、他の業種への波及効果が大変大きいと言われております。

今、旭市内の建築業者の皆さんの状況につきましては、一様に、仕事がない、後継者もない、おれの代で大工はもうやめますと、暗い話ばかりでございます。仕事が欲しいという思いは、切実なものがございます。

住宅リフォームの助成は、県段階では秋田県が今年３月より実施しており、県内８割の自治体が、何らかの形で県制度の上乗せを図っております。また、この制度は、岩手県、宮城県でも制定の方向にあります。この制度は、簡単に申しますと、住宅リフォームに対し、その工事額の一部を助成するもので、例えば工事費の10％程度を20万円を限度に助成するということで、市内や県内の建設業者に発注することを条件に助成する制度です。秋田県では、今年の３月で予算21億6,000万円を計上し、経済波及効果を512億円と試算しております。実

に予算の24倍もの大きさの波及効果を予想しております。秋田県と県内市町村の10月29日までの申し込み件数は1万1,697件、工事高は252億円を超しております。住宅リフォームの直接補助は、たんす預金を引き出したと言われるほどの驚くべき経済効果を上げております。

住宅リフォーム助成の実施されている自治体では、建設業者の廃業がぴたりと止まったと。後継者の育成にもなっており、雇用の増加が見られるという報告がなされております。また、住宅リフォームの助成は、地域の産業対策だけではなく、住宅内の転倒や転落による事故や、トイレやふろ場での疾患を防止し、耐震性の強化、省エネルギー効果、障害者、高齢者の生活の機能に役立つなど、発注者にとっても生活の安全性、快適性や自由度の向上が見られ、喜ばれておるそうです。これを発注しております窓口の市役所の職員も、大変張り合いがある仕事ができているということで、喜ばれているそうです。

次のことを質問いたします。

千葉県内でも、いすみ市において住宅リフォーム助成が行われております。この助成について、担当課の説明をお願いいたします。

2番目として、旭市でもそれらの実施を検討していただきたい、このように思います。

次に、大きな3番目といたしまして、国民健康保険の一部負担金について。

国民健康保険の一部負担金、いわゆる医療機関に支払う窓口負担は、原則3割になっております。先進諸国におけるこの一部負担金は、無料かそれに近い負担で、日本の負担割合は、異常に高い割合になっております。今、高くなり過ぎた保険料とともに、窓口負担が高くて、お金がなくてお医者さんにかかれない、こういった市民が急増しております。

こうした生活困窮者に対し、国民健康保険法第44条におきまして、医療費の減額、免除について定められております。また、旭市の条例の中にも施行規則として、18条として同じような規定が定められております。この制度の活用は、今まで市町村に任せっ放しになっておりまして、財政的負担は一切なしということだったものですから、施行規則はあっても利用はほとんどされていなかったというのが実態でした。

このたび、国民健康保険における患者負担等の一部改正について、通知とQ&A事務連絡が厚生労働省より出され、患者の負担の減免について新しい基準が国から示されることになりました。

まず第1に、質問事項ですが、国と旭市における国民健康保険における一部負担金の減免に対する条項の説明を求めます。

2番目としまして、このたびの一部負担金の徴収猶予及び減免等の一部改正についての厚

生労働省の通達と事務連絡について説明を求めます。

3番目といたしまして、減免基準のない旭市で、この基準をどういうふうにやって実施させていくのか、説明を求めたいと思います。

次の質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 先ほど島田議員の質問に答弁したもので言い残したことがあればということでもありますけれども、大体言い残したことはないような気がしますけれども、太田議員の質問でありますので、お答えをしたいと思います。

政府は、T P P参加の判断は先送りしたということは、先ほど申し上げました。その政策を打ち出すのに、本当に私どもとしましては、降ってわいたような思いつきの施策として、私自信としてはそう考えているところでありまして、まだまだ農業の基盤整備や日本農業の確かな方向性、農業が必要なのか必要でないのかと、こんなような根本的な問題もあるように今度の問題は感じているところでありまして、そしてまた、島国としての食料安保の問題、重大な問題でありますし、そういったものも含めまして、今その時期ではないと、いろんな機会を通じまして働きかけを積極的に行っていきたいと、そんなように思っているところがあります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、ご質問の2点目、住宅のリフォーム助成についてお答えをさせていただきます。

ご提案がありました住宅リフォーム助成制度につきましては、先ほど議員からご紹介がありましたように、全国で30の都道府県をはじめとする170を超える市町村で導入されて、制度化されております。

先ほど県内の状況の中でいすみ市のご紹介がございましたが、今年の4月からこの制度を導入したというふうに聞いております。この制度を導入している市町村でありますけれども、先ほど秋田県の例がございましたが、それぞれの県の制度に合わせて実施をしているという市町村が多い状況でありまして、この制度を導入する市町村につきましては、その背景は、地域性を含めてさまざまであるというふうに思っております。

ちなみに、若干聞いてみましたら、秋田県につきましては、林業振興、これらと抱き合わ

せて、秋田材を使うということの前提の中でこういった制度を設けているというふうに聞いております。

この制度の主な内容でございますけれども、個人が所有する住宅に対する増改築等をはじめ、住宅敷地の外構物、例えば門扉や柵、塀等の整備から改修に至るまで、かなり広範囲のものを対象としているものでございますが、一方でこれらの制度は、高齢者や障害者、介護認定者のご家庭、非課税世帯といったような特段の要件を問わずに、個人に対して一律に補助をするという制度であるというふうに聞いております。経済対策ということもございまして、個人の財産形成に対する直接補助という是非の問題など、市民に対する公平性や事業の継続性、こういったものにつきましても、あらゆる角度、視点から考えていくことも大変重要であるというふうに思っております。

本市におきましても、私の所管ではありませんが、住宅改修への助成制度というのは三つほど設けているわけでありまして、例えば65歳以上の高齢者世帯、あるいは介護予防対策、重度身体障害者のご家庭での住宅改造に要する経費を助成する、こういった三つの制度を設けているわけでありまして、これら高齢者、介護等の観点からも、今後もこれらの制度につきましては継続して進められていく、このように思っております。

ご質問の住宅リフォーム制度でございますけれども、今後におきまして、他の自治体における助成制度の実態やその背景などを調査させていただく中で、現行制度との関係、あるいは住民の公平性の観点、こういったことからしっかりと検証を行っていく必要があるだろうと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、太田議員の質問の中で大きな3点目、国民健康保険の患者負担についてのまず1点目、国民健康保険法第44条及び旭市国民健康保険条例施行規則第18条の説明でございますが、まず、国民健康保険法第44条の規定については、特別の理由がある被保険者で保険医療機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免や支払い免除などができることと定められておるところでございます。旭市国民健康保険条例施行規則第18条は、この国民健康保険法第44条を受けての規定でございます。これは、一部負担金の減免、免除及び徴収猶予の申請及びその証明書について規定し、「特別な理由」を風水害等で資産に重大な損害を受けたときなどに一部負担金の減免、免除を行うことができる旨の規定でございます。

「特別な理由」の解釈と運用については、1つ、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。2としまして、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。3として、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4としまして、前各号に掲げる事由に類する事由があったときとされておりました。

次に、2点目の一部負担金の徴収猶予及び減免等の一部改正でございます。これについては、第1に、市町村国保の被保険者が医療機関窓口で支払う一部負担金を減免することにつきまして、今回新たに収入減少の認定基準を定められたところでございます。具体的には、1として、入院療養を受ける被保険者が属する世帯。2として、世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下の世帯。この1と2いずれにも該当する世帯を対象としまして、なお、減免の期間については、1か月単位の更新制で、3か月までを標準とするものであります。

第2に、市町村国保の保険者が医療機関に代わり未収金を回収する保険者徴収制度の新基準を示したものであります。具体的には、1として、処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。2として、被保険者の属する世帯が保険税の滞納処分を実施する。この1と2のどちらかに該当する場合、保険者徴収を実施すると定めたものでございます。

ただ、医療機関側が文書や電話での催促、内容証明付きの郵便による督促状の送付、未収金患者宅への訪問など、十分な回収努力をすることが前提となります。

なお、市町村が滞納分の国保税と一部負担金の未収金を同時に強制徴収する場合で、双方の合計額が強制徴収額を上回る場合には、国保税が優先されます。

3点目の旭市としてこの新基準をどのように実施するかということでございますが、収入が著しく減少した場合の減免の認定基準については、今回の「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正について」の通知と同じく、1としまして、入院療養を受ける被保険者が属する世帯、2として、世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下の世帯、この1と2いずれかに該当する世帯を対象とし、減免期間については、1か月単位の更新制で3か月までとしたいと思っております。

保険者徴収制度については、市町村が滞納分の国保税と一部負担金を同時に強制徴収するケースで、双方の合計額が強制徴収額を上回る場合には、国保税が優先されることから、実際に一部負担金ほどのくらい徴収できるか検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） まず、第1の環太平洋戦略的経済連携協定についての市長のご回答をいただきましたけれども、反対の声は分かりましたけれども、今、マスコミでは、自由化のバスに乗り遅れるな、あるいは、TPPを締結しようという大合唱が起きております。世論誘導を図っておるわけですが、この大きな逆流を乗り切るためには、消極的に反対の意思を表明するだけではなくて、積極的に締結の反対の行動を起こす必要があるのではないかというようなことが求められるのではないかと思います。JA初め農業団体と協働しまして、集会とかデモとかそういったものを検討して、市長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） きょうの農業新聞にも出ていました、今、1,000万署名活動を農業団体ではやるというようなことでありまして、今回、議会でもそのTPPの反対の要望書が出ておりまして、そういった部分でも、議決されましたら、私どもも、機会があれば一緒に参加させてもらいたいと、そんなようにも思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、住宅リフォームの問題について再質問させていただきます。

一つには、住宅リフォームの助成に関連する各部署の人たちというのは、相当各課あると思うんです。ですから、幾つかの課がありますので、先ほど申しました太陽光パネルの設置だとか、障害者の方々のリフォームの助成だとか、整合性のあるものを作っていただきたい。そのためには各課の連携が必要になると思いますので、その辺の整合性を保った内容にしていきたい、そのように思います。

また、制度を作る上で、経済団体、職人たちの団体とか、職能組合の団体の人たち、あるいは商工会、そういった方々の書類づくりのうまい方々も中に入っていていただきましてご意見を伺うというような形で、この計画を練っていただきたい、このように思います。これは要望ですので、回答は結構です。

次に、第3の国民健康保険についての再質問をさせていただきます。

施行規則の第18条の2項には、あらかじめ申請しなければならないという申請主義が入っ

ているわけなんですけれども、病気というのは、あるいは事故というのは、あらかじめ予想ができるものもありますけれども、予想できない場合のほうが多いと思うんです。そうしますと、後追いでどうしても申請しなきゃならなくなるというふうなことになるかと思います。

この中で、事務連絡等から見ますと、病院に担ぎ込まれて、そのときにオリエンテーリングを行うというような形で、すぐに保険年金課とか国民健康保険の部署とか、病院と、あと生活保護を扱う所、こういった所が連携して、この制度を利用しなさいという、こういう形になっていると思います。もともとは、この制度が検討された中身というのは、要するに医療機関の未収問題、これを何とかしなきゃならないということから出てきているものも一部あるわけなんです。ですから、そのことがプログラムとして行われているということで、そういう形のものが出ております。

ですから、すべての窓口で、生活保護の申請、受給の申請、それからあと低額無料診療などの説明ができなければいけないというようなことが、やってくれというような形で、どの部署においてもワンストップでサービスができるという、こういう方向にしてほしいということがございます。

ですから、この辺を踏まえまして、18条の2項の申請主義というのは、後追いでやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 規則には、きちんとその申請についてなっているところでございますので、後追い可能かどうかというのは、よく検討してみなければ分かりませんが、今回の基準ができました。そうすると申請については、預貯金の調査等、そういったこともございますので、ちょっと申請については慎重に進めざるを得ないなとちょっと思っているところでございます。しかし、入院して困った状況で見えられることでもありますので、迅速に対応するよう努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 次に、現在、国民健康保険税が払えなくて資格証明書を持っている方々、これらの方々ににつきまして質問させていただきたいと思うんですが、病気になったとき、あるいは医療が必要になったときというのは、いわゆる特別の事情として扱って、短期保険証並みの扱いをしていただけるということによってよろしいのでしょうか。それでこの制度の利用者

となれるということでよろしいのでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） これは、いわゆる資格証の方ということではございません。きちんと基準がございますので、その基準に到達していない方は資格証の扱いだということで、ただ、この基準に該当すれば、その保険料の滞納の有無にかかわらず、一部負担金の減免については、要するに国の通知では、行ってもいいよというような形のQ&Aも来ているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。

次に、生活保護との関係でございますけれども、大体、そうしますと、この間、第1回の議会のときに私が質問しまして、3人家族で大体モデルケースとして230万円ぐらいの生活保護の支給があるというような話がございました。そうしますと、大体それにしますと、3人家族で大体そのぐらいの収入という基準でよろしいと思うんですけれども、それからまた現金につきましては、大体その1か月の3倍ということですので、大体五・六十万円の現金があっても一応この制度には該当するというような形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 生活保護の関係とのこの一部負担金減免のかかわりについて、ちょっと話をしたいと思います。

今度はその基準としましては、収入が生活保護基準以下であって、預貯金が生活保護基準の3か月以下というような基準でございます。生活保護の適用に当たっては、その収入が生活保護基準を下回ることに加えまして、本人の申請の意思、資産、能力の活用、扶養義務者の扶養、他法施策の活用などで要件等によっても判定がされておりますので、生活保護基準以下であっても生活保護の対象となるとはちょっと限らないものであります。でも、この辺のところにつきましては、必要に応じまして生活保護担当などと連携するよう努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。

大変、各課にわたる調整が必要でありますし、医療機関との調整も必要なことから、大変難しい事業かと存じますけれども、これから低所得者の方々の医療を保障していく上では大変重要なことだと思います。ですから、この制度をうまく利用して、経済的弱者のその方のための医療の保障を今後とも、各関連する部署で行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時17分

平成22年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成22年12月13日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 議案の補足説明
 - 追加日程第4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第5 発議案上程
 - 追加日程第6 提案理由の説明
 - 追加日程第7 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（22名）

1 番 大 塚 祐 司
3 番 宮 澤 芳 雄

2 番 飯 嶋 正 利
4 番 太 田 將 範

5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 多 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
 企 画 課 長 神 原 房 雄
 税 務 課 長 堀 川 茂 博
 環 境 課 長 浪 川 敏 夫
 健康管理課長 石 毛 健 一
 子 育 て 支 援 課 長 林 芳 枝
 商工観光課長 横 山 秀 喜
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病院事務部長 渡 辺 清 一
 国 民 宿 舎 支 配 人 増 田 富 雄
 学校教育課長 平 野 一 男
 国体推進室長 高 野 晃 雄

副 市 長 増 田 雅 男
 秘書広報課長 米 本 壽 一
 総 務 課 長 平 野 哲 也
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 課 長 石 井 繁
 保険年金課長 花 香 寛 源
 社会福祉課長 在 田 豊
 高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都 市 整 備 課 主 幹 竹 内 正 博
 会 計 管 理 者 高 山 重 幸
 水 道 課 長 小長谷 博
 病院経理課長 鈴 木 清 武
 庶 務 課 長 加 瀬 寿 一
 生涯学習課長 野 口 國 男
 監 査 委 員 長 平 野 修 司

農業委員会
事務局 長 伊 藤 浩

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋 事務局次長 向 後 嘉 弘

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 一哉） ここで執行部より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
副市長。

（副市長 増田雅男 登壇）

○副市長（増田雅男） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言おわびを申し上げます。

先日の本会議のとき、執行部側において不適切な発言をし、議会に対しましてご迷惑をおかけしたことについて、ここにおわびを申し上げます。

また、やはり先日の本会議のときに指摘されました事務の執行にかかわる件についてもご迷惑をおかけし、重ねておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今後はこのようなことのないよう、職員の管理監督に努め、指導をしていくとともに、職務の執行について、事務処理の構築を進めるとともに、各課の連絡調整を密にし、適切に処理してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げまして、おわびとさせていただきます。重ねて申し訳ありませんでした。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 一哉） これより議案第1号から議案第3号までの3議案と、議案第8号及び議案第9号の2議案並びに請願第3号及び請願第4号の2件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。
配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長(滑川公英) おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項の1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月7日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

土木費の南堀之内バイパス整備事業について、公有財産購入費として3,000万円計上しているが、道路として何メートルくらいになるのか。また土地買収の際、意に沿わない土地の端数については、どう処理するのかとの質疑では、公有財産購入費については、今年度の予定として、地権者は8名くらいで、用地買収としては26筆くらいを計画しており、道路の長さまでは計算していない。また、土地買収の際に生じる端数の土地については、その面積にもよるが、市のほうで買うような形になると思うとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年12月13日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長(林 一哉) 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決の2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月8日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第2号の主な質疑について申し上げます。

一般会計からの繰入金について、近隣の状況はどうなっているのか。また、保険税の見直しをする予定はあるのかとの質疑では、近隣の状況については、平成21年度実績で匝瑳市が3億円、東金市が1億8,000万円ほどであり、県内36市中27市が繰り入れている状態にある。また、保険税の見直しについては、医療給付費の伸び等を踏まえ、現在、試算をしているところであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号及び議案第2号については、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年12月13日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 島田和雄 登壇）

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議の4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月9日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

定住自立圏共生ビジョンの進捗状況とどんな事業を計画しているのかとの質疑では、定住自立圏共生ビジョン策定のための懇談会を2度ほど開催しており、主な意見としては、道の駅や企業誘致、また、特産品開発や観光情報発信など、経済効果につながるやり方について検討してほしいという意見があった。今後の予定については、12月15日に最終段階の定住自立圏共生ビジョンの案を提示し、平成23年3月に承認をいただくということで、事業計画としては、約30事業を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

この改正の中に計画の策定及びその実施のための連絡調整とある部分を事業の実施に改めるという部分があるが、どのような事業を行うのかとの質疑では、今回の改正については、ふるさと市町村圏という国の制度が廃止されたことに伴うもので、この制度で実施されていた事業を当面、組合の事業として実施していくものである。現在、組合で行っている事業については、市単独で行うよりも広域で行ったほうが効率的ということから、職員採用試験や中学生海外派遣研修事業、また、銚子連絡道路早期完成に伴う諸事業や、ごみ処理施設建設などであるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第3号は賛成多数で、そのほかの3議案については全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年12月13日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員長請願報告。

各常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました請願第4号、T P P交渉参加反対に関する請願の審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、12月7日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国もいろいろ試算を出しているが、当市においても農業を基幹産業としているので賛成したいとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願第4号は全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年12月13日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました請願第3号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願の審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、12月8日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容

について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年12月13日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

請願第4号、T P P交渉参加反対に関する請願について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前11時45分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第11号、工事請負契約の締結についての1議案であります。

また、本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、T P P交渉参加反対を求める意見書の提出について、発議第2号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案並びに発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案については、市長より提案のありました議案第11号の工事請負契約の締結の1議案と、発議第1号、T P P交渉参加反対を求める意見書の提出及び発議第2号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成22年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日12月13日月曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第11号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。追加日程第4、質疑、討論、採決。追加日程第5、発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程。追加日程第6、提案理由の説明。追加日程第7、質疑、討論、採決といたしました。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第11号の1議案と発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本議案及び発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第1、議案上程。

議案第11号の1議案を上程いたします。

議案第11号 工事請負契約の締結について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第11号は、工事請負契約の締結についてでありまして、道路新設工事（橋梁下部工）について、一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

契約の名称は、道路新設工事（橋梁下部工）で都市計画道路谷丁場遊正線とＪＲ総武本線との交差部に橋台を施工するものであります。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は１億１,０６７万円であります。

契約の相手方は、株式会社阿部建設、代表取締役、阿部典義であります。

工事の期限は、平成23年９月30日でございます。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

次に、契約の経過をご説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受付を経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった３社すべてが資格要件を満たしておりました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、12月８日に仮契約を締結いたしました。

ちなみに、３社でございますが、阿部建設株式会社、東鉄工業株式会社、東洋建設株式会社でございます。

以上で、議案第11号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 発議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第5、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第 1号 T P P交渉参加反対を求める意見書の提出について

発議第 2号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出
について

◎追加日程第6 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） それでは、発議第1号、T P P交渉参加反対を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

T P P交渉参加反対を求める意見書。

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価値の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定されたが、例外を認めないこのT P Pに参加した場合、農業への影響は、壊滅的な打撃を受けるとともに、食料自給率を上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給ということに逆行し、食料安全保障を脅かす大変な問題である。

よって、我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確保するため、T P P交渉への参加については行わないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、外務大臣、農林水産大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） それでは、発議第2号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されています。その約

6割強がインフルエンザ菌b型（H i b＝ヒブ）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡しています。生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。ヒブワクチンは133カ国で定期予防接種とされています。また、肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界101カ国で承認され、米国やオーストラリア等45カ国で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しています。

日本では2009年12月にヒブワクチン、2010年2月に小児用肺炎球菌ワクチンが導入されています。しかしながら任意接種で開始されたため、2つのワクチンともに4回接種が必要で約70,000円全額が保護者負担となっています。まだ収入が少ない若い世帯が経済的な理由で接種を躊躇することも危惧され、一日も早い定期接種化が重要となっています。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎に対し、早期に定期予防接種化することを強く要望します。

1. ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを速やかに定期接種化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、財務大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の提案理由は終わりました。

以上で、提案理由の説明を終わります。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第1号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

発議第2号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、T P P交渉参加反対を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告申し上げます。

1つ、金300万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月30日受納いたしました。

1つ、各種球技用ボールセット、逆あがり補助板及びライン引きを旭市ゴルフ協会様より、10月20日受納いたしました。

1つ、詩集102冊を川手清三様より、11月5日受納いたしました。

1つ、豚肉140キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より、11月16日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 4分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議員 景 山 岩三郎

議員 滑 川 公 英